

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																												
分野		下水道（施設）																												
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）														個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考
						供用年数														健全性										
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方	
北海道	石狩川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	9	-	0	0	0	1	8	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	3	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設・汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	十勝川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	2	-	0	0	1	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	3	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設・汚泥処理施設：健全度2以下を改築対象とする。	
北海道	函館湾流域下水道		処理施設、ポンプ施設	2	-	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設・汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	石狩湾新港地域公共下水道		処理施設、ポンプ施設	3	-	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	3	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設・汚泥処理施設：健全度2以下を改築対象とする。	
北海道	札幌市	1,952,356	処理施設、ポンプ施設	26	99.8	1	0	0	1	24	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築対象、健全度3以上のものを修繕の対象とする。	
北海道	函館市	265,979	処理施設、ポンプ施設	7	90.8	0	0	0	0	7	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。	
北海道	函館市（公共下水道）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。	
北海道	函館市（流域関連公共下水道）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：流域関連公共下水道のため、該当なし。 汚泥処理施設：流域関連公共下水道のため、該当なし。	
北海道	小樽市	121,924	処理施設、ポンプ施設	16	99.1	0	0	0	3	13	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
北海道	旭川市	339,605	処理施設、ポンプ施設	3	97.3	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	室蘭市	88,564	処理施設、ポンプ施設	12	99.3	0	1	1	0	10	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	10	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
北海道	釧路市	174,742	処理施設、ポンプ施設	16	98.6	0	0	0	0	16	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
北海道	帯広市	169.327	処理施設、ポンプ施設	1	97.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：水処理統合により更新対象としない。 汚泥処理施設：水処理統合により更新対象としない。	
北海道	北見市	121.226	処理施設、ポンプ施設	5	95.2	0	0	0	0	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3の施設を修繕対象、健全度2以下の施設を改築対象とする。 水処理施設：健全度3の施設を修繕対象、健全度2以下の施設を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3の施設を修繕対象、健全度2以下の施設を改築対象とする。	
北海道	夕張市	8.843	処理施設、ポンプ施設	1	27.8	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする	
北海道	岩見沢市	84.499	処理施設、ポンプ施設	6	88.1	0	1	0	0	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3の施設を修繕対象、健全度2以下の施設を改築対象とする。 水処理施設：健全度3の施設を修繕対象、健全度2以下の施設を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3の施設を修繕対象、健全度2以下の施設を改築対象とする。	
北海道	網走市	39.077	処理施設、ポンプ施設	7	93.9	0	0	0	0	7	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	留萌市	22.221	処理施設、ポンプ施設	1	88.0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
北海道	苫小牧市	172.737	処理施設、ポンプ施設	9	99.3	0	0	0	0	9	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度Ⅲの施設を修繕対象、健全度Ⅱ以下の施設を改築対象とする。 水処理施設：健全度Ⅲの施設を修繕対象、健全度Ⅱ以下の施設を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度Ⅲの施設を修繕対象、健全度Ⅱ以下の施設を改築対象とする。	
北海道	稚内市	36.380	処理施設、ポンプ施設	1	91.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	美瑛市	23.035	処理施設、ポンプ施設	0	78.5																											
北海道	芦別市	14.676	処理施設、ポンプ施設	0	88.4																											
北海道	江別市	120.636	処理施設、ポンプ施設	5	97.6	0	0	0	0	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを維持管理対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを維持管理対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを維持管理対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	赤平市	11.105	処理施設、ポンプ施設	0	87.9	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の検討対象・健全度2以下のものを改築の検討対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
北海道	紋別市	23.109	処理施設、ポンプ施設	4	92.4	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：令和2年度末までにストック マネジメント計画を順次、構築・策定予 定。 水処理施設：健全度2以下のものを改築対 象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築 対象とする。
北海道	士別市	19.914	処理施設、ポンプ施設	2	81.6	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備 を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備 を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設 備を修繕・改築対象とする。
北海道	名寄市	29.048	処理施設、ポンプ施設	2	87.2	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対 象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対 象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対 象、健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	三笠市	9.076	処理施設、ポンプ施設	2	87.5	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	4	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下は改築対象、2以上は修繕対 象とする。
北海道	根室市	24.594	処理施設、ポンプ施設	4	74.5	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○		R1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設 備を改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備 を改築対象とする。
北海道	千歳市	95.648	処理施設、ポンプ施設	5	98.3	0	0	0	0	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以上のものを修繕対 象、健全度2以下を改築対象とする。 水処理施設：健全度3以上のものを修繕対 象、健全度2以下を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以上のものを修繕 対象、健全度2以下を改築対象とする。
北海道	滝川市	41.192	処理施設、ポンプ施設	2	95.0	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3のものを修繕対象、健全度2以下 のものを改築対象とする（ストックマネ ジメント計画策定時に検討する）
北海道	砂川市	17.694	処理施設、ポンプ施設	1	94.0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対 象、健全度2以下のものを改築対象とす る。
北海道	歌志内市	3.585	処理施設、ポンプ施設	0	98.5							-	-	-	-	-															
北海道	深川市	21.909	処理施設、ポンプ施設	4	76.4	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備 を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備 を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3と診断された際 に、リスク評価を参考に改築の実施を検討 する。
北海道	富良野市	22.936	処理施設、ポンプ施設	2	80.6	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを改築対 象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築 対象とする。
北海道	登別市	49.625	処理施設、ポンプ施設	4	96.1	0	0	1	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	3	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕、健 全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕、健 全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕、 健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	恵庭市	69.702	処理施設、ポンプ施設	1	97.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対 象、健全度2以下のものを改築対象とす る。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対 象、健全度2以下のものを改築対象とす る。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																															
分野		下水道（施設）																															
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】													個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考				
						供用年数						健全性							策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方					
北海道	伊達市	34.995	処理施設、ポンプ施設	4	88.1	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象 健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象 健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象 健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	北広島市	59.064	処理施設、ポンプ施設	3	97.5	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○		R1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象 健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象 健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象 健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	石狩市	57.436	処理施設、ポンプ施設	7	94.2	0	0	1	2	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象 健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象 健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象 健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	北斗市	46.390	処理施設、ポンプ施設	0	90.3							-	-	-	-	-																	
北海道	当別町	17.278	処理施設、ポンプ施設	3	86.7	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設 健全度3～2のものを修繕対象、健全度2 以下のものを改築対象
北海道	新篠津村	3.329	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																	
北海道	松前町	7.337	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																	
北海道	福島町	4.422	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																	
北海道	知内町	4.653	処理施設、ポンプ施設	1	69.8	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.chinoi.hokkaido.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象 健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象 健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	木古内町	4.547	処理施設、ポンプ施設	1	62.5	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.mogoi.hokkaido.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設、汚泥処理施設、健全度3の施設 を修繕対象、健全度2以下の施設を改築 対象とする。
北海道	七飯町	28.120	処理施設、ポンプ施設	1	80.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.nanai.hokkaido.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する施設を修繕・改築 対象とする。
北海道	鹿部町	4.226	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																	
北海道	森町	15.946	処理施設、ポンプ施設	1	51.0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.mori.hokkaido.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3の設備を修繕対象、 健全度2以下の設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3の設備を修繕対象、 健全度2以下の設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3の設備を修繕対象 健全度2以下の設備を改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数											健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方			
北海道	八雲町	17.252	処理施設、ポンプ施設	3	71.3	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以上のものを修繕対象。健全度2以下を改修対象とする。 水処理施設：健全度3以上のものを修繕対象。健全度2以下を改修対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以上のものを修繕対象。健全度2以下を改修対象とする。	
北海道	長万部町	5.926	処理施設、ポンプ施設	1	73.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。	
北海道	江差町	8.248	処理施設、ポンプ施設	2	40.5	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改修対象とする予定。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改修対象とする予定。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改修対象とする予定。	
北海道	上ノ国町	4.876	処理施設、ポンプ施設	0	64.3	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	助力制脚盤：(2002)に設置した15箇所は目標対応年限に該当するため対象とする。 ポンプ施設：4箇所の汚れ軽減装置等の耐久で判断するため前回実施から計画上は平均値である設定10年とする。	
北海道	厚沢部町	4.049	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
北海道	乙部町	3.906	処理施設、ポンプ施設	1	72.4	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。	
北海道	奥尻町	2.690	処理施設、ポンプ施設	1	38.7	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	・ポンプ施設：該当なし ・健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改修対象とする。	
北海道	今金町	5.628	処理施設、ポンプ施設	1	66.7	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改修対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改修対象とする。	
北海道	せたな町	8.473	処理施設、ポンプ施設	3	64.8	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕管理対象。健全度2以下のものを改修対象とする。	
北海道	島牧村	1.499	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
北海道	寿都町	3.137	処理施設、ポンプ施設	2	64.2	0	0	0	2	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改修対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改修対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改修対象とする。	
北海道	黒松内町	3.082	処理施設、ポンプ施設	1	77.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし 水処理施設：健全度2以下のものを改修対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改修対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																											
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考							
						供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針												
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方					
北海道	蘭越町	4.843	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																		
北海道	ニセコ町	4.958	処理施設、ポンプ施設	1	48.8	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	_____	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3以上のものを修繕対象、健全度2以下を改築対象とする。	
北海道	真狩村	2.103	処理施設、ポンプ施設	1	61.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	_____	H30	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：ストックマネジメント計画をH30～R1年度に策定済み。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	留寿都村	1.907	処理施設、ポンプ施設	2	71.6	0	0	0	2	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	_____	H30	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	喜茂別町	2.294	処理施設、ポンプ施設	1	77.7	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	_____	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
北海道	京極町	3.187	処理施設、ポンプ施設	1	79.7	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	_____	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設・汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	倶知安町	14.826	処理施設、ポンプ施設	3	80.3	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	_____	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	共和町	6.224	処理施設、ポンプ施設	0	75.5							-	-	-	-																		
北海道	岩内町	13.042	処理施設、ポンプ施設	1	71.5	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○	_____	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする予定。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする予定。	
北海道	泊村	1.771	処理施設、ポンプ施設	2	81.6	0	0	1	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	_____	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	神恵内村	1.004	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																		
北海道	積丹町	2.115	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																		
北海道	古平町	3.188	処理施設、ポンプ施設	2	83.2	0	0	0	2	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	_____	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを一部を修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
北海道	秩父別町	2,513	処理施設、ポンプ施設	0																												
北海道	雨竜町	2,749	処理施設、ポンプ施設	0																												
北海道	北竜町	1,981	処理施設、ポンプ施設	0																												
北海道	沼田町	3,181	処理施設、ポンプ施設	1	74.0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.nueta.hokkaido.jp/</a>	H29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	鷹栖町	7,018	処理施設、ポンプ施設	1	72.4	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.touyuki.hokkaido.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	東神楽町	10,253	処理施設、ポンプ施設	0	84.9																											
北海道	当麻町	6,689	処理施設、ポンプ施設	1	60.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.tompa.hokkaido.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	平成24年度に更新事業を実施したが、今後の最新のガイドライン等を踏まえストックマネジメント計画の策定を予定している。	
北海道	比布町	3,777	処理施設、ポンプ施設	0	67.0																											
北海道	愛別町	2,976	処理施設、ポンプ施設	1	64.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.aimbetsu.hokkaido.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	上川町	4,044	処理施設、ポンプ施設	3	88.2	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.kamikawa.hokkaido.jp/</a>	H29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
北海道	東川町	8,111	処理施設、ポンプ施設	1	69.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.higashikawa.hokkaido.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	美瑛町	10,292	処理施設、ポンプ施設	1	66.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.biei.hokkaido.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	上富良野町	10,826	処理施設、ポンプ施設	1	82.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.kamikawa.hokkaido.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	処理施設で健全度2以下となる施設を改築対象とする	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考			
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方					
北海道	中富良野町	5,069	処理施設、ポンプ施設	1	56.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
北海道	南富良野町	2,555	処理施設、ポンプ施設	1	70.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
北海道	占冠村	1,211	処理施設、ポンプ施設	2	66.3	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設：健全度3の設備を修繕対象、健全度2以下の設備を改築対象とする。		
北海道	和寒町	3,596	処理施設、ポンプ施設	1	72.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを維持管理対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		
北海道	剣淵町	3,228	処理施設、ポンプ施設	1	56.0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		
北海道	下川町	3,547	処理施設、ポンプ施設	1	79.7	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		
北海道	美深町	4,659	処理施設、ポンプ施設	1	79.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		
北海道	音威子府村	832	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																	
北海道	中川町	1,767	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																	
北海道	幌加内町	1,525	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																	
北海道	増毛町	4,497	処理施設、ポンプ施設	2	61.8	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。		
北海道	小平町	3,336	処理施設、ポンプ施設	2	79.2	0	0	1	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以上のものを修繕対象、健全度2以下を改築対象。 水処理施設：健全度3以上のものを修繕対象、健全度2以下を改築対象。 汚泥処理施設：健全度3以上のものを修繕対象、健全度2以下を改築対象。		
北海道	苫前町	3,265	処理施設、ポンプ施設	3	75.8	0	1	1	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方		
北海道	羽幌町	7.327	処理施設、ポンプ施設	2	85.3	0	0	0	2	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	3	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設の各施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	初山別村	1.217	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
北海道	通別町	2.806	処理施設、ポンプ施設	1	82.7	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	4	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下で改築を実施。
北海道	天塩町	3.243	処理施設、ポンプ施設	1	76.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：施設の該当なし 水処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	猿払村	2.684	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
北海道	浜頓別町	3.881	処理施設、ポンプ施設	1	86.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを維持管理対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを維持管理対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを維持管理対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	中頓別町	1.757	処理施設、ポンプ施設	1	84.4	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3の設備を修繕対象。健全度2以下の設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3の設備を修繕対象。健全度2以下の設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3の設備を修繕対象。健全度2以下の設備を改築対象とする。
北海道	枝幸町	8.437	処理施設、ポンプ施設	2	77.2	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設・汚泥処理施設：健全度3の設備を修繕対象。健全度2以下の設備を改築対象とする。
北海道	豊富町	4.054	処理施設、ポンプ施設	1	75.6	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○		R2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	・健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	礼文町	2.773	処理施設、ポンプ施設	2	63.6	0	0	1	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○		R1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	利尻町	2.303	処理施設、ポンプ施設	1	65.0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	利尻富士町	2.787	処理施設、ポンプ施設	2	84.1	0	0	1	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設・汚泥処理施設：健全度3のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	幌延町	2.447	処理施設、ポンプ施設	1	73.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○		R2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。

個別施設ごとの長寿化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
北海道	美幌町	20.296	処理施設、ポンプ施設	1	90.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
北海道	津別町	5.008	処理施設、ポンプ施設	1	80.7	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
北海道	斜里町	12.231	処理施設、ポンプ施設	4	74.6	0	0	0	1	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	清里町	4.221	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
北海道	小清水町	5.085	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
北海道	訓子府町	5.100	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
北海道	置戸町	3.092	処理施設、ポンプ施設	1	60.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	佐呂間町	5.362	処理施設、ポンプ施設	1	52.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
北海道	遠軽町	20.873	処理施設、ポンプ施設	4	83.7	0	0	0	2	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	湧別町	9.231	処理施設、ポンプ施設	1	63.2	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3~2に該当する設備を修繕対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3~2に該当する設備を修繕対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。
北海道	滝上町	2.721	処理施設、ポンプ施設	1	84.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし。 水処理施設：健全度3の施設を修繕対象、健全度2以下の施設を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3の施設を修繕対象、健全度2以下の施設を改築対象とする。
北海道	興部町	3.909	処理施設、ポンプ施設	2	85.7	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	西興部村	1.046	処理施設、ポンプ施設	1	89.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。

個別施設ごとの長寿化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方		
北海道	雄武町	4,525	処理施設、ポンプ施設	2	76.4	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
北海道	大空町	7,360	処理施設、ポンプ施設	1	68.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	豊浦町	4,291	処理施設、ポンプ施設	1	68.8	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設、汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	社管町	2,922	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
北海道	白老町	17,740	処理施設、ポンプ施設	3	89.9	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
北海道	厚真町	4,838	処理施設、ポンプ施設	2	38.3	0	0	0	2	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	洞爺湖町	9,299	処理施設、ポンプ施設	4	86.0	0	0	1	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
北海道	安平町	8,148	処理施設、ポンプ施設	3	77.2	0	1	0	2	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
北海道	むかわ町	8,596	処理施設、ポンプ施設	1	43.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	4	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3の設備を修繕対象、健全度2以下の設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3の設備を修繕対象、健全度2以下の設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3の設備を修繕対象、健全度2以下の設備を改築対象とする。	
北海道	日高町	11,289	処理施設、ポンプ施設	3	71.3	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。	
北海道	平取町	5,315	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
北海道	新冠町	5,592	処理施設、ポンプ施設	1	60.0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用率状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考				
						供用年数											健全性					策定状況			内容				維持管理・更新の基本方針			
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）		措置の進め方			
北海道	浦河町	13.075	処理施設、ポンプ施設	2	56.7	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.ura-waifu.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の検討対象、健全度2以下のものを改築の検討対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の検討対象、健全度2以下のものを改築の検討対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の検討対象、健全度2以下のものを改築の検討対象とする。
北海道	様似町	4.518	処理施設、ポンプ施設	1	75.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.sannai-hokkaido.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以上のものを修繕対象健全度2以下を改築対象とする。 水処理施設：健全度3以上のものを修繕対象健全度2以下を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以上のものを修繕対象健全度2以下を改築対象とする。
北海道	えりも町	4.906	処理施設、ポンプ施設	2	46.2	0	0	0	2	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.eri-mo.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：ストックマネジメント計画策定時に検討する。 水処理施設：ストックマネジメント計画策定時に検討する。 汚泥処理施設：ストックマネジメント計画策定時に検討する。
北海道	新ひだか町	23.231	処理施設、ポンプ施設	3	76.5	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.niihata-hokkaido.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	音更町	44.807	処理施設、ポンプ施設	2	89.3	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○	<a href="#">http://www.city.otsubo-hokkaido.jp/</a>	R2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
北海道	士幌町	6.132	処理施設、ポンプ施設	1	52.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.shirahou-hokkaido.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	上士幌町	4.765	処理施設、ポンプ施設	1	73.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.kamikuni-hokkaido.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施 水処理施設：健全度2以下で改築を実施 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施
北海道	鹿追町	5.542	処理施設、ポンプ施設	1	0.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○	<a href="#">http://www.city.kashimura-hokkaido.jp/</a>	R2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3の設備を修繕対象とする予定。（ストックマネジメント計画策定時に検討する） 水処理施設：健全度3の設備を修繕対象、健全度2以下の設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：該当なし	
北海道	新得町	6.288	処理施設、ポンプ施設	2	82.1	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.niikuni-hokkaido.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
北海道	清水町	9.252	処理施設、ポンプ施設	1	55.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.mizuho-hokkaido.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを維持管理対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを維持管理対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	芽室町	18.484	処理施設、ポンプ施設	2	79.1	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.mehosho-hokkaido.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
北海道	中札内村	3.966	処理施設、ポンプ施設	1	69.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.village.nakazato-hokkaido.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
北海道	更別村	3.185	処理施設、ポンプ施設	1	55.6	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3以上のものを修繕対象、健全度2以下を改築対象とする。
北海道	大樹町	5.738	処理施設、ポンプ施設	1	68.8	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3以上のものを修繕対象、健全度2以下を改築対象とする。
北海道	広尾町	7.030	処理施設、ポンプ施設	1	81.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	幕別町	26.760	処理施設、ポンプ施設	2	83.2	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	・健全度3～2のものの一部を修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする予定
北海道	池田町	6.882	処理施設、ポンプ施設	1	75.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	豊碑町	3.182	処理施設、ポンプ施設	3	61.8	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	本別町	7.358	処理施設、ポンプ施設	1	67.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。
北海道	足寄町	6.990	処理施設、ポンプ施設	1	73.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	調査において劣化が認められるものを中心に優先順位をつけ修繕・改築を実施している。
北海道	隠別町	2.482	処理施設、ポンプ施設	1	76.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	3	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	浦幌町	4.919	処理施設、ポンプ施設	1	66.5					1		-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当施設なし。 水処理施設：健全度2以下を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下を改築対象とする。
北海道	釧路町	19.833	処理施設、ポンプ施設	4	90.8	0	0	1	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3の施設を修繕対象、健全度以下の施設を改築対象とする。
北海道	厚岸町	9.778	処理施設、ポンプ施設	3	77.0	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	浜中町	6.061	処理施設、ポンプ施設	1	43.1	1	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設（送風機本体）：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																												
分野		下水道（施設）		施設の種類	施設の 施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考			
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	供用年数											健全性			策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針									
			0～5				6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画 期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
北海道	標茶町	7.742	処理施設、ポンプ施設	3	66.9	0	1	1	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	_____	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設、汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	弟子屈町	7.758	処理施設、ポンプ施設	1	63.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	_____	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：年1回点検を実施し、必要に応じてオーバーホールを実施する。健全度3～2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：年1回点検を実施し、必要に応じてオーバーホールを実施する。健全度3～2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
北海道	鶴居村	2.534	処理施設、ポンプ施設	0																												
北海道	白糠町	8.068	処理施設、ポンプ施設	1	73.8	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	_____	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：今後、ガイドラインを踏まえて、ストックマネジメント計画の策定を検討する。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
北海道	別海町	15.273	処理施設、ポンプ施設	5	45.9	0	0	0	0	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	_____	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする 予定 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする 予定 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする 予定。
北海道	中標津町	23.774	処理施設、ポンプ施設	3	82.0	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	_____	H27	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度Ⅲ～Ⅱのもの主維持管理対象、健全度Ⅱ以下のものを改築対象とする。
北海道	標津町	5.242	処理施設、ポンプ施設	2	73.9	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○	_____	R2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕、健全度2のものを改築対象とする 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕、健全度2のものを改築対象とする
北海道	羅臼町	5.415	処理施設、ポンプ施設	0																												
青森県	岩木川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	10	96.2	0	0	0	0	10	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	_____	H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施 水処理施設：健全度2以下で改築を実施 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施
青森県	馬淵川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	8	81.1	0	0	0	0	8	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	_____	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。
青森県	十和田湖特定環境保全公共下水道		処理施設、ポンプ施設	6	100.0	0	0	0	0	6	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	_____	H28	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。 水処理施設：健全度2以下で改築を実施。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施。
青森県	青森市	287.648	処理施設、ポンプ施設	19	81.4	1	1	0	2	15	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	_____	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。 水処理施設：健全度2以下で改築を実施 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 活用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）															備考		
						供用年数										健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方				
青森県	弘前市	177.411	処理施設、ポンプ施設	4	85.4	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○		R1	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・健全度2以下で改築を実施。 ・吐出し量0.2m <sup>3</sup> /min以上；健全度2以下で改築を実施	
青森県	弘前市 （百沢処理区）	177.411	処理施設、ポンプ施設	1	0.3	1	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○		R2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・健全度2以下で改築を実施	
青森県	弘前市 （常盤野処理区）	177.411	処理施設、ポンプ施設	1	0.1	1	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○		R2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・健全度2以下で改築を実施	
青森県	八戸市	231.257	処理施設、ポンプ施設	13	66.1	1	1	1	0	10	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築の対象とする。	
青森県	黒石市	34.284	処理施設、ポンプ施設	5	57.0	0	0	1	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。	
青森県	五所川原市	55.181	処理施設、ポンプ施設	3	37.3	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み																
青森県	五所川原市 （五所川原処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度判定Ⅱ以下のものを改築対象とし、リスクを踏まえ改築優先度を判定し、改築を行う。 水処理施設：健全度判定Ⅱ以下のものを改築対象とし、リスクを踏まえ改築優先度を判定し、改築を行う。 汚泥処理施設：健全度判定Ⅱ以下のものを改築対象とし、リスクを踏まえ改築優先度を判定し、改築を行う。	
青森県	五所川原市 （相内処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし。 水処理施設：健全度2以下で改築を実施。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施。	
青森県	十和田市	63.429	処理施設、ポンプ施設	4	71.2	0	0	0	1	3	0	-	-	-	-	-	策定済み																
青森県	十和田市 （十和田処理区）	63.429	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	状態監視保全とし、健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。（長寿命化計画による）	
青森県	十和田市 （焼山処理区）	63.429	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	状態監視保全とし、健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。（長寿命化計画による）	
青森県	三沢市	40.196	処理施設、ポンプ施設	2	72.0	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R3	○		R3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。 水処理施設：健全度2以下で改築を実施。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施。	







個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考				
						供用年数											健全性				策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針					
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定		対策費用 (億円)	措置の進め方		
青森県	南部町	17.160	処理施設、ポンプ施設	2	20.0	0	0	1	0	1	0	-	-	-	-	-																
青森県	南部町 (南部処理区)	17.160	処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28	○	<a href="#">https://www.city.nanbu.aomori.jp/</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-		水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
青森県	南部町 (あかね処理区)	17.160	処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="#">https://www.city.nanbu.aomori.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-		水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
青森県	階上町	14.025	処理施設、ポンプ施設	3	26.9	0	0	3	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">https://www.city.kaijouwcho.aomori.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-		健全度2以下、または経過年数が目標耐用年数以上、もしくは築年数の経過またはその劣化が発生し保守では対応困難な設備。	
青森県	新郷村	2.509	処理施設、ポンプ施設	1	51.7	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">https://www.city.niikawa.aomori.jp/</a>	H27	8	-	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度Ⅱ以下のものを改築対象とする。概ね15年(目標耐用年数)を目標に改築を検討。 水処理施設：概ね15年(目標耐用年数)を目標に改築を検討。 汚泥処理施設：健全度Ⅱ以下のものを改築対象とする。概ね15年(目標耐用年数)を目標に改築を検討。	
岩手県	北上川上流流域		処理施設、ポンプ施設	15	81.7	0	0	0	0	15	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">https://www.pref.iwate.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-		健全度3'2のもの修繕の対象とし、健全度2以下のもを改築の対象とする。	
岩手県	磐井川流域		処理施設、ポンプ施設	2	58.1	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">https://www.pref.iwate.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-		健全度3'2のもの修繕の対象とし、健全度2以下のもを改築の対象とする。	
岩手県	盛岡市	297.631	処理施設、ポンプ施設	11	90.0	1	0	1	0	9	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">https://www.city.morioka.iwate.jp/</a>	H27	7	-	-	-	-	-	-	-		健全度3及び4のものを修繕の対象。健全度2及び1のものを改築の対象とする。	
岩手県	宮古市	56.676	処理施設、ポンプ施設	4	65.0	0	0	0	1	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">https://www.city.miyako.iwate.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-		健全度2以下で改築を実施する。	
岩手県	大船渡市	38.058	処理施設、ポンプ施設	1	42.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">https://www.city.okazaki.iwate.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-		水処理施設：健全度3～2で修繕、健全度2以下で改築を実施する。 汚泥処理施設：健全度3～2で修繕、健全度2以下で改築を実施する。	
岩手県	花巻市	97.702	処理施設、ポンプ施設	4	65.6	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-																
岩手県	花巻市 (花北処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="#">https://www.city.hanabishi.iwate.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-		汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。 水処理施設：流域関連のため該当なし。	
岩手県	花巻市 (東和処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="#">https://www.city.hanabishi.iwate.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-		汚水・雨水ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)										(27)													
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考			
						供用年数					健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方	
岩手県	花巻市 (大迫処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設、汚泥処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。
岩手県	北上市	93,511	処理施設、ポンプ施設	2	69.9	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度1と診断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討する。 汚泥処理施設：（脱水処理施設）健全度3と診断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討する。 （一般施設）健全度2以下で改築を実施。
岩手県	久慈市	35,642	処理施設、ポンプ施設	6	44.3	1	1	1	1	2	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度1と診断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討する。 汚泥処理施設：健全度3と診断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討する。
岩手県	遠野市	28,062	処理施設、ポンプ施設	2	44.2	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
岩手県	一関市	121,583	処理施設、ポンプ施設	6	41.7	0	1	1	3	1	0	-	-	-	-														
岩手県	一関市(磐井川流域関連一関公共下水道事業)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	該当施設なし
岩手県	一関市(一関市公共下水道事業(千蔵処理区))		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	(汚水)ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2または3以下に該当する設備を改築対象とする。
岩手県	一関市(一関市公共下水道事業(東山処理区))		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	-	(汚水)ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2または3以下に該当する設備を改築対象とする。
岩手県	一関市(一関市特定環境保全公共下水道事業(花泉処理区))		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	-	(汚水)ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2または3以下に該当する設備を改築対象とする。
岩手県	一関市(一関市特定環境保全公共下水道事業(楢沢処理区))		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	-	(汚水)ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2または3以下に該当する設備を改築対象とする。
岩手県	一関市(一関市特定環境保全公共下水道事業(大原処理区))		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	(汚水)ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2または3以下に該当する設備を改築対象とする。
岩手県	一関市(一関市特定環境保全公共下水道事業(川崎処理区))		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	-	(汚水)ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2または3以下に該当する設備を改築対象とする。
岩手県	陸前高田市	19,758	処理施設、ポンプ施設	2	26.2	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	今後ストックマネジメント計画策定時に検討する。



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考			
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方					
岩手県	西和賀町	5.880	処理施設、ポンプ施設	2	70.5	0	0	0	2	0	0	-	-	-	-	-																	
岩手県	西和賀町 (湯田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.nishiwaga.iwate.ac.jp/</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以下のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3以下のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
岩手県	西和賀町 (沢内処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.nishiwaga.iwate.ac.jp/</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以下のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3以下のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
岩手県	金ケ崎町	15.895	処理施設、ポンプ施設	0	56.6	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.kanegasaki.iwate.ac.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
岩手県	平泉町	7.868	処理施設、ポンプ施設	0	41.3	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.hiraoka.iwate.ac.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
岩手県	住田町	5.720	処理施設、ポンプ施設	1	35.1	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.sueta.iwate.ac.jp/</a>	H30	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
岩手県	大槌町	11.759	処理施設、ポンプ施設	4	53.2	0	0	0	1	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.ohtsu.iwate.ac.jp/</a>	H29	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	雨水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3となった際に改築の実施を検討。 汚泥処理施設：健全度3となった際に改築の実施を検討。
岩手県	山田町	15.826	処理施設、ポンプ施設	3	48.0	0	1	0	0	2	0	-	-	-	-	-																	
岩手県	山田町 (船越処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.yamada.iwate.ac.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3と診断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討する。 水処理施設：健全度3と診断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討する。 汚泥処理施設：対象施設はなし。（移動脱水量による脱水を行うため）
岩手県	山田町 (山田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.yamada.iwate.ac.jp/</a>	H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：対象施設はなし。 水処理施設：健全度3と診断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討する。 汚泥処理施設：健全度3以下のものを修繕・改築対象とする。	
岩手県	岩泉町	9.841	処理施設、ポンプ施設	1	30.0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.iwano.iwate.ac.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3と診断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討する。 水処理施設：主要部位健全度2以下で改築を実施。LCC比較により改築範囲を検討。 汚泥処理施設：主要部位健全度2以下で改築を実施。LCC比較により改築範囲を検討。
岩手県	田野畑村	3.466	処理施設、ポンプ施設	1	13.2	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.village.tanohata.iwate.ac.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施 水処理施設：健全度3と診断された際にリスク評価を参考に改築の実施を検討

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考			
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方					
岩手県	普代村	2.795	処理施設、ポンプ施設	0	0.0							-	-	-	-	-																	
岩手県	軽米町	9.333	処理施設、ポンプ施設	1	30.9		0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○			H28	9	-	-	-	-	-	-	-		具体的な改築実施計画はない、ただし、本計画書に基づき点検調査を実施し改築等の必要が生じた時点で改築実施計画及びストックマネジメントを導入し本計画書を改訂し、改築・更新を行う。	
岩手県	野田村	4.149	処理施設、ポンプ施設	1	72.8		0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○			H28	6	-	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
岩手県	九戸村	5.865	処理施設、ポンプ施設	1	45.1		0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	4	-	-	-	-	-	-	-		健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
岩手県	洋野町	16.693	処理施設、ポンプ施設	3	31.2		0	0	0	1	2	0	-	-	-	-																	
岩手県	洋野町 (種市処理区)		処理施設、ポンプ施設	1	28.7		0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○			H28	4	-	-	-	-	-	-	-		水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
岩手県	洋野町 (大野処理区)		処理施設、ポンプ施設	2	36.5		0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○			H28	-	-	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
岩手県	一戸町	12.919	処理施設、ポンプ施設	1	34.8		0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	7										水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
宮城県	仙塩流域		処理施設、ポンプ施設	2	99.3						2		-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	7	-	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
宮城県	阿武隈川下流流域		処理施設、ポンプ施設	7	83.2						7		-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	7	-	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
宮城県	鳴瀬川流域		処理施設、ポンプ施設	6	56.3						6		-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	7	-	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
宮城県	吉田川流域		処理施設、ポンプ施設	5	89.1			2			3		-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	7	-	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
宮城県	北上川下流流域		処理施設、ポンプ施設	4	74.0		0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	8	-	-	-	-	-	-	-		汚水ポンプ施設（ポンプ本体）：健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設（送風機本体）：健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設（脱水機本体）：健全度2以下のものを改築対象とする。	



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考		
						供用年数						健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針							
						0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)		措置の進め方	
宮城県	石巻市 (飯野側処理区)		処理施設、ポンプ施設	1					1			-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
宮城県	石巻市 (北上処理区)		処理施設、ポンプ施設	1					1			-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
宮城県	石巻市 (鮎川処理区)		処理施設、ポンプ施設	1					1			-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
宮城県	石巻市 (北上川下流処理区)		処理施設、ポンプ施設	3								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
宮城県	石巻市 (北上川下流東部処理区)		処理施設、ポンプ施設	6								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
宮城県	塩竈市	54.187	処理施設、ポンプ施設	12	99.3	2	1	1	0	8	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29		<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2.5以下で改築を実施する。
宮城県	気仙沼市	64.988	処理施設、ポンプ施設	7	18.5	2	0	0	1	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：診断未実施であり、判断基準を今後検討する。 水処理施設：診断未実施であり、判断基準を今後検討する。 汚泥処理施設：診断未実施であり、判断基準を今後検討する。
宮城県	気仙沼市 (気仙沼処理区)		処理施設、ポンプ施設	6	16.3	2	0	0	1	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：診断未実施であり、判断基準を今後検討する。 水処理施設：診断未実施であり、判断基準を今後検討する。 汚泥処理施設：診断未実施であり、判断基準を今後検討する。
宮城県	気仙沼市 (津谷街処理区)		処理施設、ポンプ施設	1	2.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R3	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	R3	4	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：診断未実施であり、判断基準を今後検討する。 水処理施設：診断未実施であり、判断基準を今後検討する。 汚泥処理施設：診断未実施であり、判断基準を今後検討する。
宮城県	白石市	35.272	処理施設、ポンプ施設	14	68.3	0	3	5	5	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H27	13	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
宮城県	名取市	76.668	処理施設、ポンプ施設	4	93.2	1	0	1	2	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H27	10	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下で改築を実施。
宮城県	角田市	30.180	処理施設、ポンプ施設	4	85.1	1	0	0	2	1		-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ設備（雨水ポンプ設備）：健全度2以下で改築を実施 深砂池設備：スクリーンかす設備：健全度2以下で改築を実施 付帯設備（ゲート設備）：健全度2以下で改築を実施
宮城県	多賀城市	62.096	処理施設、ポンプ施設	6	99.9	1	0	0	1	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ設備（雨水ポンプ設備）：健全度2以下で改築を実施 深砂池設備：スクリーンかす設備：健全度2以下で改築を実施 付帯設備（ゲート設備）：健全度2以下で改築を実施

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																												
分野		下水道（施設）																												
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考				
						供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換		未定	対策費用 (億円)	措置の進め方	
宮城県	岩沼市	44.678	処理施設、ポンプ施設	4	93.6	3	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	9	-	-	-	-	-	-	健全度2以下で改築	
宮城県	登米市	81.959	処理施設、ポンプ施設	5	46.2	0	0	0	2	3	0	-	-	-	-	-	策定済み													
宮城県	登米市 (追処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○		H29	9	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
宮城県	登米市 (豊里処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	8	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。 水処理施設：健全度2以下と判断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討。 汚泥処理施設：健全度2以下と判断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討。	
宮城県	登米市 (米谷・錦織処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	8	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。 水処理施設：健全度2以下と判断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討。 汚泥処理施設：健全度2以下と判断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討。	
宮城県	登米市 (津山処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	8	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。 水処理施設：健全度2以下と判断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討。 汚泥処理施設：健全度2以下と判断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討。	
宮城県	栗原市	69.906	処理施設、ポンプ施設	2	48.3	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み													
宮城県	栗原市 (瀬峰・高清水処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28		-	R2	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
宮城県	栗原市 (追川処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28		-	R2	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
宮城県	東松島市	39.503	処理施設、ポンプ施設	7	82.4	4	3	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.e-06.jp/portal/01m">https://portal.e-06.jp/portal/01m</a>	R2	5	-	-	-	-	-	汚水・ポンプ施設：健全度Ⅱ以下の施設について、修繕・改築の対象とする。		
宮城県	大崎市	133.391	処理施設、ポンプ施設	8	44.2	1	1	0	1	5	0	-	-	-	-	-	策定済み													
宮城県	大崎市 (古川処理区)		処理施設、ポンプ施設	4	45.8		1			3		-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)											(27)															
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考				
						供用年数						健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針										
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定		対策費用 (億円)	措置の進め方		
宮城県	亶理町	33.304	処理施設、ポンプ施設	1	81.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
宮城県	山元町	14.421	処理施設、ポンプ施設	1	58.4	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施する。 水処理施設：健全度3と診断された際に、改築の実施を検討する。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施する。		
宮城県	松島町	18.652	処理施設、ポンプ施設	16	71.7	6				10		-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	2	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。		
宮城県	七ヶ浜町	35.835	処理施設、ポンプ施設	12	99.9	0	0	0	0	12	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H29	8	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：目標耐用年数を目途に改築を検討する。		
宮城県	利府町	28.244	処理施設、ポンプ施設	1	95.5				1			-	-	-	-	-	策定済み	H29			H29	8										
宮城県	大和町	8.370	処理施設、ポンプ施設	0	98.5	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	該当なし		
宮城県	大畑町	84	処理施設、ポンプ施設	0	85.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	10	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
宮城県	大衡村	5.703	処理施設、ポンプ施設	0	61.1							-	-	-	-	-																
宮城県	色麻町	7.238	処理施設、ポンプ施設	1	56.9				1			-	-	-	-	-	策定済み	R1			R1	5	-	-	-	-	-	-	-			
宮城県	加美町	23.743	処理施設、ポンプ施設	3	72.8	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-																
宮城県	加美町 (中新田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
宮城県	加美町 (宮崎処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
宮城県	加美町 (小野田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方		
宮城県	涌谷町	16,701	処理施設、ポンプ施設	6	70.5	0	0	1	1	4		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.gmb.jp/portal/">https://portal.gmb.jp/portal/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：中継ポンプ場は、計画的に耐震補強工事を実施しており、耐震補強工事と同時に、ポンプ設備の長寿命化調査の結果に基づき改築等を実施する。マンホールポンプなどのポンプ設備は、概ね15年（目標耐用年数）を目処に改築等を検討する。 水処理施設：緊急度が高いものを修繕・改築対象とする。
宮城県	美里町	24,852	処理施設、ポンプ施設	1	46.2					1		-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下の箇所を改築する。
宮城県	女川町	6,334	処理施設、ポンプ施設	20	87.0	12	5	1	2	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.gmb.jp/portal/">https://portal.gmb.jp/portal/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：計画期間を20年とし次期計画に健全度のリスクの高い方から修繕・改築を行う。
宮城県	南三陸町	12,370	処理施設、ポンプ施設	1	5.8				1			-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.gmb.jp/portal/">https://portal.gmb.jp/portal/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：該当なし
秋田県	秋田湾・雄物川流域（大曲処理区）		処理施設、ポンプ施設	3	98.8	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.gmb.jp/portal/">https://portal.gmb.jp/portal/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。
秋田県	秋田湾・雄物川流域（横手処理区）		処理施設、ポンプ施設	6	97.7	0	0	0	2	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.gmb.jp/portal/">https://portal.gmb.jp/portal/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。
秋田県	秋田湾・雄物川流域（臨海処理区）		処理施設、ポンプ施設	15	98.2	0	1	1	3	10	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.gmb.jp/portal/">https://portal.gmb.jp/portal/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。
秋田県	米代川流域（鹿角処理区）		処理施設、ポンプ施設	2	94.4	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.gmb.jp/portal/">https://portal.gmb.jp/portal/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。
秋田県	米代川流域（大館処理区）		処理施設、ポンプ施設	5	79.8	0	0	1	2	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.gmb.jp/portal/">https://portal.gmb.jp/portal/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。
秋田県	十和田湖特定環境保全公共下水道		処理施設、ポンプ施設	2	100.0	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.gmb.jp/portal/">https://portal.gmb.jp/portal/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2～3以下の設備を修繕・改築対象とする。
秋田県	秋田市	315,814	処理施設、ポンプ施設	16	94.7	1	0	0	1	14	0	-	-	-	-	-															
秋田県	秋田市 （臨海処理区）	315,814	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.gmb.jp/portal/">https://portal.gmb.jp/portal/</a>	H28	3	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)				
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考				
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方					
秋田県	秋田市 (太平山処理区)	315.814	処理施設、ポンプ施設	0																												健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
秋田県	能代市	54.730	処理施設、ポンプ施設	3	52.5	0	0	1	0	2	0	-	-	-	-	-																ポンプ施設・水処理施設・汚泥処理施設：健全度3以下と診断された場合に修繕・改築対象とする。		
秋田県	横手市	92.197	処理施設、ポンプ施設	1	51.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-																施設の統合事業を行っており現時点において具体的な改築計画はない。		
秋田県	大館市	74.175	処理施設、ポンプ施設	0																														
秋田県	男鹿市	28.375	処理施設、ポンプ施設	2	72.8	0	0	1	0	1	0	-	-	-	-	-																	健全度が3～2のものを修繕・長寿命化対策の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。	
秋田県	湯沢市	46.613	処理施設、ポンプ施設	5	44.9	0	0	1	3	1	0	-	-	-	-	-																		
秋田県	湯沢市 (湯沢処理区)	46.613	処理施設、ポンプ施設	1		0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-																	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
秋田県	湯沢市 (小安処理区)	46.613	処理施設、ポンプ施設	1		0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-																	水処理施設：健全度3と診断されたら、リスク評価を参考に改築の実施を検討する。 汚泥処理施設：健全度3以下で改築を実施する	
秋田県	湯沢市 (菅瀬・大谷処理区)	46.613	処理施設、ポンプ施設	1		0	0		1	0	0	-	-	-	-	-																	水処理施設：健全度3と診断されたら、リスク評価を参考に改築の実施を検討する。	
秋田県	湯沢市 (稲川処理区)	46.613	処理施設、ポンプ施設	1		0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-																	水処理施設：健全度3と診断されたら、リスク評価を参考に改築の実施を検討する。 汚泥処理施設：健全度3以下で改築を実施する	
秋田県	湯沢市 (院内処理区)	46.613	処理施設、ポンプ施設	1		0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-																	水処理施設：健全度3と診断されたら、リスク評価を参考に改築の実施を検討する。 汚泥処理施設：健全度3以下で改築を実施する	
秋田県	鹿角市	32.038	処理施設、ポンプ施設	3	46.2	0	0	2	0	1	0	-	-	-	-	-																		
秋田県	鹿角市 (鹿角処理区)	32.038	処理施設、ポンプ施設	0																														汚水ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
秋田県	鹿角市 (湯瀬処理区)	32.038	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	R2	○	<a href="#">http://www.city.kakko.akita.jp/</a>	R2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度が3～2のものを修繕・長寿命化対策の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度が3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度が3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。	
秋田県	由利本荘市	79.927	処理施設、ポンプ施設	8	47.6	0	0	0	0	8	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.yuribanzhou-city.akita.jp/</a>	H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを修繕・改善の対象とする。	
秋田県	湯上市	33.083	処理施設、ポンプ施設	1	94.1	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.tuyushijou-city.akita.jp/</a>	H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：点検・調査の結果を踏まえ、修繕・改善の必要性を検討する。また、それ以外の施設においては設置後概ね30年（目標耐用年数）を目標に改善を検討する。	
秋田県	大仙市	82.783	処理施設、ポンプ施設	4	48.6	0	0	1	0	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
秋田県	大仙市 (大田処理区)	82.783	処理施設、ポンプ施設	0	41.2	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
秋田県	大仙市 (刈野処理区)	82.783	処理施設、ポンプ施設	1	3.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.daisen.akita.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度が3以下のものを修繕・改善の対象とする。 汚泥処理施設：健全度が3以下のものを修繕・改善の対象とする。	
秋田県	大仙市 (強音処理区)	82.783	処理施設、ポンプ施設	1	0.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.daisen.akita.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度が3以下のものを修繕・改善の対象とする。 汚泥処理施設：健全度が3以下のものを修繕・改善の対象とする。	
秋田県	大仙市 (協和処理区)	82.783	処理施設、ポンプ施設	1	2.8	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.daisen.akita.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度が3以下のものを修繕・改善の対象とする。 汚泥処理施設：健全度が3以下のものを修繕・改善の対象とする。	
秋田県	大仙市 (南外処理区)	82.783	処理施設、ポンプ施設	1	1.0	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.daisen.akita.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度が3以下のものを修繕・改善の対象とする。 汚泥処理施設：健全度が3以下のものを修繕・改善の対象とする。	
秋田県	北秋田市	33.224	処理施設、ポンプ施設	4	53.4	0	0	0	2	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
秋田県	北秋田市 (鹿泉処理区)	33.224	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	R3	○	<a href="#">http://www.city.hokuto.akita.jp/</a>	R3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下で修繕または改善を実施する。 汚泥処理施設：健全度2以下で修繕または改善を実施する。	
秋田県	北秋田市 (米内沢処理区)	33.224	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	R3	○	<a href="#">http://www.city.hokuto.akita.jp/</a>	R3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下で修繕または改善を実施する。 汚泥処理施設：健全度2以下で修繕または改善を実施する。	





個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用率 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画 期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方				
山形県	米沢市	85.953	処理施設、ポンプ施設	3	65.3	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で修繕又は改築を実施する。 水処理施設：健全度2以下で修繕又は改築を実施する。 汚泥処理施設：健全度2以下で修繕又は改築を実施する。	
山形県	鶴岡市	129.652	処理施設、ポンプ施設	18	79.8	1	1	0	0	16	0	-	-	-	-	-	策定済み															
山形県	鶴岡市 （鶴岡処理区・湯野浜処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/gis/">https://portal.g-hb.jp/portal/gis/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施する。 水処理施設：健全度2以下で改築を実施する。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施する。	
山形県	鶴岡市 （櫛引処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/gis/">https://portal.g-hb.jp/portal/gis/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：－ 水処理施設：健全度2以下で改築を実施する。 汚泥処理施設：－
山形県	鶴岡市 （湯海処理区・塚ヶ岡処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/gis/">https://portal.g-hb.jp/portal/gis/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：－ 水処理施設：健全度2以下で改築を実施する。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施する。
山形県	鶴岡市 （小笠処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/gis/">https://portal.g-hb.jp/portal/gis/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。2以下のものを改築対象とする。
山形県	鶴岡市 （羽黒処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/gis/">https://portal.g-hb.jp/portal/gis/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施する。 水処理施設：健全度2以下で改築を実施する。 汚泥処理施設：－
山形県	鶴岡市 （朝日処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/gis/">https://portal.g-hb.jp/portal/gis/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：－ 水処理施設：健全度2以下で改築を実施する。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施する。
山形県	鶴岡市 （庄内処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/gis/">https://portal.g-hb.jp/portal/gis/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：－ 水処理施設：－ 汚泥処理施設：－
山形県	酒田市	106.244	処理施設、ポンプ施設	11	79.8	0	0	0	1	10																						
山形県	酒田市 （酒田処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：状態監視保全として、健全度2以下で改築を実施。 水処理施設：状態監視保全として、健全度2以下で改築を実施。 汚泥処理施設：状態監視保全として、健全度2以下で改築を実施。
山形県	酒田市 （西谷地処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/gis/">https://portal.g-hb.jp/portal/gis/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
山形県	酒田市 （八幡処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/gis/">https://portal.g-hb.jp/portal/gis/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：状態監視保全として、健全度2以下で改築を実施。 水処理施設：状態監視保全として、健全度2以下で改築を実施。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)					
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考					
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針										
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方						
山形県	酒田市 (松山処理区)		処理施設、ポンプ施設	0																													水処理施設：状態監視保全として、健全度2以下で改築を実施。 汚泥処理施設：状態監視保全として、健全度2以下で改築を実施。		
山形県	酒田市 (流域関連)		処理施設、ポンプ施設	0																													ポンプ施設：健全度2以下で修繕・改築の対象とする。		
山形県	新庄市	36,894	処理施設、ポンプ施設	1	56.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-																	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度3以下に該当する設備のリスク評価を行い修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
山形県	寒河江市	41,256	処理施設、ポンプ施設	1	78.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-																		ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設のいずれにおいても、健全度2で修繕又は改築を実施する。	
山形県	上市市	31,569	処理施設、ポンプ施設	1	75.8	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-																	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。		
山形県	村山市	24,684	処理施設、ポンプ施設	1	81.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-																		ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
山形県	長井市	27,757	処理施設、ポンプ施設	1	58.7	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-																		水処理施設：健全度3～2以下に該当する設備を修繕対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2以下に該当する設備を修繕対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする。	
山形県	天童市	62,194	処理施設、ポンプ施設	0	98.9																														
山形県	東根市	47,768	処理施設、ポンプ施設	0	91.7																														
山形県	尾花沢市	16,953	処理施設、ポンプ施設	0																															
山形県	南陽市	32,285	処理施設、ポンプ施設	1	67.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-																			汚水ポンプ施設（ポンプ本体）：目標対応年数を目標に改築を検討する。
山形県	山辺町	14,369	処理施設、ポンプ施設	0	95.4																														施設なし
山形県	中山町	11,363	処理施設、ポンプ施設	1	87.4	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-																			汚水ポンプ施設：概ね20年（目標耐用年数）を目処に改築検討。





個別施設ごとの長寿化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)					
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考				
					施設の 利用状況 普及率(%)	供用年数					健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針											
						0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)		措置の進め方			
福島県	福島市 (東北処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	66.8	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下で改築を実施する。	
福島県	福島市 (瀬河処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	66.8	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	雨水・汚水ポンプ施設・水処理施設・汚泥処理施設(汚泥脱水機)：合流改善事業により処理場の廃止を行うため、必要と判断されるものを修繕の対象とする		
福島県	福島市 (土湯処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	66.8	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/</a>	H28	4	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設：健全度2以下で改築の対象とする 汚泥処理施設(汚泥脱水設備)：健全度3以下で改築の対象とする		
福島県	会津若松市	124,062	処理施設、ポンプ施設	3	70.7	0	0	0	2	1	0	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設・汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする		
福島県	会津若松市 (会津若松処理区)		処理施設、ポンプ施設	1	70.7	0	0	0	0	1.0	0	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/</a>	H29	0	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする		
福島県	会津若松市 (河東処理区)		処理施設、ポンプ施設	1	70.7	0	0	0	1.0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/</a>	H29	0	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする		
福島県	会津若松市 (北会津北部処理区)		処理施設、ポンプ施設	1	70.7	0	0	0	1.0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/</a>	H29	0	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設・汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする		
福島県	郡山市	335,444	処理施設、ポンプ施設	11	74.5	0	0	1	2	8	0	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築の実施を検討 水処理施設：健全度2以下で改築の実施を検討 汚泥処理施設：健全度2以下で改築の実施を検討		
福島県	郡山市 (郡山処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	74.5	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築の実施を検討 水処理施設：健全度2以下で改築の実施を検討 汚泥処理施設：健全度2以下で改築の実施を検討		
福島県	郡山市 (県中処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	74.5	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築の実施を検討 水処理施設：健全度2以下で改築の実施を検討 汚泥処理施設：健全度2以下で改築の実施を検討		
福島県	郡山市 (湖南処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	74.5	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築の実施を検討 水処理施設：健全度2以下で改築の実施を検討 汚泥処理施設：健全度2以下で改築の実施を検討		
福島県	いわき市	350,237	処理施設、ポンプ施設	43	54.9	1	0	5	1	36	0	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/ginab/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2以下で改築を実施。健全度が2.1以上の場合は、経済面や機能面の検討により、改築又は修繕を実施。 水処理施設：健全度が2以下で改築を実施。健全度が2.1以上の場合は、経済面や機能面の検討により、改築又は修繕を実施。 汚泥処理施設：健全度が2以下で改築を実施。健全度が2.1以上の場合は、経済面や機能面の検討により、改築又は修繕を実施。		





個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
福島県	大玉村	8.679	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-														
福島県	鏡石町	12.595	処理施設、ポンプ施設	0	78.5	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-														
福島県	天栄村	5.611	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-														
福島県	下郷町	5.800	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-														
福島県	檜枝岐村	615	処理施設、ポンプ施設	1	100.0	0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0100">https://portal.g-nb.jp/portal/0100</a>	R1	7	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
福島県	只見町	4.470	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-														
福島県	南会津町	14.317	処理施設、ポンプ施設	2	37.8	0	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0100">https://portal.g-nb.jp/portal/0100</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度3～2を修繕の対象。健全度2以下を改築の対象とする。
福島県	北塩原村	2.831	処理施設、ポンプ施設	3	85.6	0	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-														
福島県	北塩原村 (裏磐梯処理区)		処理施設、ポンプ施設	1	74.4	0	0	0	0	0	1.0	0	-	-	-	-	-	策定済み	R3	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0100">https://portal.g-nb.jp/portal/0100</a>	R5	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
福島県	北塩原村 (大塩処理区)		処理施設、ポンプ施設	1	84.8	0	0	0	0	0	1.0	0	-	-	-	-	-	策定済み	R4	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0100">https://portal.g-nb.jp/portal/0100</a>	R4	H19.3.31 まで	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施 水処理施設：健全度3と判断された際に、 リスク評価を参考に改築の実施を検討
福島県	北塩原村 (北山処理区)		処理施設、ポンプ施設	1	88.0	0	0	0	0	0	1.0	0	-	-	-	-	-	策定済み	R4	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0100">https://portal.g-nb.jp/portal/0100</a>	R4	3	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施 水処理施設：健全度3と判断された際に、 リスク評価を参考に改築の実施を検討
福島県	西会津町	6.582	処理施設、ポンプ施設	2	33.0	0	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-														
福島県	西会津町 (野沢処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	33.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0100">https://portal.g-nb.jp/portal/0100</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3と診断された際に、 改築の実施を検討する 汚泥処理施設：健全度3以下で改築を実施する	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考					
						供用年数										健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針				
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止		機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方	
福島県	西会津町 (大久保処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	33.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3と診断された際に、 改築の実施を検討する。	
福島県	磐梯町	3,579	処理施設、ポンプ施設	1	66.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	R1	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	R1	4	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを改築対 象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築 対象とする。		
福島県	猪苗代町	15,037	処理施設、ポンプ施設	3	56.6	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-	策定済み	H29			H29	令和9年 3月31日 まで									ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備 を改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備 を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設 備を改築対象とする。	
福島県	猪苗代町 (猪苗代処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	56.6	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H29											ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備 を改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備 を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設 備を改築対象とする。
福島県	猪苗代町 (志田浜処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	56.6	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H29											ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備 を改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備 を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設 備を改築対象とする。
福島県	猪苗代町 (中ノ沢処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	56.6	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H29											ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備 を改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備 を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設 備を改築対象とする。
福島県	会津坂下町	16,303	処理施設、ポンプ施設	3	27.2	0	1	0	1	1	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設・汚泥処理施設： 健全度3～2のものを改築の対象。健全度 2以下のものを改築の対象とする。	
福島県	湯川村	3,206	処理施設、ポンプ施設	1	61.9	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	R2.3.31 まで	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備 を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備 を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設 備を修繕・改築対象とする。	
福島県	柳津町	3,536	処理施設、ポンプ施設	1	42.7	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	R2.3.31 まで	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3と判断された際に、 リスク評価を参考に改築の実施を検討。 汚泥処理施設：健全度3以下で改築を実 施。	
福島県	三島町	1,668	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-																
福島県	金山町	2,189	処理施設、ポンプ施設	1	9.6	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H28	H25.3.31 まで	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設：健全度3～2のも のを修繕対象。健全度2以下のものを改築 対象とする。	
福島県	昭和村	1,322	処理施設、ポンプ施設	1	59.5	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H29	H18.3.31 まで	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3以下のものを改築対 象とする 汚泥処理施設：健全度3以下のものを改築 対象とする	
福島県	会津美里町	19,582	処理施設、ポンプ施設	2	46.8	0	0	0	2	0	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設、水処理施設・汚泥処理施 設：健全度2以下に該当する設備を修繕・ 改築対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)				
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）																備考		
						供用年数										健全性						策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方						
福島県	西郷村	20.322	処理施設、ポンプ施設	0	78.7	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-																		
福島県	泉崎村	6.495	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-																		
福島県	中島村	5.001	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-																		
福島県	矢吹町	17.370	処理施設、ポンプ施設	0	61.9	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-																		
福島県	棚倉町	14.302	処理施設、ポンプ施設	1	31.9	0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="http://www.town.nakagata.fukushima.jp">http://www.town.nakagata.fukushima.jp</a>	H30	25.3.31まで	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施 水処理施設：健全度2以下で改築を実施。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施。		
福島県	矢祭町	5.950	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-																		
福島県	塙町	9.157	処理施設、ポンプ施設	1	35.6	0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	R1	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0166">https://portal.g-nb.jp/portal/0166</a>	R1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施する。 水処理施設：健全度3と診断された際に、リスク評価を参考に改築実施を検討する。 汚泥処理施設：健全度3以下で改築を実施する。			
福島県	鮫川村	3.577	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-																		
福島県	石川町	15.880	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-																		
福島県	玉川村	6.777	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-																		
福島県	平田村	6.505	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-																		
福島県	浅川町	6.577	処理施設、ポンプ施設	1	42.7	0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	R1	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0166">https://portal.g-nb.jp/portal/0166</a>	R1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。			

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)				
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考				
						供用年数										健全性				策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機械転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方						
福島県	吉野町	5.373	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
福島県	三春町	18.304	処理施設、ポンプ施設	1	19.0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	R1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。		
福島県	小野町	10.475	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
福島県	広野町	4.319	処理施設、ポンプ施設	1	68.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H29	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
福島県	楢葉町	975	処理施設、ポンプ施設	2	78.8	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	R3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 上記以外の機械設備：健全度2以下のものを改築の対象とする。	
福島県	富岡町	0	処理施設、ポンプ施設	2	54.2	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	R3	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
福島県	富岡町 (富岡処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	54.2	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H29	H3.31まで	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
福島県	富岡町 (蛇谷須処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	54.2	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H29	H4.3.31まで	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
福島県	川内村	2.021	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
福島県	大熊町	0	処理施設、ポンプ施設	1		0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	H3.31まで	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H23年東日本大震災による損傷処理施設（2箇所）を令和3年度修繕実施中
福島県	双葉町	0	処理施設、ポンプ施設	0		0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	R1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
福島県	浪江町	0	処理施設、ポンプ施設	2	36.8	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）													備考				
						供用年数							健全性			策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針												
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方					
福島県	葛尾村	18	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-																
福島県	新地町	8,218	処理施設、ポンプ施設	1	48.1	0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.gwb.jp/gwb/gis/">https://portal.gwb.jp/gwb/gis/</a>	H30	30.3.31ま	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築。 水処理施設：健全度3と診断された際にリスク評価を参考に改築の実施を検討。 汚泥処理施設：健全度3以下で改築を実施。
福島県	飯館村	41	処理施設、ポンプ施設	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-																
茨城県	霞ヶ浦湖北流域下水道		処理施設、ポンプ施設	5	75	0	0	0	2	3	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://www.city.saitama.lg.jp/infocenter/0000000116/">https://www.city.saitama.lg.jp/infocenter/0000000116/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
茨城県	霞ヶ浦南南流域下水道		処理施設、ポンプ施設	9	84	0	0	0	0	9	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://www.city.saitama.lg.jp/infocenter/0000000116/">https://www.city.saitama.lg.jp/infocenter/0000000116/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
茨城県	那珂久慈流域下水道		処理施設、ポンプ施設	13	76	0	0	1	1	11	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://www.city.saitama.lg.jp/infocenter/0000000116/">https://www.city.saitama.lg.jp/infocenter/0000000116/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。		
茨城県	霞ヶ浦水郷流域下水道		処理施設、ポンプ施設	4	75	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://www.city.saitama.lg.jp/infocenter/0000000116/">https://www.city.saitama.lg.jp/infocenter/0000000116/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		
茨城県	利根左岸さしま流域下水道		処理施設、ポンプ施設	2	35	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gwb.jp/gwb/gis/">https://portal.gwb.jp/gwb/gis/</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
茨城県	鬼怒小貝流域下水道		処理施設、ポンプ施設	7	29	0	0	0	4	3	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gwb.jp/gwb/gis/">https://portal.gwb.jp/gwb/gis/</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
茨城県	小貝川東部流域下水道		処理施設、ポンプ施設	5	18	0	1	0	1	3	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.gwb.jp/gwb/gis/">https://portal.gwb.jp/gwb/gis/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
茨城県	鹿島臨海都市計画下水道		処理施設、ポンプ施設	4	42.2	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gwb.jp/gwb/gis/">https://portal.gwb.jp/gwb/gis/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
茨城県	日立・高萩広域下水道組合		処理施設、ポンプ施設	3	94.3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.gwb.jp/gwb/gis/">https://portal.gwb.jp/gwb/gis/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	処理場・ポンプ施設共に、健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用率状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方				
茨城県	ひたちなか・東海広域事務組合		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																	
茨城県	取手地方広域下水道組合		処理施設、ポンプ施設	12	73.7	-	-	1	4	7	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/portal">https://portal.gwb.jp/portal/portal</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
茨城県	水戸市	270.783	処理施設、ポンプ施設	11	79.9	0	0	1	0	10	0	-	-	-	-																	
茨城県	水戸市 （水戸市第1号公共下水道）	270.783	処理施設、ポンプ施設					1		6		-	-	-	-	策定済み	R3	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/portal">https://portal.gwb.jp/portal/portal</a>	H28	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。
茨城県	水戸市 （水戸市第2号公共下水道）	270.783	処理施設、ポンプ施設							1		-	-	-	-	策定済み	R3	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/portal">https://portal.gwb.jp/portal/portal</a>	H27	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。
茨城県	水戸市 （水戸市第3号公共下水道）	270.783	処理施設、ポンプ施設							2		-	-	-	-	策定済み	R3	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/portal">https://portal.gwb.jp/portal/portal</a>	H30	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。
茨城県	水戸市 （水戸市第4号公共下水道）	270.783	処理施設、ポンプ施設							1		-	-	-	-	策定済み	R3	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/portal">https://portal.gwb.jp/portal/portal</a>	H30	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。
茨城県	日立市	185.054	処理施設、ポンプ施設	14	98.9					14		-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/portal">https://portal.gwb.jp/portal/portal</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
茨城県	土浦市	1.408	処理施設、ポンプ施設	10	88.2				1	9		-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/portal">https://portal.gwb.jp/portal/portal</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：緊急度Ⅰ・Ⅱに該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：流域関連公共下水道のため処理施設なし。 汚泥処理施設：流域関連公共下水道のため処理施設なし。
茨城県	古河市	140.946	処理施設、ポンプ施設	7	60.9	0	0	0	0	7	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/portal">https://portal.gwb.jp/portal/portal</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築の対象とする。
茨城県	石岡市 （霞ヶ浦湖北流域下水道事業関連）	76.020	処理施設、ポンプ施設	4	48.5	0	0	0	2	2	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/portal">https://portal.gwb.jp/portal/portal</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	長寿命化計画期間内で健全度2以下のものを改築対象とする。
茨城県	石岡市 （八潮処理区）	76.020	処理施設、ポンプ施設									-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/portal">https://portal.gwb.jp/portal/portal</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	長寿命化計画期間内で健全度2以下のものを改築対象とする。	
茨城県	結城市	51.594	処理施設、ポンプ施設	4	58.1	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/portal">https://portal.gwb.jp/portal/portal</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）													個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考			
						供用年数													健全性			策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針					
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
茨城県	龍ヶ崎市	78.342	処理施設、ポンプ施設	1	84.5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	緊急度が1のものを修繕・改築対象とする。		
茨城県	下妻市	42.990	処理施設、ポンプ施設	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
茨城県	常総市	61.483	処理施設、ポンプ施設	5	19	0	0	0	2	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
茨城県	常陸太田市	52.294	処理施設、ポンプ施設	1	43	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
茨城県	高萩市	29.638	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																	
茨城県	北茨城市	44.412	処理施設、ポンプ施設	2	9.9	0	0	1	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
茨城県	笠間市 (友部・笠間公共下水道事業計画)	76.739	処理施設、ポンプ施設	5	46.7	0	1	0	2	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	9	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。		
茨城県	笠間市 (岩間公共下水道事業計画)		処理施設、ポンプ施設									-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。		
茨城県	取手市	106.570	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																	
茨城県	牛久市	84.317	処理施設、ポンプ施設	4	88.2	1	0	1	2	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
茨城県	つくば市	226.963	処理施設、ポンプ施設	29	85.5	1	5	1	1	21	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下の施設を改築対象とする。		
茨城県	ひたちなか市	155.689	処理施設、ポンプ施設	4	60.0	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-																	
茨城県	ひたちなか市 (単独公共下水道事業計画)	155.689	処理施設、ポンプ施設									-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H31	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。		





個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		(0)																									下水道（施設）									
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	(1) 施設数 （箇所）	(2) 施設の 利用率 状況 普及率（%）	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16)													(17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)							(27)										
						施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）													個別施設計画（＝事業計画の内容）								備考									
						供用年数						健全性							策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針											
0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方													
茨城県	美浦村	15.842	処理施設、ポンプ施設	1	51	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-								
茨城県	阿見町	47.535	処理施設、ポンプ施設	1	71.3				1			-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	4	-	-	-	-	-	-							ストックマネジメント計画に従い、修繕・改築の判断基準を設定	
茨城県	河内町	9.168	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																				
茨城県	八千代町	22.021	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																				
茨城県	五霞町	8.786	処理施設、ポンプ施設	1	55					1		-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-							ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
茨城県	境町	24.517	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																				
茨城県	利根町	16.313	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																				
栃木県	鬼怒川上流流域下水道（上流処理区）	2.289.760	処理施設、ポンプ施設	3	100	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-							ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
栃木県	鬼怒川上流流域下水道（中央処理区）	1.252.572	処理施設、ポンプ施設	7	100	0	0	0	3	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H31	○		H31	5	-	-	-	-	-	-								ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
栃木県	巴波川流域下水道	1.439.274	処理施設、ポンプ施設	2	100	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-								ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
栃木県	北部須流城下水道	1.439.274	処理施設、ポンプ施設	1	100	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-								ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
栃木県	渡良瀬川下流流域下水道（思川処理区）	1.320.355	処理施設、ポンプ施設	2	100	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-								ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
栃木県	渡良瀬川下流流域下水道（大岩藤処理区）	1.221.981	処理施設、ポンプ施設	3	100	0	0	2	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-								ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考		
						供用年数						健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)		措置の進め方	
栃木県	宇都宮市 (公共下水道事業)	518.594	処理施設、ポンプ施設	19	91.0	1	0	2	2	14	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕・長寿命化対策の対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。
栃木県	足利市	149.452	処理施設、ポンプ施設	3	77.9	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2.0以下と評価されたものを改築とする。
栃木県	佐野市	118.919	処理施設、ポンプ施設	4	69.3	0	0	0	1	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	6	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。
栃木県	鹿沼市	98.374	処理施設、ポンプ施設	5	68.5	0	0	1	1	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	4	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
栃木県	日光市	83.386	処理施設、ポンプ施設	14	65	0	0	2	0	12	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	8	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕、健全度2以下のものを改築対象とする。
栃木県	小山市	166.760	処理施設、ポンプ施設	8	63	1	0	0	0	7	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設（送風機本体）：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
栃木県	真岡市	79.539	処理施設、ポンプ施設	2	60.1	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.city.mts.lg.jp/portal/0104">https://portal.city.mts.lg.jp/portal/0104</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	水処理系施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改善対象とする。 汚泥処理系施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改善対象とする。	
栃木県	大田原市	75.457	処理施設、ポンプ施設	1	57.2	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.ohtawara.lg.jp/portal/0104">https://portal.city.ohtawara.lg.jp/portal/0104</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする予定。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする予定。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする予定。	
栃木県	矢板市	33.354	処理施設、ポンプ施設	1	75.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.yabuta.lg.jp/portal/0104">https://portal.city.yabuta.lg.jp/portal/0104</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする予定。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする予定。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする予定。	
栃木県	那須塩原市	117.146	処理施設、ポンプ施設	2	57	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.nasuyahara.lg.jp/portal/0104">https://portal.city.nasuyahara.lg.jp/portal/0104</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
栃木県	さくら市	44.901	処理施設、ポンプ施設	2	50	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.city.sakura.lg.jp/portal/0104">https://portal.city.sakura.lg.jp/portal/0104</a>	H27	10	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
栃木県	那須烏山市	27.047	処理施設、ポンプ施設	3	17.3	1	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.city.nasuiwa.lg.jp/portal/0104">https://portal.city.nasuiwa.lg.jp/portal/0104</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する。 水処理施設：健全度2以下に該当する。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
栃木県	益子町	23.281	処理施設、ポンプ施設	1	22	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H32	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2.0以下と評価されたものを改築とする。	
栃木県	茂木町	13.188	処理施設、ポンプ施設	2	20.4	0	0	0	2	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする予定。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする予定。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする予定。	
栃木県	市貝町	11.720	処理施設、ポンプ施設	1	22	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
栃木県	芳賀町	15.189	処理施設、ポンプ施設	1	23.4	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
栃木県	壬生町	39.951	処理施設、ポンプ施設	1	72	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	6	-	-	-	-	-	-	-	-	処理場汚水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。	
栃木県	高根沢町	29.639	処理施設、ポンプ施設	2	52	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○		R3	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
栃木県	那須町	24.919	処理施設、ポンプ施設	2	10.9	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H27	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2～3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度2～3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2～3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。
栃木県	那珂川町	16.964	処理施設、ポンプ施設	2	26.5	0	0	1	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		R3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
群馬県	利根川上流流域下水道 (奥利根処理区)		処理施設、ポンプ施設	3		0	0	0	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上
群馬県	利根川上流流域下水道 (黒央処理区)		処理施設、ポンプ施設	5		0	0	1	1	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上
群馬県	東毛流域下水道 (西色峯処理区)		処理施設、ポンプ施設	2		0	1	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上
群馬県	東毛流域下水道 (桐生処理区)		処理施設、ポンプ施設	3		0	0	1	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 活用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数						健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針											
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方				
群馬県	東毛流域下水道 （新田処理区）		処理施設、ポンプ施設	1		0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	
群馬県	東毛流域下水道 （佐波処理区）		処理施設、ポンプ施設	1		0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	
群馬県	前橋市	336.154	処理施設、ポンプ施設	12	71.6	0	1	0	1	10	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○													
群馬県	前橋市 （前橋処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。 水処理施設（送風機本体）：同上 汚泥処理施設：同上
群馬県	前橋市 （赤城大洞処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕・長寿命化の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設（送風機本体）：同上 汚泥処理施設：同上	
群馬県	前橋市 （県央処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。	
群馬県	高崎市	370.884	処理施設、ポンプ施設	16	74.3	1	0	0	1	14	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○													
群馬県	高崎市 （高崎処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2.0以下と評価されたものを改築とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	
群馬県	高崎市 （榛名湖処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	
群馬県	高崎市 （県央処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2.0以下と評価されたものを改築とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	
群馬県	高崎市 （城南処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2.0以下と評価されたものを改築とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	
群馬県	桐生市	114.714	処理施設、ポンプ施設	9	82.8	0	0	0	2	7	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○													
群馬県	桐生市 （境野処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：予防保全と事後保全を踏まえて優先順位の影響度と発生確率から設定し、下水道事業の運営を考慮しながら検討していく。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）											個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数						健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針											
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方					
群馬県	桐生市 （桐生処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.kudoh.gunma.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：予防保全対策施設のうち、機械設備は状態監視保全、電気設備は時間計画保全とし、状態監視保全設備は日務・地割による日常点検を実施する。点検結果に基づき健全度を判定し、修繕及び改築を実施する。時間計画保全設備は、目標耐用年数を標準耐用年数の1.5倍として、順次改築時に更新する。		
群馬県	伊勢崎市	208.814	処理施設、ポンプ施設	5	36.0	0	0	0	0	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.isekaze.gunma.jp/</a>	H28	1	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：調査の結果、健全度が2.0以下となる場合、もしくは健全度が2.1以上でも主要機器と同時更新した方が効率的な場合は、修繕・改築の対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上		
群馬県	伊勢崎市 （伊勢崎処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.isekaze.gunma.jp/</a>	H28	1	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：調査の結果、健全度が2.0以下となる場合、もしくは健全度が2.1以上でも主要機器と同時更新した方が効率的な場合は、修繕・改築の対象とする。		
群馬県	伊勢崎市 （佐波処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.isekaze.gunma.jp/</a>	H28	1	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：調査の結果、健全度が2.0以下となる場合、もしくは健全度が2.1以上でも主要機器と同時更新した方が効率的な場合は、修繕・改築の対象とする。		
群馬県	太田市	219.807	処理施設、ポンプ施設	4	47.8	0	0	1	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.ota.gunma.jp/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2.0以下と評価されたものを改築とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上		
群馬県	太田市 （中央第一・第二処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.ota.gunma.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	太田市 （佐波処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.ota.gunma.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	太田市 （新田処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.ota.gunma.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	太田市 （西色峯処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.ota.gunma.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	沼田市	48.676	処理施設、ポンプ施設	4	59.8	0	0	0	1	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.niuta.gunma.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：目標年数を目標に改築を検討 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	
群馬県	沼田市 （利根処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.niuta.gunma.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：目標年数を目標に改築を検討 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	
群馬県	沼田市 （白沢処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.niuta.gunma.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：目標年数を目標に改築を検討 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																											
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考			
					供用年数										健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針				
					0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方	
群馬県	沼田市 (奥利根処理区)		処理施設、ポンプ施設	0							-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：適宜調査を実施のうえ、標準耐用年数を目安に判断基準を定める。	
群馬県	館林市	76.667	処理施設、ポンプ施設	4	48.8	0	0	1	0	3	0	-	-	-	-	-	-	-											
群馬県	館林市 (館林処理区)		処理施設、ポンプ施設	0							-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	
群馬県	館林市 (近藤処理区)		処理施設、ポンプ施設	0							-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	-	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	
群馬県	渋川市	78.391	処理施設、ポンプ施設	9	48.0	0	1	1	0	7	0	-	-	-	-	-	-	-											
群馬県	渋川市 (湯沢・物開沢処理区)		処理施設、ポンプ施設	0							-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改善対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	
群馬県	渋川市 (子持処理区)		処理施設、ポンプ施設	0							-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：耐用年数を目標に改善を検討する。 水処理施設：現在は調査・診断は未実施である。点検時に異常が確認された場合は健全度を判定した後、ストックマネジメントの観点からLCC比較により判断する。 汚泥処理施設：同上	
群馬県	渋川市 (小野上処理区)		処理施設、ポンプ施設	0							-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：耐用年数を目標に改善を検討する。 水処理施設：現在は調査・診断は未実施である。点検時に異常が確認された場合は健全度を判定した後、ストックマネジメントの観点からLCC比較により判断する。 汚泥処理施設：同上	
群馬県	渋川市 (水沢処理区)		処理施設、ポンプ施設	0							-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：耐用年数を目標に改善を検討する。 水処理施設：現在は調査・診断は未実施である。点検時に異常が確認された場合は健全度を判定した後、ストックマネジメントの観点からLCC比較により判断する。 汚泥処理施設：同上	
群馬県	渋川市 (黒尖処理区)		処理施設、ポンプ施設	0							-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：耐用年数を目標に改善を検討。	
群馬県	藤岡市	65.708	処理施設、ポンプ施設	0	32.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	3	-	-	-	-	-	-			
群馬県	富岡市	49.746	処理施設、ポンプ施設	0	25.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-			
群馬県	安中市	58.531	処理施設、ポンプ施設	0	29.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-			

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)										(27)														
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考						
						供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針											
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換		未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
群馬県	みどり市	50.906	処理施設、ポンプ施設	0	29.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：幹線管まきよに流入する圧送管のマンホールポンプに対し、ポンプの耐用年数にあわせた改築を検討。	
群馬県	榛東村	14.329	処理施設、ポンプ施設	0	46.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-		
群馬県	吉岡町	21.080	処理施設、ポンプ施設	0	58.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	4	-	-	-	-	-	-	-		
群馬県	上野村	1.230	処理施設、ポンプ施設	0																												
群馬県	神流町	1.954	処理施設、ポンプ施設	0																												
群馬県	下仁田町	7.564	処理施設、ポンプ施設	0																												
群馬県	南牧村	1.979	処理施設、ポンプ施設	0																												
群馬県	甘楽町	13.200	処理施設、ポンプ施設	0	77.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：点検結果を踏まえ、必要に応じて調査を実施し、修繕・改築の要否を検討。	
群馬県	中之条町	16.850	処理施設、ポンプ施設	3	57.7	0	0	0	1	2																						
群馬県	中之条町 (中之条処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度Ⅱ以下のものを修繕・改築対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上	
群馬県	中之条町 (四方処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度Ⅱ以下のものを修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：同上	
群馬県	中之条町 (沢渡処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度Ⅱ以下のものを修繕・改築対象とする。	
群馬県	長野原町	5.536	処理施設、ポンプ施設	1	49.6	0	0	1	0	0	0							策定済み	H27	○		H27	4	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：同上	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)				
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考				
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方						
群馬県	嬭恋村	9,780	処理施設、ポンプ施設	1	39.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：点検を行い、異状が確認された箇所は改善等を検討する。 汚泥処理施設：同上			
群馬県	草津町	6,518	処理施設、ポンプ施設	1	73.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2.0以下と評価されたものを改善とする。 汚泥処理施設：同上			
群馬県	高山村	3,674	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																		
群馬県	東吾妻町	14,033	処理施設、ポンプ施設	1	19.8	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：目標耐用年数を目標に改善を検討する方針である。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上			
群馬県	片品村	4,390	処理施設、ポンプ施設	1	28.6	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：ストックマネジメント計画を策定し計画に応じて調査を行い、緊急度判定の対応を行う。			
群馬県	川場村	3,647	処理施設、ポンプ施設	1	88.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	4	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上			
群馬県	昭和村	7,347	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																		
群馬県	みなかみ町	19,347	処理施設、ポンプ施設	8	47.2	0	0	0	0	8	0	-	-	-	-	-																		
群馬県	みなかみ町 (猿ヶ京処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：点検結果や経年劣化状況等を踏まえ、必要に応じて調査を実施し、修繕・改善計画を策定する。 水処理施設：健全度2以下のものを改善の対象 汚泥処理施設：同上			
群馬県	みなかみ町 (奥利根処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：点検結果や経年劣化状況等を踏まえ、必要に応じて調査を実施し、修繕・改善計画を策定する。			
群馬県	玉村町	36,654	処理施設、ポンプ施設	0	88.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
群馬県	板倉町	15,015	処理施設、ポンプ施設	1	17.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	4	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：点検を行い、異状が確認された箇所は改善等を検討する。 汚泥処理施設：同上			
群馬県	明和町	11,044	処理施設、ポンプ施設	1	56.0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：目標耐用年数を目標に改善を検討する。 汚泥処理施設：同上			

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																																	
分野		下水道（施設）																																	
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用率 （%）	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考									
						供用年数										健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止		機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方					
群馬県	千代田町	11,318	処理施設、ポンプ施設	0	29.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	
群馬県	大泉町	41,202	処理施設、ポンプ施設	0	26.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	
群馬県	邑楽町	26,426	処理施設、ポンプ施設	0	34.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	
埼玉県	荒川左岸南部流域		処理施設、ポンプ施設	9	94.4	0	0	0	2	7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	4	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度3を下回る年に修繕を行うことで延命化し、部品供給ができなくなった後は、健全度2まで低下した段階で改築を行う。 水処理施設：健全度3を下回る年に修繕を行うことで延命化し、部品供給ができなくなった後は、健全度2まで低下した段階で改築を行う。 汚泥処理施設：健全度3を下回る年に修繕を行うことで延命化し、部品供給ができなくなった後は、健全度2まで低下した段階で改築を行う。
埼玉県	荒川左岸北部流域		処理施設、ポンプ施設	3	65.7	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	4	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度3を下回る年に修繕を行うことで延命化し、部品供給ができなくなった後は、健全度2まで低下した段階で改築を行う。 水処理施設：健全度3を下回る年に修繕を行うことで延命化し、部品供給ができなくなった後は、健全度2まで低下した段階で改築を行う。 汚泥処理施設：健全度3を下回る年に修繕を行うことで延命化し、部品供給ができなくなった後は、健全度2まで低下した段階で改築を行う。
埼玉県	荒川右岸流域		処理施設、ポンプ施設	6	92.6	0	0	0	0	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	4	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度3.0を下回る年に修繕（長寿命化を含む）を行うことで延命化し、部品供給ができなくなった後は、健全度2.0まで低下した段階で、改築を行う。 水処理施設：健全度3.0を下回る年に修繕（長寿命化を含む）を行うことで延命化し、部品供給ができなくなった後は、健全度2.0まで低下した段階で、改築を行う。 汚泥処理施設：健全度3.0を下回る年に修繕（長寿命化を含む）を行うことで延命化し、部品供給ができなくなった後は、健全度2.0まで低下した段階で、改築を行う。
埼玉県	中川流域		処理施設、ポンプ施設	2	82.1	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度3.0を下回る年に修繕（長寿命化を含む）を行うことで延命化し、部品供給ができなくなった後は、健全度2.0まで低下した段階で改築を行う。 水処理施設：健全度3.0を下回る年に修繕（長寿命化を含む）を行うことで延命化し、部品供給ができなくなった後は、健全度2.0まで低下した段階で改築を行う。 汚泥処理施設：健全度3.0を下回る年に修繕（長寿命化を含む）を行うことで延命化し、部品供給ができなくなった後は、健全度2.0まで低下した段階で改築を行う。
埼玉県	古利根川流域		処理施設、ポンプ施設	7	66.4	0	0	0	0	7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	4	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度3.0を下回る年に修繕を行うことで延命化し、部品供給が出来なくなった後は、健全度2.0まで低下した段階で改築する。 水処理施設：健全度3.0を下回る年に修繕を行うことで延命化し、部品供給が出来なくなった後は、健全度2.0まで低下した段階で改築する。 汚泥処理施設：健全度3.0を下回る年に修繕を行うことで延命化し、部品供給が出来なくなった後は、健全度2.0まで低下した段階で改築する。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考					
						供用年数										健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針				
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換		未定	対策費用 (億円)	措置の進め方		
埼玉県	荒川上流流域		処理施設、ポンプ施設	2	30.6	0	0	1	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○	_____	H27	4	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：設備単位の健全度が3以下の 場合で、費用比較を行い健全度2以下の部 品交換の方が安価な場合は一部改築、高価 な場合は設備単位の健全度が2以下で全部 改築の対象とする。修繕は調査・点検結果 を基に標準的な耐用年数、健全度及び設備 の重要度等を考慮したうえで実施する。 水処理施設：設備単位の健全度が3以下の 場合で、費用比較を行い健全度2以下の部 品交換の方が安価な場合は一部改築、高価 な場合は設備単位の健全度が2以下で全部 改築の対象とする。修繕は調査・点検結果 を基に標準的な耐用年数、健全度及び設備 の重要度等を考慮したうえで実施する。 汚泥処理施設：設備単位の健全度が3以下 の場合で、費用比較を行い健全度2以下の 部品交換の方が安価な場合は一部改築、高 価な場合は設備単位の健全度が2以下で全 部改築の対象とする。修繕は調査・点検結 果を基に標準的な耐用年数、健全度及び設 備の重要度等を考慮したうえで実施する。		
埼玉県	市野川流域		処理施設、ポンプ施設	2	58.2	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○	_____	H27	4	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3.0以下の段階で延命 化し、部品供給が出来なくなった後は、健 全度2.0以下まで低下した段階で改築す る。 水処理施設：健全度3.0以下の段階で延命 化し、部品供給が出来なくなった後は、健 全度2.0以下まで低下した段階で改築す る。 汚泥処理施設：健全度3.0以下の段階で延 命化し、部品供給が出来なくなった後は、 健全度2.0以下まで低下した段階で改築す る。		
埼玉県	利根川右岸流域		処理施設、ポンプ施設	1	43.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○	_____	H27	4	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：設備単位の健全度が3以下の 場合で、費用比較を行い健全度2以下の部 品交換の方が安価な場合は一部改築、高価 な場合は設備単位の健全度が2以下で全部 改築の対象とする。修繕は調査・点検結果 を基に標準的な耐用年数、健全度及び設備 の重要度等を考慮したうえで実施する。 水処理施設：設備単位の健全度が3以下の 場合で、費用比較を行い健全度2以下の部 品交換の方が安価な場合は一部改築、高価 な場合は設備単位の健全度が2以下で全部 改築の対象とする。修繕は調査・点検結果 を基に標準的な耐用年数、健全度及び設備 の重要度等を考慮したうえで実施する。 汚泥処理施設：設備単位の健全度が3以下 の場合で、費用比較を行い健全度2以下の 部品交換の方が安価な場合は一部改築、高 価な場合は設備単位の健全度が2以下で全 部改築の対象とする。修繕は調査・点検結 果を基に標準的な耐用年数、健全度及び設 備の重要度等を考慮したうえで実施する。		
埼玉県	坂戸、鶴ヶ島下水道組合		処理施設、ポンプ施設	5	77.7	0	0	1	0	4	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	_____	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下で改 築を実施する。 水処理施設：健全度2以下で改築を実施す る。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施 する。		
埼玉県	毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合		処理施設、ポンプ施設	7	64.7	0	0	0	2	5	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	_____	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備 を改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備 を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設 備を改築対象とする。		
埼玉県	皆野・長瀬下水道組合		処理施設、ポンプ施設	3	69.9	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	_____	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：平成31年度までに健全度 が2.0以下になる資産については、長寿命 化計画に基づいて更新を行う。平成32年度 以降は、今後決定するストックマネジメント 計画にて判断基準を設定する予定。 水処理施設：平成31年度までに健全度が 2.0以下になる資産については、長寿命化 計画に基づいて更新を行う。平成32年度以 降は、今後決定するストックマネジメント 計画にて判断基準を設定する予定。 汚泥処理施設：平成31年度までに健全度が 2.0以下になる資産については、長寿命化 計画に基づいて更新を行う。平成32年度以 降は、今後決定するストックマネジメント 計画にて判断基準を設定する予定。		
埼玉県	さいたま市	1,263,979	処理施設、ポンプ施設	20	94.4	0	0	1	0	19	0	-	-	-	-																
埼玉県	さいたま市(荒川左岸南側流域)															策定済み	H27	○	_____	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを修繕・改築対象とす る。		

個別施設ごとの長寿化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)				
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 活用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考				
						供用年数										健全性				策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方					
埼玉県	さいたま市（中川流域）											-	-	-	-	-	策定済み	H27	○				H28	5	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。			
埼玉県	さいたま市（南部処理区）											-	-	-	-	-	策定済み	H30	○				H30	5	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。			
埼玉県	川越市	350.745	処理施設、ポンプ施設	10	87.1	0	0	0	3	7	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○				H27	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：自備耐用年数（概ね14～40年）で修繕・改築の必要性を検討。			
埼玉県	熊谷市	198.742	処理施設、ポンプ施設	4	47.8	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-																		
埼玉県	熊谷市 流域関連熊谷公共下水道事業		処理施設、ポンプ施設	3								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○				H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。			
埼玉県	熊谷市 妻沼公共下水道事業		処理施設、ポンプ施設	1								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○				H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。			
埼玉県	川口市	578.112	処理施設、ポンプ施設	21	88.3	0	1	0	1	19	0	-	-	-	-	-																		
埼玉県	川口市（荒川左岸南部流域）	578.112	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○				H30	4	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。			
埼玉県	川口市（中川流域）	578.112	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○				H30	4	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。			
埼玉県	行田市	82.113	処理施設、ポンプ施設	5	57.1	0	0	0	1	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○				H28	5	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。			
埼玉県	秩父市	63.555	処理施設、ポンプ施設	5	56.6	0	0	0	1	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○				H30	2	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。			
埼玉県	所沢市	340.386	処理施設、ポンプ施設	10	95.1	0	0	0	0	10	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○				H28	3	-	-	-	-	-	-				

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
埼玉県	飯能市	78.905	処理施設、ポンプ施設	6	71.7	1	1	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○		R1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（中継ポンプ場ポンプ本体）：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚水・雨水ポンプ施設（浄化センターポンプ本体）：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設（機械エアレーション装置）：健全度以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
埼玉県	加須市	112.229	処理施設、ポンプ施設	4	51.6	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-																
埼玉県	加須市 (加須駒西処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2.0以下とされたものを改築とする。	
埼玉県	加須市 (古利根川処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	R2	○		R2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2.0以下とされたものを改築とする。	
埼玉県	本庄市	77.793	処理施設、ポンプ施設	0	59.3	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	該当施設なし	
埼玉県	東松山市	91.437	処理施設、ポンプ施設	4	52.2	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○		R2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
埼玉県	春日部市	232.709	処理施設、ポンプ施設	10	90.0	0	0	0	1	9	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	4	-	-	-	-	-	-	-	-	概ね20年（目標耐用年数）を目途に改築を検討。	
埼玉県	狭山市	152.405	処理施設、ポンプ施設	0	96.8	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み															
埼玉県	羽生市	54.874	処理施設、ポンプ施設	2	36.9	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	4	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築更新とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。	
埼玉県	鴻巣市	118.072	処理施設、ポンプ施設	5	78.2	0	1	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
埼玉県	深谷市	143.811	処理施設、ポンプ施設	2	59.0	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-																
埼玉県	深谷市 (深谷処理区)		処理施設、ポンプ施設									-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	11	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設・汚泥処理施設ともに健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし健全度2.0以下と評価されたものを改築とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
埼玉県	深谷市 (岡部処理区)		処理施設、ポンプ施設									-	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	7	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設・汚泥処理施設ともに健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし健全度2.0以下と評価されたものを改築とする。	
埼玉県	上尾市	225.196	処理施設、ポンプ施設	6	84.0	0	0	0	0	6	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）：健全度2以下で改築を実施	
埼玉県	草加市	247.034	処理施設、ポンプ施設	6	98.0	0	1	0	0	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	5	-	-	-	-	-	-	-	緊急度ⅠまたはⅡに該当する施設を修繕・改築対象とする。	
埼玉県	越谷市	337.498	処理施設、ポンプ施設	23	84.3	0	1	0	2	20	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	9	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下で改築を実施。	
埼玉県	蕨市	72.260	処理施設、ポンプ施設	2	96.7	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	4	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：予備機があるため事後対応とする。 水処理施設：該当なし 汚泥処理施設：該当なし	
埼玉県	戸田市	136.150	処理施設、ポンプ施設	2	99.0	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	R3	○			R3	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度が2に達した施設を優先に5ヵ年で改築する。	
埼玉県	入間市	148.390	処理施設、ポンプ施設	0	88.6	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み															
埼玉県	朝霞市	136.299	処理施設、ポンプ施設	1	97.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○			H28	3	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。
埼玉県	志木市	72.676	処理施設、ポンプ施設	1	99.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	3	-	-	-	-	-	-	-	-	診断結果を踏まえ、修繕、改築を行う。
埼玉県	和光市	80.826	処理施設、ポンプ施設	0	97.2	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	
埼玉県	新座市	162.122	処理施設、ポンプ施設	0	97.3	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み															
埼玉県	橘川市	75.174	処理施設、ポンプ施設	9	82.3	0	0	0	0	9	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	
埼玉県	久喜市	152.311	処理施設、ポンプ施設	13	90.6	0	0	2	1	0	10	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	6	-	-	-	-	-	-	-	-	概ね20年(目標耐用年数)を目標に改築を検討。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
埼玉県	北本市	67.409	処理施設、ポンプ施設	1	74.7	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下となる設備等について順次改修等を行う。	
埼玉県	八潮市	86.717	処理施設、ポンプ施設	4	79.2	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改修対象とする。	
埼玉県	富士見市	112	処理施設、ポンプ施設	1	97.7	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3から2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改修対象とする。	
埼玉県	三郷市	136.521	処理施設、ポンプ施設	1	86.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	概ね25年（目標耐用年数）で改修を検討する。	
埼玉県	蓮田市	62.380	処理施設、ポンプ施設	1	74.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3から2となっているものを修繕対象とし、健全度2以下となっているものを改修対象とする。	
埼玉県	坂戸市	101.679	処理施設、ポンプ施設	0	72.7	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み						-	-	-	-	-	-	-	-		
埼玉県	幸手市	52.524	処理施設、ポンプ施設	1	46.0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：耐用年数を目安に点検・調査を実施し、劣化状況に応じて修繕・改修を行う。
埼玉県	鶴ヶ島市	70.255	処理施設、ポンプ施設	0	83.1	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み						-	-	-	-	-	-	-	-		
埼玉県	日高市	55.590	処理施設、ポンプ施設	2	73.9	1	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改修を実施する。 水処理施設：健全度2以下で改修を実施する。 汚泥処理施設：健全度2以下で改修を実施する。
埼玉県	吉川市	69.738	処理施設、ポンプ施設	6	83.4	0	1	2	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：今後実施するストックマネジメント計画の更新時に判断基準を設定して改修する予定。 水処理施設：該当なし。 汚泥処理施設：該当なし。
埼玉県	ふじみ野市	110.970	処理施設、ポンプ施設	0	96.5	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み						-	-	-	-	-	-	-	-		
埼玉県	白岡市	51.535	処理施設、ポンプ施設	3	70.0	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3から2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改修対象とする。
埼玉県	伊奈町	44.442	処理施設、ポンプ施設	1	76.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○		R3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	機械設備：健全度2以下で改修 電気設備：目標耐用年数（標準耐用年数の2倍）で改修



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)											(27)																				
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考									
						供用年数						健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針															
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定		対策費用 (億円)	措置の進め方							
埼玉県	小鹿野町	12.117	処理施設、ポンプ施設			0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-																					
埼玉県	東秩父村	2.915	処理施設、ポンプ施設			0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-																					
埼玉県	美里町	11.207	処理施設、ポンプ施設	0	2.4	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み																				
埼玉県	神川町	13.341	処理施設、ポンプ施設	1	12.5	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	http://www.kamigawa-city.lg.jp/	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
埼玉県	上里町	30.565	処理施設、ポンプ施設	0	16.0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み																				
埼玉県	寄居町	34.081	処理施設、ポンプ施設	1	26.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	http://www.yasugi-city.lg.jp/	H30	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	概ね15年（標準耐用年数）を目途に改築を検討する。	
埼玉県	宮代町	33.705	処理施設、ポンプ施設	2	73.8	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	http://www.miyadai-city.lg.jp/	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕、改築対象とする。
埼玉県	杉戸町	45.495	処理施設、ポンプ施設	0	71.7	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み																				
埼玉県	松伏町	30.061	処理施設、ポンプ施設	2	69.4	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	http://www.matsubuchi-city.lg.jp/	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
千葉県	印旛沼流域		処理施設、ポンプ施設	11	98.5	0	0	1	0	10	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	http://www.inbanuma-rikyo.lg.jp/	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設及び汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
千葉県	手賀沼流域		処理施設、ポンプ施設	2	93.3	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	http://www.teganzuma-rikyo.lg.jp/	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設及び汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
千葉県	江戸川左岸流域		処理施設、ポンプ施設	4	94.5	1	0	1	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	http://www.edogawa-saihan-rikyo.lg.jp/	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設及び汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
千葉県	君津富津広域下水道組合		処理施設、ポンプ施設	3	47.7	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	http://www.kimizu-tomioka-rikyo.com/	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象とする。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象とする。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象とする。健全度2以下のものを改築の対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
千葉県	鎌倉市	64.415	処理施設、ポンプ施設	2	48.7	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	策定済み	R2	○		R3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。	
千葉県	市川市	481.732	処理施設、ポンプ施設	13	76.8	1	0	1	0	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
千葉県	市川市 (菅野処理区)	33.721	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成30年度に判断基準を策定。	
千葉県	市川市 (江戸川左岸処理区)	433.559	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改修を検討する。	
千葉県	市川市 (西浦処理区)	14.452	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
千葉県	船橋市	622.890	処理施設、ポンプ施設	5	90.4	0	0	0	0	5	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
千葉県	船橋市 (西浦・高瀬処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3、または健全度2以下を目的に改修を検討 水処理施設：健全度3、または健全度2以下を目的に改修を検討 汚泥処理施設：健全度3、または健全度2以下を目的に改修を検討
千葉県	船橋市 (津田沼処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：汚水ポンプは概ね15年、雨水ポンプは概ね20年（標準耐用年数）を目的に改修を検討。 水処理施設：概ね20年（標準耐用年数）を目的に改修を検討。 汚泥処理施設：概ね15年（標準耐用年数）を目的に改修を検討。
千葉県	船橋市 (印旛沼処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3、または健全度2以下を目的に改修を検討 水処理施設：健全度3、または健全度2以下を目的に改修を検討 汚泥処理施設：健全度3、または健全度2以下を目的に改修を検討
千葉県	船橋市 (江戸川左岸処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：汚水ポンプは概ね15年、雨水ポンプは概ね20年（標準耐用年数）を目的に改修を検討。 水処理施設：概ね20年（標準耐用年数）を目的に改修を検討。 汚泥処理施設：概ね15年（標準耐用年数）を目的に改修を検討。
千葉県	館山市	47.464	処理施設、ポンプ施設	1	12.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○		R3	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下になるものを改修の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下になるものを改修の対象とする。
千葉県	木更津市	134.141	処理施設、ポンプ施設	10	55.7	1	0	2	0	7	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ場施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改修の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改修の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改修の対象とする。









個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)					
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考					
						供用年数										健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方							
千葉県	長柄町	7.337	処理施設、ポンプ施設	0																															
千葉県	長南町	8.206	処理施設、ポンプ施設	0																															
千葉県	大多喜町	9.843	処理施設、ポンプ施設	0																															
千葉県	御宿町	7.315	処理施設、ポンプ施設	0																															
千葉県	絹町	8.022	処理施設、ポンプ施設	0																															
千葉県	千葉市	971.9	処理施設、ポンプ施設	20	97.5	0	0	2	1	17	0	-	-	-	-	-																			
千葉県	千葉市 (中央処理区)		処理施設、ポンプ施設														策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0146/">https://portal.g-nb.jp/portal/0146/</a>	H30	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。また、それ以外を修繕の対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。			
千葉県	千葉市 (南部処理区)		処理施設、ポンプ施設														策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0146/">https://portal.g-nb.jp/portal/0146/</a>	H30	3	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。また、それ以外を修繕の対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。				
千葉県	千葉市 (印旛処理区)		処理施設、ポンプ施設														策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0146/">https://portal.g-nb.jp/portal/0146/</a>	H30	3	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。また、それ以外を修繕の対象とする。				
東京都	多摩川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	8	99.6					8							策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0146/">https://portal.g-nb.jp/portal/0146/</a>	H28	3	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設 ・定期点検の結果等に基づき、修繕等を行う。 ◆運転頻度が多い場合 【補修】8年に1回程度 【再構築】LCCを考慮した耐用年数：40年 ◆運転頻度が少ない場合 【補修】20年に1回程度 【再構築】LCCを考慮した耐用年数：40年 水処理施設 ・定期点検の結果等に基づき、修繕等を行う。 【補修】15年に1回程度 【再構築】LCCを考慮した更新年数：80年 を目安 汚泥処理施設 ・定期点検の結果等に基づき、修繕等を行う。 【補修】15年に1回程度 【再構築】LCCを考慮した耐用年数：25年					

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)										(27)																	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考							
						供用年数										健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換		未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
東京都	荒川右岸東京流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	100						1	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.tama-cw.com/seisaku/</a>	H28	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設 ・定期点検の結果等に基づき、補修等を行う。 ◆運転頻度が多い場合 〔補修〕8年に1回程度 〔再構築〕LCCを考慮した耐用年数：40年 ◆運転頻度が少ない場合 〔補修〕20年に1回程度 〔再構築〕LCCを考慮した耐用年数：40年 水処理施設 ・定期点検の結果等に基づき、補修等を行う。 〔補修〕15年に1回程度 〔再構築〕LCCを考慮した更新年数：80年 を目安 汚泥処理施設 ・定期点検の結果等に基づき、補修等を行う。 〔補修〕15年に1回程度 〔再構築〕LCCを考慮した耐用年数：25年	
東京都	特別区部	9,272,740	処理施設、ポンプ施設	100	99.9	0	1	3	6	90	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.tama-cw.com/seisaku/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	定期点検の結果等に基づき、補修等を行う。さらに、汚水ポンプについては運転頻度に応じて補修及び再構築を実施。		
東京都	八王子市	577,513	処理施設、ポンプ施設	1	98.6	1						-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.yamanashi.lg.jp/seisaku/</a>	H27	5										概ね20年で改築	
東京都	立川市	176,295	処理施設、ポンプ施設	3	100	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.tachikawa.lg.jp/seisaku/</a>	H27	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：調査の結果、健全度1、2と判断された場合、改築を実施する。 水処理施設：事後保全対応 汚泥処理施設：事後保全対応	
東京都	武蔵野市	144,730	処理施設、ポンプ施設	0							-	-	-	-	-																		
東京都	三鷹市	186,936	処理施設、ポンプ施設	3	100					3	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	-	H27	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下と評価されたものを改築とする。 水処理施設：健全度2以下と評価されたものを改築とする。 汚泥処理施設：健全度2以下と評価されたものを改築とする。	
東京都	青梅市	137,381	処理施設、ポンプ施設	20	98.1	0	1	0	0	19	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.comae.lg.jp/seisaku/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度4～1のものを修繕対象。健全度3以下のものを改築対象とする。	
東京都	府中市	260,274	処理施設、ポンプ施設	1	100					1	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.fuchu.lg.jp/seisaku/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：概ね15年を目途に改築
東京都	昭島市	111,539	処理施設、ポンプ施設	1	99.4	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.shirayama.lg.jp/seisaku/</a>	H27	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2以下と評価されたものを改築とする。	
東京都	調布市	229,061	処理施設、ポンプ施設	1	100					1	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.chofu.lg.jp/seisaku/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	影響度の低い異常は、事後保全若しくは日常管理の一環で修繕等を行う。 影響度の高い異常は、状態に応じた予防保全措置を講じる。
東京都	町田市	432,348	処理施設、ポンプ施設	3	98.9					3	-	-	-	-	-	策定済み	R4	○	<a href="#">http://www.city.town.lg.jp/seisaku/</a>	R4	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3以上のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3以上のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以上のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針										
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
東京都	小金井市	121,396	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
東京都	小平市	190,005	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
東京都	日野市	186,283	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
東京都	東村山市	149,956	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
東京都	国分寺市	122,742	処理施設、ポンプ施設	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京都	国立市	73,655	処理施設、ポンプ施設	1	100	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/gwb">https://portal.gwb.jp/portal/gwb</a>	H27	4	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
東京都	福生市	58,395	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
東京都	狛江市	80,249	処理施設、ポンプ施設	1	100	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/gwb">https://portal.gwb.jp/portal/gwb</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	合流ポンプ施設：状態監視保全設備を対象として10年に一度の頻度で設備単位で劣化の確認及び測定装置を用いた運転状況の確認を行う。	
東京都	東大和市	85,157	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
東京都	清瀬市	74,864	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
東京都	東久留米市	116,632	処理施設、ポンプ施設	1	100	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/gwb">https://portal.gwb.jp/portal/gwb</a>	H27	4	-	-	-	-	-	-	-	健全度1・2で改築を実施	
東京都	武蔵村山市	71,229	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
東京都	多摩市	146,631	処理施設、ポンプ施設	3	100	1	1		1			-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/gwb">https://portal.gwb.jp/portal/gwb</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	各施設の点検結果に基づき健全度を判定し、修繕及び改築を実施する。	



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)											(27)																		
都道府県名		市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考					
						供用年数					健全性						策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針											
						普及率(%)					健全性						策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針											
						0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方					
東京都	三宅村	2,482	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																		
東京都	御蔵島村	335	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																		
東京都	八丈町	7,613	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																		
東京都	青ヶ島村	178	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																		
東京都	小笠原村	3,022	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																		
神奈川県	相模川流域		処理施設、ポンプ施設	10	96.0	0	0	0	0	10	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以下で修繕の対象とし、健全度2以下で改築の対象とする。 水処理施設：健全度3以下で修繕の対象とし、健全度2以下で改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下で修繕の対象とし、健全度2以下で改築の対象とする。	
神奈川県	酒匂川流域		処理施設、ポンプ施設	3	90.1	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以下で修繕の対象とし、健全度2以下で改築の対象とする。 水処理施設：健全度3以下で修繕の対象とし、健全度2以下で改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下で修繕の対象とし、健全度2以下で改築の対象とする。	
神奈川県	横浜市	3,724,844	処理施設、ポンプ施設	37	100 (※備考記載)	-	-	-	1	36	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設（ポンプ本体）：点検や故障記録等の維持管理情報を踏まえ、健全度が概ね3以下の設備を修繕・改築の検討対象とする。 水処理施設（送風機本体）：点検や故障記録等の維持管理情報を踏まえ、健全度が概ね3以下の設備を修繕・改築の検討対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：点検や故障記録等の維持管理情報を踏まえ、健全度が概ね3以下の設備を修繕・改築の検討対象とする。	
神奈川県	川崎市	1,475,213	処理施設、ポンプ施設	24	99.5	0	0	0	0	24	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	調査の結果、健全度3以下のものを修繕・改築の対象とする。	
神奈川県	相模原市	720,780	処理施設、ポンプ施設	6	97.2					6		-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下で改築を実施。	
神奈川県	横浜買市	406,586	処理施設、ポンプ施設	22	97.9	0	0	0	0	22	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3~2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3~2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3~2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
神奈川県	平塚市	258,227	処理施設、ポンプ施設	6	97.6	0	0	0	1	6	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度がⅠ及びⅡのものを修繕、改築対象とする。 水処理施設・汚泥処理施設（流域関連公共下水道のため処理施設なし）	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方		
神奈川県	鎌倉市	173.019	処理施設、ポンプ施設	10	97.8	0	0	0	0	10	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	3	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2以下のものを修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度が2以下のものを修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2以下のものを修繕・改築対象とする。	
神奈川県	藤沢市	423.894	処理施設、ポンプ施設	17	96.0	0	0	0	0	17	0	-	-	-	-	-															
神奈川県	小田原市	194.086	処理施設、ポンプ施設	2	83.3	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築の対象とする。	中継ポンプ場：2マンホールP：24
神奈川県	茅ヶ崎市	239.348	処理施設、ポンプ施設	6	95.7	0	1	1	0	4	0	-	-	-	-	-															
神奈川県	逗子市	57.425	処理施設、ポンプ施設	3	100.0	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：今後、調査を実施し、健全度が2以下となった施設、設備を対象とする。 水処理施設：今後、調査を実施し、健全度が2以下となった施設、設備を対象とする。 汚泥処理施設：今後、調査を実施し、健全度が2以下となった施設、設備を対象とする。	
神奈川県	三浦市	45.289	処理施設、ポンプ施設	2	35.6	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	改築必要の判断条件を以下のとおりとしている。 状態監視保全対象施設：・第1期修繕・改築計画期間内に健全度が2.0以下となる資産 ・設備全体の健全度が2.0を上回る場合でも、各部品単位の健全度が2.0以下となる資産 時間監視保全対象施設：・目標耐用年数を超過している資産 点検により、異常を確認し保守での対応困難と判断された資産 事後保全対象施設・故障あるいは不具合及びその兆候がある資産	
神奈川県	秦野市	167.378	処理施設、ポンプ施設	3	88.1	0	1	0	1	1	0	-	-	-	-	-															
神奈川県	厚木市	225.714	処理施設、ポンプ施設	1	89.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	4	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：分解・調査の結果、不良箇所について、修繕・改築の対象とする。 水処理施設：流域関連公共下水道のため処理施設なし 汚泥処理施設：流域関連公共下水道のため処理施設なし	
神奈川県	大和市	232.922	処理施設、ポンプ施設	3	95.5	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度が2以下または目標耐用年数を経過した高いリスクのものを改築。 汚泥処理施設：健全度が2以下または目標耐用年数を経過した高いリスクのものを改築。	
神奈川県	伊勢原市	101.514	処理施設、ポンプ施設	4	80.6	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-															
神奈川県	伊勢原市（伊勢原第3号公共下水道）		処理施設、ポンプ施設									-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築対象とする。またそれ以外を修繕の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。またそれ以外を修繕の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。またそれ以外を修繕の対象とする。	



個別施設ごとの長寿化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)				
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用率 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考				
						供用年数										健全性				策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方					
神奈川県	山北町	10.724	処理施設、ポンプ施設	0	83.5	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-				
神奈川県	開成町	17.013	処理施設、ポンプ施設	0	72.7	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-				
神奈川県	箱根町	11.786	処理施設、ポンプ施設	13	54.7	0	0	0	0	13	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：短期改善計画期間内で健全度2以下のものを修繕・改善の対象とする。 水処理施設：短期改善計画期間内で健全度2以下のものを修繕・改善の対象とする。 汚泥処理施設：短期改善計画期間内で健全度2以下のものを修繕・改善の対象とする。			
神奈川県	真鶴町	7.333	処理施設、ポンプ施設	1	20.9	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改善対象とする。			
神奈川県	湯河原町	25.026	処理施設、ポンプ施設	1	92.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度1～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改善の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改善の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改善の対象とする。			
神奈川県	愛川町	40.343	処理施設、ポンプ施設	1	91.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	状態監視の中でポンプ施設、健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改善の対象とする。計画期間は、計画期間を主要な設備は補修計画とする。（目標耐用年数を超過しているもの）			
神奈川県	清川村	3.214	処理施設、ポンプ施設	2	97.5	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改善の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改善の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改善の対象とする。			
山梨県	富士北麓流域下水道		処理施設、ポンプ施設	4	60.5						4	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。			
山梨県	峡東流域下水道		処理施設、ポンプ施設	4	60.6				2	2		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。			
山梨県	釜無川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	9	70.3			1	2	6		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。			
山梨県	桂川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	3	32.2				3			-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改善対象とする。			
山梨県	甲府市	193.125	処理施設、ポンプ施設	3	97.0	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-				
山梨県	甲府市 （大津処理区）	193.125	処理施設、ポンプ施設	0	97.3							-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ・水処理、汚泥処理施設：重要施設は健全度2以下、その他施設は健全度1以下を改善の対象とする。			





個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)				
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考						
						供用年数											健全性					策定状況			内容				維持管理・更新の基本方針					
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）		措置の進め方					
山梨県	丹波山村	563	処理施設、ポンプ施設	0	98								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○														
長野県	諏訪湖流域下水道		処理施設、ポンプ施設	2	99.3%	0	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2のものを改築対象とする。
長野県	千曲川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	3	98.6%	0	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	3	-	-	-	-	-	-	-		18列以上 2施設、下流 1施設	ポンプ施設：維持管理指針に記載の健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2又は1のものを改築の対象とする。 水処理施設：維持管理指針に記載の健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2又は1のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：維持管理指針に記載の健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2又は1のものを改築の対象とする。
長野県	犀川安曇野流域下水道		処理施設、ポンプ施設	3	93.0%	0	0	0	0	2	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-			ポンプ施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。
長野県	白糠湖下水道組合		処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-																	
長野県	川西保健衛生施設組合		処理施設、ポンプ施設	2		0	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="http://www.kawishi.com/management/">http://www.kawishi.com/management/</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-			汚水ポンプ施設（ポンプ本体）：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。令和3年度策定のストックマネジメント計画で判断し更新を実施する。 水処理施設（送風機本体）：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。令和3年度策定のストックマネジメント計画で判断し段階的に更新を実施する。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。令和3年度策定のストックマネジメント計画で判断し段階的に更新を実施する。
長野県	南佐久環境衛生組合		処理施設、ポンプ施設	1		0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="http://www.nanku.com/management/">http://www.nanku.com/management/</a>	H30	3	-	-	-	-	-	-	-	-			汚水ポンプ施設（ポンプ本体）：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。 水処理施設（送風機本体）：健全度3と診断された際にリスク評価を参考に改築の実施を検討する。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。
長野県	長野市	377.598	処理施設、ポンプ施設	23	94.4%	0	2	2	1	18	0	-	-	-	-	-	-																	
長野県	長野市 （東部処理区）		処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-	策定済み	R3	○	<a href="http://www.city.nagano.lg.jp/management/">http://www.city.nagano.lg.jp/management/</a>	R1	5	-	-	-	-	-	-	-			管渠施設：緊急度がⅠ・Ⅱのものを修繕・改築対象とする。 汚水・雨水ポンプ施設：健全度3以下のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度3以下のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。	
長野県	長野市 （下流処理区）		処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-	策定済み	R3	○	<a href="http://www.city.nagano.lg.jp/management/">http://www.city.nagano.lg.jp/management/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-			管渠施設：緊急度がⅠ・Ⅱのものを修繕・改築対象とする。 汚水・雨水ポンプ施設：健全度3以下のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。	
長野県	長野市 （上流処理区・管渠処理区）		処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-	策定済み	R3	○	<a href="http://www.city.nagano.lg.jp/management/">http://www.city.nagano.lg.jp/management/</a>	R1	5	-	-	-	-	-	-	-			管渠施設：緊急度がⅠ・Ⅱのものを修繕・改築対象とする。 汚水・雨水ポンプ施設：健全度3以下のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																											
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考							
						供用年数					健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針					措置の進め方						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)						
長野県	長野市 (新町処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	管渠施設：緊急度がⅠ・Ⅱのものを修繕・改築対象とする。健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。	
長野県	長野市 (鬼無里処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	管渠施設：緊急度がⅠ・Ⅱのものを修繕・改築対象とする。健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。	
長野県	長野市 (中条処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	管渠施設：緊急度がⅠ・Ⅱのものを修繕・改築対象とする。健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。	
長野県	長野市 (戸隠高原処理区・豊岡処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	管渠施設：緊急度がⅠ・Ⅱのものを修繕・改築対象とする。健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。	
長野県	松本市	243.293	処理施設、ポンプ施設	6	97.1%	0	0	0	0	0	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
長野県	松本市 (公共・特理)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	R2	○		R2	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。	
長野県	松本市 (流域関連特理)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：本処理区は中継ポンプ場を有さないため、該当なし。 水処理施設：本処理区は処理場を有さないため、該当なし。 汚泥処理施設：本処理区は処理場を有さないため、該当なし。	
長野県	上田市	156.827	処理施設、ポンプ施設	10	80.9%	0	0	0	1	9	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。また、それ以外を修繕の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。また、それ以外を修繕の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。また、それ以外を修繕の対象とする。	
長野県	岡谷市	50.128	処理施設、ポンプ施設	0	99.5%	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	飯田市	101.581	処理施設、ポンプ施設	4	83.3%	0	0	0	2	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
長野県	飯田市 (飯田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	R1	○		R1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを更新対象とする。	
長野県	飯田市 (竜丘処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを更新対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考			
						供用年数						健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定		対策費用 （億円）	措置の進め方	
長野県	飯田市 （和田処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H28	○			H28	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。
長野県	飯田市 （川路処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。
長野県	諏訪市	50,140	処理施設、ポンプ施設	0	99.5%	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	8	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	須坂市	50,725	処理施設、ポンプ施設	0	97.9%	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	6	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	小諸市	42,512	処理施設、ポンプ施設	3	67.9%	0	0	0	2	1	0	-	-	-	-	-															
長野県	小諸市 （小諸処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	R2	○			R2	5	-	-	-	-	-	-	-	第1期ストックマネジメント計画による。第一次工事：非常通報装置と沈砂・渣設備工事。第二次工事：水処理幹管と最初沈砂池設備工事。第三次工事：変電設備工事。
長野県	小諸市 （和田処理区・和田西処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	R2	○			R2	5	-	-	-	-	-	-	-	第2期ストックマネジメント計画による。第一期ストックマネジメント計画により小諸処理区の表裏管場所が完了後、第2期ストックマネジメント（案）に基づき用水設備・監視制御設備と順次行う。
長野県	伊那市	68,271	処理施設、ポンプ施設	7	91.7%	0	0	0	0	7	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
長野県	駒ヶ根市	32,759	処理施設、ポンプ施設	1	59.8%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3.0～2.1のものを修繕又は改築の対象、健全度2.0以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3.0～2.1のものを修繕又は改築の対象、健全度2.0以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3.0～2.1のものを修繕又は改築の対象、健全度2.0以下のものを改築の対象とする。
長野県	中野市	43,909	処理施設、ポンプ施設	4	69.1%	0	0	0	1	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○			H28	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。
長野県	大町市	28,041	処理施設、ポンプ施設	1	71.4%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○			R1	8	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）：該当なし 水処理施設（送風機本体）：健全度2以下に該当する施設を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度2以下に該当する施設を修繕・改築対象とする。
長野県	飯山市	21,438	処理施設、ポンプ施設	7	81.6%	0	0	0	2	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	8	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2.0以下と評価されたものを改築とする。 水処理施設：健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2.0以下と評価されたものを改築とする。 汚泥処理施設：健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2.0以下と評価されたものを改築とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																													
分野		下水道（施設）																													
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考					
						供用年数										健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針				
						0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止		機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方	
長野県	茅野市	55.912	処理施設、ポンプ施設	3	97.2%	1	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	4	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
長野県	塩尻市	67.135	処理施設、ポンプ施設	2	90.4%	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
長野県	塩尻市 (塩尻処理区・榑川処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	4	-	-	-	-	-	-	健全度が2~3のものを修繕・改築対象とする。		
長野県	塩尻市 (小野処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	緊急度がⅠまたはⅡに該当する施設を優先的に修繕・改築の対象とし、Ⅲの比較等の検討に基づき、対処方法を設定する。		
長野県	佐久市	99.368	処理施設、ポンプ施設	8	79.4%	0	0	0	0	8	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
長野県	佐久市 (佐久処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）：原則として健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設（送風機本体）：原則として健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：原則として健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		
長野県	佐久市 (湯科処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）：原則として健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設（送風機本体）：原則として健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：原則として健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		
長野県	佐久市 (春日処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設（送風機本体）：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		
長野県	佐久市 (望月処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）：原則として健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設（送風機本体）：原則として健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：原則として健全度3~2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		
長野県	千曲市	60.298	処理施設、ポンプ施設	0	92.3%	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-		
長野県	東御市	30.107	処理施設、ポンプ施設	2	94.7%	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3~2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2以下と評価されたものを改築とする。 水処理施設：健全度3~2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2以下と評価されたものを改築とする。 汚泥処理施設：健全度3~2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2以下と評価されたものを改築とする。		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
長野県	安曇野市	95.282	処理施設、ポンプ施設	2	89.2%	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-																
長野県	安曇野市 (公共明科処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28	○	_____	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
長野県	安曇野市 (流域関連)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28	○	_____	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	小海町	4.713	処理施設、ポンプ施設	0	76.2%																											
長野県	川上村	4.607	処理施設、ポンプ施設	1	46.7%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○	_____	R1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。なお、ストックマネジメント計画で判断基準を再検討する。
長野県	南牧村	3.408	処理施設、ポンプ施設	2	21.4%	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	_____	H28	8	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象とする。健全度2以下の設備については改築の対象とする。また、概ね25年（目標耐用年数）経過を目安に改築を検討。	
長野県	南相木村	1.005	処理施設、ポンプ施設	0																												
長野県	北相木村	774	処理施設、ポンプ施設	0																												
長野県	佐久穂町	11.186	処理施設、ポンプ施設	0	84.8%																											
長野県	軽井沢町	18.994	処理施設、ポンプ施設	3	46.3%	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	_____	R1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）： 原則として健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。なお、令和元年度～3年度に策定予定のストックマネジメント計画で判断基準を検討する。 水処理施設（送風機本体）： 原則として健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。なお、令和元年度～3年度に策定予定のストックマネジメント計画で判断基準を検討する。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）： 原則として健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。なお、令和元年度～3年度に策定予定のストックマネジメント計画で判断基準を検討する。
長野県	御代田町	15.491	処理施設、ポンプ施設	1	92.4%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	_____	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）： 該当なし。 水処理施設（送風機本体）： 原則として健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。なお、令和元年度～3年度に策定予定のストックマネジメント計画で判断基準を検討する。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）： 原則として健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
長野県	立科町	7.265	処理施設、ポンプ施設	1	46.8%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-															
長野県	立科町 (流域関連特環公共)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○			H30	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2に該当する設備を修繕の対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。
長野県	立科町 (特環公共)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○			H29	7	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2に該当する設備を修繕の対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕の対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕の対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。	
長野県	青木村	4.343	処理施設、ポンプ施設	1	92.1%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	7	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：概ね20年で改築 水処理施設：概ね20年で改築 汚泥処理施設：分層・調査結果を基に、次年度の修繕計画を作成	
長野県	長和町	6.166	処理施設、ポンプ施設	2	88.8%	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	6	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
長野県	下諏訪町	20.236	処理施設、ポンプ施設	0	99.9%	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	7	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	富士見町	14.493	処理施設、ポンプ施設	2	88.5%	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-															
長野県	富士見町 (流域関連公共)		処理施設、ポンプ施設	0	85.5%	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	8	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	富士見町 (公共)		処理施設、ポンプ施設	0	89.6%	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○			R1	6	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする	
長野県	原村	7.566	処理施設、ポンプ施設	0	81.9%	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	8	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	辰野町	19.770	処理施設、ポンプ施設	4	88.3%	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-															
長野県	辰野町 (辰野処理区・羽北処理区)		処理施設、ポンプ施設	0		0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○			R1	6	-	-	-	-	-	-	土木・建築躯体、ポンプ設備、水処理施設、汚泥脱水設備、土留以外の設備共通 状態監視保全：健全度Ⅱ以下の設備の改築を実施する。 時間計画保全：経過年数が目標耐用年数（標準耐用年数×1.0～2.0）以上、または異状の確認またはその兆候が発生し、保守では対応困難な設備の改築を実施する。 事後保全：異状の確認またはその兆候が発生し、保守では対応困難な設備の改築を実施する。	



個別施設ごとの長寿化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用率 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方				
長野県	売木村	575	処理施設、ポンプ施設	0																												
長野県	天龍村	1,365	処理施設、ポンプ施設	1	64.5%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	_____	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）： 健全度1～2のものを修繕・長寿化対策の 対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設（送風機本体）： 健全度3～2のものを修繕・長寿化対策の 対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）： 健全度3～2のものを修繕・長寿化対策の 対象、健全度2以下のものを更新対象とする。
長野県	泰阜村	1,702	処理施設、ポンプ施設	0																												
長野県	喬木村	6,310	処理施設、ポンプ施設	1	74.6%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○	_____	R1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）： 健全度3～2のものを修繕・長寿化対策の 対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設（曝気装置本体）： 健全度3～2のものを修繕・長寿化対策の 対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）： 健全度3～2のものを修繕・長寿化対策の 対象、健全度2以下のものを更新対象とする。
長野県	豊丘村	6,592	処理施設、ポンプ施設	1	51.8%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	_____	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	主ポンプ施設（ポンプ本体）： 健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2 以下のものを改築の対象とする。 水処理施設（曝気装置本体）： 健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2 以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）： 健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2 以下のものを改築の対象とする。
長野県	大鹿村	1,023	処理施設、ポンプ施設	0																												
長野県	上松町	4,670	処理施設、ポンプ施設	1	71.1%	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	_____	H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処理施設において、令和2年度にストック マネジメント計画が完了。 ストックマネジメント計画を基に修繕・改 築・改修の計画を行う。
長野県	南木曾町	4,313	処理施設、ポンプ施設	1	6.9%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	_____	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設（ポンプ本体）：概 ね15年（目標耐用年数）を目標に改築を検 討。 水処理施設（送風機本体）：概ね15年（目 標耐用年数）を目標に改築を検討。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：概ね15年 （目標耐用年数）を目標に改築を検討。
長野県	木曽村	2,926	処理施設、ポンプ施設	1	61.6%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	_____	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下の設 備を修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備 を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設 備を修繕・改築の対象とする。
長野県	玉滝村	839	処理施設、ポンプ施設	0																												
長野県	大桑村	3,825	処理施設、ポンプ施設	1	32.7%	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	_____	H30	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築 対象とする。

個別施設ごとの長寿化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
長野県	木曾町	11,826	処理施設、ポンプ施設	4	70.8%	0	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.kinokuni-shi.ln.jp/</a>	H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。	
長野県	麻績村	2,788	処理施設、ポンプ施設	1	79.6%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.matsunuma-shi.ln.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設は健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 処理施設は健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
長野県	生坂村	1,843	処理施設、ポンプ施設	0																												
長野県	山形村	8,395	処理施設、ポンプ施設	1	99.8%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.yamagata-shi.ln.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設（ポンプ本体）：なし。 水処理施設（曝気装置本体）：健全度2以下のものを修繕・更新対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度2以下のものを修繕・更新対象とする。	
長野県	朝日村	4,462	処理施設、ポンプ施設	1	100.0%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.asahi-shi.ln.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設（ポンプ本体）：なし。 水処理施設（曝気装置本体）：健全度2以下のものを修繕・更新対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度2以下のものを修繕・更新対象とする。	
長野県	筑北村	4,730	処理施設、ポンプ施設	0																												
長野県	池田町	9,926	処理施設、ポンプ施設	1	94.5%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.ikeda-shi.ln.jp/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。	
長野県	松川村	9,948	処理施設、ポンプ施設	1	98.9%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.matsukawa-shi.ln.jp/</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	分解・調査結果を元に、修繕計画を作成	
長野県	白馬村	8,929	処理施設、ポンプ施設	1	63.2%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.shirama-shi.ln.jp/</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：該当施設なし。 水処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。	
長野県	小谷村	2,904	処理施設、ポンプ施設	1	10.0%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.kotani-shi.ln.jp/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
長野県	坂城町	14,871	処理施設、ポンプ施設	0	89.4%	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.sakaciyama-shi.ln.jp/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長野県	小布施町	10,702	処理施設、ポンプ施設	2	80.1%	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.obuse-shi.ln.jp/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2と評価されたものを修繕の対象と、健全度2.0以下と評価されたものを改築とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																										
分野		下水道（施設）																										
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）														個別施設計画（＝事業計画の内容）						備考		
						供用年数							健全性							策定状況			内容				維持管理・更新の基本方針	
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方
長野県	高山村	7.033	処理施設、ポンプ施設	1	66.9%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）：原則として健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設（送風機本体）：原則として健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
長野県	山ノ内町	12.429	処理施設、ポンプ施設	1	69.4%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	8	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設（ポンプ本体）：なし。 水処理施設（曝気装置本体）：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。	
長野県	木島平村	4.658	処理施設、ポンプ施設	1	92.6%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	R2	○		R3	10	-	-	-	-	-	・健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
長野県	野沢温泉村	3.479	処理施設、ポンプ施設	1	77.8%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：該当なし 水処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。	
長野県	信濃町	8.469	処理施設、ポンプ施設	2	44.1%	0	0	1	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	R1	○		R1	7	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下で改築を実施 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施	
長野県	小川村	2.665	処理施設、ポンプ施設	2	97.1%	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	8	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
長野県	飯綱町	11.063	処理施設、ポンプ施設	1	69.1%	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	水処理施設（送風機本体）：健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2、0以下と評価されたものを改築とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度3～2と評価されたものを修繕の対象とし、健全度2、0以下と評価されたものを改築とする。	
長野県	栄村	1.953	処理施設、ポンプ施設	0																								
新潟県	信濃川下流流域下水道（長岡処理区）		処理施設、ポンプ施設	6	99.9%	0	0	0	1	5	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nw">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nw</a>	H30	10	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
新潟県	信濃川下流流域下水道（新潟処理区）		処理施設、ポンプ施設	4	91.8%	0	0	0	1	3	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nw">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nw</a>	H30	7	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下の設備、駆動、仕上、防食を改築の判断基準とする。 水処理施設：健全度2以下の設備、駆動、仕上、防食を改築の判断基準とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の設備、駆動、仕上、防食を改築の判断基準とする。	
新潟県	信濃川下流流域下水道（新潟処理区）		処理施設、ポンプ施設	2	98.4%	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nw">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nw</a>	H29	7	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
新潟県	魚野川流域下水道（堀之内処理区）		処理施設、ポンプ施設	4	100.0%	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nw">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nw</a>	H28	12	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
新潟県	長岡市（川東処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	R1	○		R1	7	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築対象とする。		
新潟県	長岡市（長岡処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築対象とする。		
新潟県	長岡市（前川処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築対象とする。		
新潟県	長岡市（寺治処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築対象とする。		
新潟県	長岡市（小園処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築対象とする。		
新潟県	長岡市（中之島処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築対象とする。		
新潟県	長岡市（橋尾処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築対象とする。		
新潟県	長岡市（和島処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築対象とする。		
新潟県	三条市	99.192	処理施設、ポンプ施設	4	17.0	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-		策定済み														
新潟県	三条市 (三条処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象 改築：健全度2以下のものを改築の対象 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象 改築：健全度2以下のものを改築の対象 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象 改築：健全度2以下のものを改築の対象		
新潟県	三条市 (栄処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。		
新潟県	三条市 (下田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2～3のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度2～3のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2～3のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用率 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方			
新潟県	柏崎市	86.833	処理施設、ポンプ施設	9	76.2	1	2	0	0	6	0	-	-	-	-	-															
新潟県	柏崎市（柏崎処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	標準耐用年数の1.5倍を目標耐用年数として試算。各資産の工事金額は年度別事業費一覧より決定。
新潟県	柏崎市（石地処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m</a>	H30	3	-	-	-	-	-	-	-	-	標準耐用年数の1.5倍を目標耐用年数として試算。各資産の工事金額は年度別事業費一覧より決定。
新潟県	新発田市	98.611	処理施設、ポンプ施設	4	65.8	1	1	0	1	1	0	-	-	-	-	-															
新潟県	新発田市（阿賀野川流域下水道（新井郷川処理区）関連新発田市公共下水道）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：該当なし。 汚泥処理施設：該当なし。
新潟県	新発田市（月岡特定環境保全公共下水道）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：概ね15年（標準耐用年数）を目前に改築を検討。 水処理施設：概ね20年（標準耐用年数）を目前に改築を検討。 汚泥処理施設：概ね15年（標準耐用年数）を目前に改築を検討。	
新潟県	新発田市（紫雲寺公共下水道）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：該当なし。 汚泥処理施設：該当なし。	
新潟県	新発田市（加治川特定環境保全公共下水道）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m</a>	H27	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する施設を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する施設を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する施設を修繕・改築対象とする。	
新潟県	小千谷市	36.498	処理施設、ポンプ施設	0	85.5	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	対象施設なし	
新潟県	加茂市	27.852	処理施設、ポンプ施設	3	70.1	0	1	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
新潟県	十日町市	54.917	処理施設、ポンプ施設	6	78.9	0	0	0	0	6	0	-	-	-	-	-															
新潟県	十日町市 （十日町処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
新潟県	十日町市 （中里処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nib.jp/portal/gis/m</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)							
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考						
					施設の 利用状況 普及率(%)	供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針														
						0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方							
新潟県	村上市 (伊興野処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.murakami.niigata.lg.jp/</a>	H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度3と診断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討。 汚泥処理施設：健全度3と診断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討。	計画期間は平成30年度に終了、令和4年度に計画更新予定
新潟県	村上市 (八幡処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.murakami.niigata.lg.jp/</a>	H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度3と診断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討。 汚泥処理施設：健全度3と診断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討。	計画期間は平成30年度に終了、令和4年度に計画更新予定
新潟県	燕市	79,784	処理施設、ポンプ施設	2	52.3	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-			策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.tsuruta.niigata.lg.jp/</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
新潟県	燕市 (燕処理区)		処理施設、ポンプ施設															策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.tsuruta.niigata.lg.jp/</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
新潟県	燕市 (西川処理区)		処理施設、ポンプ施設															策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.tsuruta.niigata.lg.jp/</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
新潟県	糸魚川市	44,162	処理施設、ポンプ施設	9	87.0	0	0	1	0	8	0	-	-	-	-			策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.itoigawa.niigata.lg.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築の判断基準とする。	
新潟県	糸魚川市 (糸魚川処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.itoigawa.niigata.lg.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築の判断基準とする。		
新潟県	糸魚川市 (青海処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.itoigawa.niigata.lg.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築の判断基準とする。		
新潟県	糸魚川市 (能生処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.itoigawa.niigata.lg.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築の判断基準とする。		
新潟県	糸魚川市 (瑞部処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.itoigawa.niigata.lg.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築の判断基準とする。		
新潟県	妙高市	33,199	処理施設、ポンプ施設	4	80.9	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-			策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.tsubakita.niigata.lg.jp/</a>	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3~2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3~2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3~2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。	計画期間は平成30年度に終了
新潟県	妙高市 (新井処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.tsubakita.niigata.lg.jp/</a>	H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3~2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3~2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3~2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。	計画期間は平成30年度に終了







個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】													個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考		
						供用年数							健全性						策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画 期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
新潟県	田上町 (田上処理区)		処理施設、ポンプ施設									-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-mb.jp/portal/g/m">https://portal.g-mb.jp/portal/g/m</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：概ね20年（標準耐用年数）を 目処に改築を検討。 汚泥処理施設：概ね15年（標準耐用年数） を目処に改築を検討。		
新潟県	田上町 (嶋・奥野処理区)		処理施設、ポンプ施設									-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-mb.jp/portal/g/m">https://portal.g-mb.jp/portal/g/m</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当施設なし	計画期間 は平成18 年度に終 了
新潟県	阿賀町	11,680	処理施設、ポンプ施設	5	60.7	0	0	0	1	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-mb.jp/portal/g/m">https://portal.g-mb.jp/portal/g/m</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし。 処理場施設：状態監視保全の機器は、健全 度2.0以下となった機器等を対象に改築を 検討する。時間計画保全の機器は、目標耐 用年数を経過した機器及び異状の検認また はその劣化が生じ、保守では対応困難な 設備を改築対象とする。	計画期間 は平成25 年度に終 了	
新潟県	出雲崎町	4,528	処理施設、ポンプ施設	1	50.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-mb.jp/portal/g/m">https://portal.g-mb.jp/portal/g/m</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2.3のものを修繕の対象、健全度2以 下のものを改築対象とする。	
新潟県	湯沢町	8,046	処理施設、ポンプ施設	3	81.6	1	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-																
新潟県	湯沢町 (湯沢処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-mb.jp/portal/g/m">https://portal.g-mb.jp/portal/g/m</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：異常や故障の発生後に対策を 行う。（事後保全） 水処理施設：健全度2以下に該当する設備 を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設 備を修繕・改築対象とする。	
新潟県	湯沢町 (俣野処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-mb.jp/portal/g/m">https://portal.g-mb.jp/portal/g/m</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：異常や故障の発生後に対策を 行う。（事後保全） 水処理施設：健全度2以下に該当する設備 を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設 備を修繕・改築対象とする。	
新潟県	湯沢町 (三俣処理区)		処理施設、ポンプ施設									-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-mb.jp/portal/g/m">https://portal.g-mb.jp/portal/g/m</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：異常や故障の発生後に対策を 行う。（事後保全） 水処理施設：健全度2以下に該当する設備 を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設 備を修繕・改築対象とする。	
新潟県	津南町	10,029	処理施設、ポンプ施設	1	66.5	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-mb.jp/portal/g/m">https://portal.g-mb.jp/portal/g/m</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2 以下のものを更新の対象とする。	
新潟県	刈羽村	4,775	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
新潟県	関川村	5,832	処理施設、ポンプ施設	1	75.0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-mb.jp/portal/g/m">https://portal.g-mb.jp/portal/g/m</a>	H30	2	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：概ね15年（標準耐用年数）を 目処に改築を検討。 水処理施設：概ね20年（標準耐用年数） を 目処に改築を検討。 汚泥処理施設：概ね15年（標準耐用年数） を 目処に改築を検討。	
新潟県	粟島浦村	370	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
富山県	小矢部川流域		処理施設、ポンプ施設	2	76.0	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-mb.jp/portal/g/m">https://portal.g-mb.jp/portal/g/m</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施 設：健全度2以下となったものを修繕・改 築の対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針					
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方		
富山県	神通川左岸流域		処理施設、ポンプ施設	2	98.2	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度2以下となったものを修繕・改善の対象とする。
富山県	中新川広域行政事務組合		処理施設、ポンプ施設	2	81.5	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改善対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改善対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改善対象とする。
富山県	富山市	418.686	処理施設、ポンプ施設	18	93.3	0	0	2	1	15	0	-	-	-	-	-															
富山県	富山市 (浜黒崎・水橋処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度がⅡ以下のものを改善の対象とする。
富山県	富山市 (神通川左岸処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度がⅡ以下のものを改善の対象とする。
富山県	富山市 (倉稲処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度がⅡ以下のものを改善の対象とする。
富山県	富山市 (大沢野処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度がⅡ以下のものを改善の対象とする。
富山県	富山市 (大山処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度がⅡ以下のものを改善の対象とする。
富山県	富山市 (小見、山田、楡原、南都処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度がⅡ以下のものを改善の対象とする。
富山県	高岡市	172.125	処理施設、ポンプ施設	9	92.8	0	0	0	0	9	0	-	-	-	-	-															
富山県	高岡市 (高岡、伏木処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象とし、健全度2又は1のものについて改善を実施する。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象とし、健全度2又は1のものについて改善を実施する。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象とし、健全度2又は1のものについて改善を実施する。
富山県	高岡市 (小矢部川処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象とし、健全度2又は1のものについて改善を実施する。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)											(27)												
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考	
						供用年数						健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方	
富山県	高岡市 (太田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2の機器を修繕の対象。健全度2以下の機器を改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2の機器を修繕の対象。健全度2以下の機器を改築の対象とする。	
富山県	魚津市	42,935	処理施設、ポンプ施設	5	78.2	0	0	0	0	5	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	R3.2変更	
	魚津市 (魚津処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	R3.2変更	
	魚津市 (川の瀬処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○		H30	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度3以下のものを改築対象とする。		
富山県	水見市	47,992	処理施設、ポンプ施設	3	60.9	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○											
富山県	水見市 (水見処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度2～3のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		
富山県	水見市 (小境処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○		H30	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設：健全度2～3のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		
富山県	滑川市	32,755	処理施設、ポンプ施設	3	82.1	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2に該当する設備を修繕の対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕の対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕の対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。	R3.2変更	
富山県	黒部市	40,991	処理施設、ポンプ施設	6	65.5	0	0	0	0	6	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○									ポンプ施設：健全度3のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。	R4.3変更	
富山県	黒部市 (黒部処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。	R4.3変更	
富山県	黒部市 (宇奈月処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。	R4.3変更	
富山県	黒部市 (内山・普沢処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。	R4.3変更	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
富山県	福波市	49,000	処理施設、ポンプ施設	0	72.9																											
富山県	小矢部市	30,399	処理施設、ポンプ施設	1	68.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○													ポンプ施設：目標耐用年数で改築するシナリオ
富山県	南砺市	51,327	処理施設、ポンプ施設	3	86.9	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-																
富山県	南砺市 (西赤尾処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○													水処理施設：健全度Ⅱ＝Ⅲ対象に改築を検討。目標耐用年数を目標に改築を検討。
富山県	南砺市 (梨明処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○													水処理施設、汚泥処理施設：健全度Ⅱ＝Ⅲ対象に改築を検討。目標耐用年数を目標に改築を検討。
富山県	南砺市 (上梨処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○													水処理施設：健全度Ⅱ＝Ⅲ対象に改築を検討。目標耐用年数を目標に改築を検討。
富山県	射水市	92,308	処理施設、ポンプ施設	7	88.9	1	1	0	1	4	0	-	-	-	-	-																健全度3～2に該当する設備を修繕対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。
富山県	射水市 (神通川左岸処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○													健全度3～2に該当する設備を修繕対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。
富山県	射水市 (大門東部処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○													健全度3～2に該当する設備を修繕対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とするが、将来の神通川左岸流域下水返への接続も踏まえて、必要性を判断する。
富山県	舟橋村	2,982	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
富山県	上市町	20,930	処理施設、ポンプ施設	1	87.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○													健全度3～2の施設を修繕の対象とする。健全度2以下の施設を改築の対象とする。
富山県	立山町	26,317	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
富山県	入善町	25,335	処理施設、ポンプ施設	2	75.1	0	0	0	2	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○													ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																										
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 活用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】													個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考			
						供用年数										健全性			策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方				
富山県	朝日町	12.246	処理施設、ポンプ施設	1	85.8	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。	
石川県	犀川左岸流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	99.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H27	9	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下で改築を実施 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施	
石川県	加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区）		処理施設、ポンプ施設	3	62.3	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H27	9	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施 水処理施設：健全度2以下で改築を実施 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施	
石川県	加賀沿岸流域下水道（楊川処理区）		処理施設、ポンプ施設	4	96.5	0	0	0	1	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H27	9	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築対象とする 水処理施設：健全度2以下で改築対象とする 汚泥処理施設：健全度2以下で改築対象とする	
石川県	金沢市	465.699	処理施設、ポンプ施設	29	98.2	2	2	4	8	13	0	-	-	-	-	-																
石川県	金沢市 （浅野、西部、臨海処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備で改築を実施する。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備で改築を実施する。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備で改築を実施する。	
石川県	金沢市 （犀川左岸処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備で改築を実施する。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備で改築を実施する。 汚泥処理施設：該当なし	
石川県	金沢市 （湯涌処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備で改築を実施する。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備で改築を実施する。	
石川県	七尾市	55.325	処理施設、ポンプ施設	7	43.4	0	0	0	2	5	0	-	-	-	-	-																
石川県	七尾市 （和倉、七尾処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	概ね23年（目標耐用年数）を目途に改築を検討	
石川県	七尾市 （田鶴浜、中島、長湊、能登島処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	概ね23年（目標耐用年数）を目途に改築を検討	
石川県	小松市	106.919	処理施設、ポンプ施設	8	74.7	0	0	1	1	6	0	-	-	-	-	-																
石川県	小松市 （中央処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H27	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H27	10	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設 健全度2.0以下で改築を実施 汚泥処理施設 健全度2.0以下で改築を実施	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																							
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）											個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考		
						供用年数						健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方	
石川県	小松市 (楡川処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H27	○		H27	10	-	-	-	-	-	-	-	該当なし
石川県	輪島市	27.216	処理施設、ポンプ施設	5	62.8	0	0	0	2	3	0	-	-	-	-														
石川県	輪島市 (輪島処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：概ね23年を目的に改築を検討する。 水処理施設：概ね23年を目的に改築を検討する。 汚泥処理施設：概ね23年を目的に改築を検討する。	
石川県	輪島市 (門前、跡地処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：概ね23年を目的に改築を検討する。 水処理施設：概ね23年を目的に改築を検討する。 汚泥処理施設：概ね23年を目的に改築を検討する。	
石川県	珠洲市	14.625	処理施設、ポンプ施設	4	52.0	0	0	0	1	3	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：汚水ポンプは概ね22年を目的に改築を検討する 水処理施設：概ね30年又は、健全度2~3に該当する設備を改築・検討対象とする。 汚泥処理施設：概ね22年を目的に改築を検討する	
石川県	加賀市	67.186	処理施設、ポンプ施設	8	50.8	1	1	1	0	5	0	-	-	-	-														
石川県	加賀市 (大聖寺川処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	【汚水ポンプ施設（ポンプ本体）】 健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする。	
石川県	加賀市 (片山津処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H27	12	-	-	-	-	-	-	【汚水・雨水ポンプ施設（ポンプ本体）】 健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする。 【水処理施設（送風機本体）】 健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする。 【汚泥処理施設（汚泥脱水機）】 健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする。	
石川県	羽咋市	21.729	処理施設、ポンプ施設	3	77.2	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-														
石川県	羽咋市 (羽咋、飯山処理区)	21.729	処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H29	11	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度Ⅰ及びⅡに該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：主体は健全度Ⅰ及びⅡ。主ポンプ設備は健全度Ⅰ及びⅡ。電気計装設備は25年以上に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度Ⅰ及びⅡに該当する設備を修繕・改築対象とする。	
石川県	羽咋市 (余喜・本江処理区)	21.729	処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H29	11	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度Ⅰ及びⅡに該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：主体は健全度Ⅰ及びⅡ。主ポンプ設備は健全度Ⅰ及びⅡ。電気計装設備は25年以上に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度Ⅰ及びⅡに該当する設備を修繕・改築対象とする。	
石川県	かほく市	34.219	処理施設、ポンプ施設	4	87.4	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 活用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考			
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方					
石川県	白山市	109,287	処理施設、ポンプ施設	14	93.1	0	0	0	1	13	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
石川県	白山市 （松任中央、千代野、松任南部、松任 西南部、鶴茶処理区）		処理施設、ポンプ施設	0															策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m</a>	H30	8	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。	
石川県	白山市（犀川左岸処理区）		処理施設、ポンプ施設	0															策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-			
石川県	白山市（梯川処理区）		処理施設、ポンプ施設	0															策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。	
石川県	白山市 （直海谷、吉野谷中部、吉野、吉原、 鳥越中部、一里野、白峰処理区）		処理施設、ポンプ施設	0															策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。	
石川県	能美市	48,881	処理施設、ポンプ施設	1	93.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
石川県	能美市 （梯川処理区）		処理施設、ポンプ施設	0															策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-		
石川県	能美市 （東部処理区）		処理施設、ポンプ施設	0															策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築の対象とする。	
石川県	野々市市	55,099	処理施設、ポンプ施設	0	99.7																												
石川県	川北町	6,347	処理施設、ポンプ施設	0																													
石川県	津幡町	36,968	処理施設、ポンプ施設	3	91.9	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：修繕：物理診断結果の健全度が3以上かつ機能診断結果の健全度が4以上 改築：物理診断結果の健全度が2以下又は機能診断結果の健全度が3以下 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上 沈砂池施設：同上	
石川県	内灘町	26,987	処理施設、ポンプ施設	4	99.6	0	0	0	1	3	0	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/m</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下で改築を検討する。	



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																											
分野		下水道（施設）																											
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考			
						供用年数					健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方	
岐阜県	大垣市（大垣処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.ohtsu.gifu.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2以下のものは改築の対象とし、それ以外は修繕の対象とする。 水処理施設：健全度が2以下のものは改築の対象とし、それ以外は修繕の対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2以下のものは改築の対象とし、それ以外は修繕の対象とする。
岐阜県	大垣市（垂保処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.ohtsu.gifu.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2以下のものは改築の対象とし、それ以外は修繕の対象とする。 水処理施設：健全度が2以下のものは改築の対象とし、それ以外は修繕の対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2以下のものは改築の対象とし、それ以外は修繕の対象とする。
岐阜県	大垣市（北部処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.ohtsu.gifu.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2以下のものは改築の対象とし、それ以外は修繕の対象とする。 水処理施設：健全度が2以下のものは改築の対象とし、それ以外は修繕の対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2以下のものは改築の対象とし、それ以外は修繕の対象とする。
岐阜県	大垣市（中部処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.ohtsu.gifu.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2以下のものは改築の対象とし、それ以外は修繕の対象とする。 水処理施設：健全度が2以下のものは改築の対象とし、それ以外は修繕の対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2以下のものは改築の対象とし、それ以外は修繕の対象とする。
岐阜県	高山市	89.182	処理施設、ポンプ施設	12	85.3	0	0	0	3	9	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.takahana.gifu.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
岐阜県	多治見市	110.441	処理施設、ポンプ施設	11	95.7	2	1	2	2	4		-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.tajimi.gifu.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	処理場・ポンプ場等は健全度がⅠ、Ⅱ以下のものを対象に改築する。
岐阜県	関市	89.153	処理施設、ポンプ施設	11	86.2	0	0	0	0	11	0	-	-	-	-														
岐阜県	関市 （関処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.mitsuba.gifu.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
岐阜県	関市 （田原、小倉田、広原、池尻、武芸川、淵戸、上之段処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.mitsuba.gifu.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
岐阜県	中津川市	78.883	処理施設、ポンプ施設	9	58.4	0	0	1	1	7	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.nakatsukagawa.gifu.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし 水処理施設：経過年数が自體耐用年数以上、又は健全度2以下に該当する施設を修繕・改修する。 汚泥処理施設：同上
岐阜県	美濃市	20.760	処理施設、ポンプ施設	3	75.5	0	0	1	1	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.mino.gifu.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
岐阜県	瑞浪市	38.730	処理施設、ポンプ施設	4	76.4	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.mitsubashi.gifu.jp/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
岐阜県	可児市	98.695	処理施設、ポンプ施設	1	95.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	
岐阜県	山梨市	27.114	処理施設、ポンプ施設	1	49.7	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）、水処理施設（送風機本体）、汚泥処理施設（汚泥脱水機）、健全度3～2のものも修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。
岐阜県	瑞穂市	54.354	処理施設、ポンプ施設	1	7.2	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H31	○		H31	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下の設備については状態監視保全にて対応し、保守では対応が困難な設備は時間計画保全を行う。
岐阜県	飛騨市	24.696	処理施設、ポンプ施設	4	78.5	0	0	0	3	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○												
岐阜県	飛騨市（古川処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	施設の健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
岐阜県	飛騨市（船津処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	8	-	-	-	-	-	-	-	-	施設の健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
岐阜県	飛騨市（五ヶ村処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	施設の健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
岐阜県	飛騨市（袖川処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	施設の健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
岐阜県	本巣市	33.995	処理施設、ポンプ施設	2	21.1	0	0	0	2	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○												
岐阜県	本巣市（根尾処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	10	-	-	-	-	-	-	-	-	
岐阜県	本巣市（本巣処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	10	-	-	-	-	-	-	-	-	
岐阜県	郡上市	42.090	処理施設、ポンプ施設	8	62.2	0	0	0	4	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
岐阜県	下呂市	33.585	処理施設、ポンプ施設	9	66.5	0	0	3	4	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3を修繕、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3を修繕、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3を修繕、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方		
岐阜県	海津市	35.206	処理施設、ポンプ施設	9	78.6	0	0	0	2	7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	海津市 （海津処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
岐阜県	海津市 （三郷処理区） （今尾処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
岐阜県	海津市 （北部処理区） （中南部処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
岐阜県	岐南町	24.622	処理施設、ポンプ施設	0	95.2																										
岐阜県	笠松町	22.750	処理施設、ポンプ施設	0	90.3																										
岐阜県	養老町	29.029	処理施設、ポンプ施設	1	23.4	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-		策定済み	H29	○		H29	10	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
岐阜県	垂井町	27.556	処理施設、ポンプ施設	1	64.1	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-		策定済み	H28	○		H28	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	関ヶ原町	7.419	処理施設、ポンプ施設	1	81.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-		策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度Ⅱ以下のものを修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度Ⅱ以下のものを修繕・改築の対象とする。
岐阜県	神戸町	19.282	処理施設、ポンプ施設	1	86.1	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-		策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
岐阜県	輪之内町	9.973	処理施設、ポンプ施設	1	85.9	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-		策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設、汚泥処理施設は20年を経過した時点で老朽化診断を行い、健全度Ⅲ～Ⅰのものを修繕対象、健全度Ⅱ以下のものを改築・更新の対象とする。
岐阜県	安八町	14.752	処理施設、ポンプ施設	1	100.0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-		策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)				
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考				
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方						
岐阜県	揖斐川町	21.503	処理施設、ポンプ施設	2	20.5	1	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。			
岐阜県	大野町	23.453	処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-																		
岐阜県	池田町	24.347	処理施設、ポンプ施設	1	67.4	0	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。			
岐阜県	北方町	18.169	処理施設、ポンプ施設	1	100.0	0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし 水処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。			
岐阜県	坂祝町	8.202	処理施設、ポンプ施設	0	69.4								-	-	-	-																		
岐阜県	富加町	5.564	処理施設、ポンプ施設	1	62.5	0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。			
岐阜県	川辺町	10.197	処理施設、ポンプ施設	0	96.5								-	-	-	-																		
岐阜県	七宗町	3.876	処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-																		
岐阜県	八百津町	11.027	処理施設、ポンプ施設	0	77.3								-	-	-	-																		
岐阜県	白川町	8.392	処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-																		
岐阜県	東白川村	2.261	処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-																		
岐阜県	御嵩町	18.111	処理施設、ポンプ施設	0	77.9								-	-	-	-																		
岐阜県	白川村	1.609	処理施設、ポンプ施設	2	87.3	0	0	0	1	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	必要に応じて修繕改築を実施する。			

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25)										(26)	(27)																		
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考									
						供用年数					健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針													
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止		機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方					
静岡県	狩野川流域（東部処理区）		処理施設、ポンプ施設	1	84						1					-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。	
静岡県	狩野川流域（西部処理区）		処理施設、ポンプ施設	2	69					1	1					-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。		
静岡県	静岡市	704,989	処理施設、ポンプ施設	23	87.9	1	0	2	2	18	0					-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/</a>	H27	3	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する資産や、健全度2以上でも主要の対策に伴って、機能が一体的でありかつ同時に対策をとる必要があると判断される資産は、改築を行う。		
静岡県	浜松市	797,980	処理施設、ポンプ施設	35	81.4	2	0	2	3	28						-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 22年（自體耐用年数）を自速に改築を検討 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 40年（自體耐用年数）を自速に改築を検討 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする		
静岡県	沼津市	195,633	処理施設、ポンプ施設	9	61.9	0	0	1	1	7	0					-	-	-	-	-															
静岡県	沼津市 （中部・内浦・久遠・狩野川左岸・戸田処理区）		処理施設、ポンプ施設	0	23.9											-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/</a>	H31	5	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する施設を修繕・改築対象とする。（ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設、共に同内容）		
静岡県	沼津市 （西部処理区）		処理施設、ポンプ施設	0	38.0											-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/</a>	H31	5	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する施設を修繕・改築対象とする。（処理場は異管理のためポンプ施設のみを記載）		
静岡県	熱海市	37,544	処理施設、ポンプ施設	3	68.4	0	0	0	2	1	0					-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築の対象とする。		
静岡県	三島市	110,046	処理施設、ポンプ施設	4	84.7					1	3					-	-	-	-	-															
静岡県	三島市 （三島処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：調査結果により、健全度2以下となった施設で改築を実施する。 水処理施設：調査結果により、健全度2以下となった施設で改築を実施する。 汚泥処理施設：調査結果により、健全度2以下となった施設で改築を実施する。	
静岡県	三島市 （西部処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する施設を改築の対象とする。	
静岡県	富士宮市	130,770	処理施設、ポンプ施設	2	47.8	0	0	1	0	1	0					-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nb.jp/portal/gnab/</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築の対象とする。		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考				
						供用年数						健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針										
						0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定		対策費用 (億円)	措置の進め方		
静岡県	伊東市	68.345	処理施設、ポンプ施設	4	37.1	0	0	1	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/plan">https://portal.e-hb.jp/portal/plan</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2より大きく3以下のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度が2より大きく3以下のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2より大きく3以下のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。	
静岡県	島田市	98.112	処理施設、ポンプ施設	1	11.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/plan">https://portal.e-hb.jp/portal/plan</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当施設なし。 水処理施設：健全度Ⅱ以下のものを修繕・改築対象とする。汚泥処理施設：健全度Ⅱ以下のものを修繕・改築対象とする。
静岡県	富士市	248.399	処理施設、ポンプ施設	2	78.4	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/plan">https://portal.e-hb.jp/portal/plan</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
静岡県	磐田市	167.210	処理施設、ポンプ施設	7	86.0	0	0	0	0	7	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/plan">https://portal.e-hb.jp/portal/plan</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水施設（ポンプ本体）・水処理施設（送風機本体）・汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度Ⅱ以下を修繕・改築対象とする。	
静岡県	焼津市	139.462	処理施設、ポンプ施設	2	21.4	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/plan">https://portal.e-hb.jp/portal/plan</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（汚水ポンプ）：健全度2~3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設（送風機本体）：健全度2~3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度2~3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。	
静岡県	掛川市	114.602	処理施設、ポンプ施設	4	34	0	0	0	4	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/plan">https://portal.e-hb.jp/portal/plan</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2~3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度2~3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2~3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築対象とする。	
静岡県	藤枝市	143.605	処理施設、ポンプ施設	6	43.6	0	0	0	0	6	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/plan">https://portal.e-hb.jp/portal/plan</a>	H31	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
静岡県	御殿場市	88.078	処理施設、ポンプ施設	2	37.8	0	1	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/plan">https://portal.e-hb.jp/portal/plan</a>	H31	4	-	-	-	-	-	-	-	-	汚泥処理施設：異常やその兆候が確認された場合、点検調査を実施する。また策定済みのストックマネジメント計画にて、現場状況を考慮した対応方法（修繕または改築の判断基準等）を設定する。	
静岡県	袋井市	85.789	処理施設、ポンプ施設	2	46	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/plan">https://portal.e-hb.jp/portal/plan</a>	H31	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
静岡県	下田市	20.183	処理施設、ポンプ施設	4	47.8	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/plan">https://portal.e-hb.jp/portal/plan</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築対象とする。	
静岡県	裾野市	52.737	処理施設、ポンプ施設	0	43.9	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/plan">https://portal.e-hb.jp/portal/plan</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	処理施設・ポンプ施設なし	
静岡県	湖西市	59.789	処理施設、ポンプ施設	2	43.6	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/plan">https://portal.e-hb.jp/portal/plan</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	



個別施設ごとの長寿化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針											
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
静岡県	函南町	37.661	処理施設、ポンプ施設	0	74.6	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	R2	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	R2	5										処理施設・ポンプ施設なし
静岡県	清水町	32.118	処理施設、ポンプ施設	2	73.4	0	0	1	1	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築の対象とする。
静岡県	長泉町	42.331	処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-															処理施設・ポンプ施設なし	
静岡県	小山町	19.497	処理施設、ポンプ施設	30	22	0	0	0	6	24	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする
静岡県	吉田町	29.093	処理施設、ポンプ施設	1	38.4	0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕・長寿化計画の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを更新対象とする。
静岡県	川根本町	7.192	処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-																
静岡県	森町	18.528	処理施設、ポンプ施設	1	27	0	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
愛知県	矢作川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	4	80.6	0	0	0	2	2	0	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	H28	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計画修繕（オーバーホール）：各機器の運転時間や損傷程度の確認により各種消耗部品の取替を行う。 長寿化計画等：ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を行っている。
愛知県	境川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	82.1	0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計画修繕（オーバーホール）：各機器の運転時間や損傷程度の確認により各種消耗部品の取替を行う。 長寿化計画等：ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を行っている。
愛知県	衣浦西部流域下水道		処理施設、ポンプ施設	2	87.8	0	0	0	1	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計画修繕（オーバーホール）：各機器の運転時間や損傷程度の確認により各種消耗部品の取替を行う。 長寿化計画等：ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を行っている。
愛知県	衣浦東部流域下水道		処理施設、ポンプ施設	4	75.2	0	0	1	2	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計画修繕（オーバーホール）：各機器の運転時間や損傷程度の確認により各種消耗部品の取替を行う。 長寿化計画等：ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を行っている。
愛知県	豊川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	78.5	0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計画修繕（オーバーホール）：各機器の運転時間や損傷程度の確認により各種消耗部品の取替を行う。 長寿化計画等：ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を行っている。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 活用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考				
						供用年数											健全性					策定状況			内容				維持管理・更新の基本方針			
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定		対策費用 （億円）	措置の進め方		
愛知県	五条川左岸流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	76.4	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	計画修繕（オーバーホール）：各機器の運転時間や損傷程度の確認により各種消耗部品の取替を行う。 長寿命化計画等：ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を行っていく。		
愛知県	日光川上流流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	59.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	計画修繕（オーバーホール）：各機器の運転時間や損傷程度の確認により各種消耗部品の取替を行う。 長寿命化計画等：ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を行っていく。		
愛知県	五条川右岸流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	47.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H28	6	-	-	-	-	-	-	-	計画修繕（オーバーホール）：各機器の運転時間や損傷程度の確認により各種消耗部品の取替を行う。 長寿命化計画等：ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を行っていく。		
愛知県	新川東部流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	54.9	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H28	9	-	-	-	-	-	-	-	計画修繕（オーバーホール）：各機器の運転時間や損傷程度の確認により各種消耗部品の取替を行う。 長寿命化計画等：ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を行っていく。		
愛知県	新川西部流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	29.1	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H28	9	-	-	-	-	-	-	-	計画修繕（オーバーホール）：各機器の運転時間や損傷程度の確認により各種消耗部品の取替を行う。 長寿命化計画等：ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を行っていく。		
愛知県	日光川下流流域下水道		処理施設、ポンプ施設	4	35.9	0	0	4	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	計画修繕（オーバーホール）：各機器の運転時間や損傷程度の確認により各種消耗部品の取替を行う。 長寿命化計画等：ストックマネジメント計画に基づき、計画的な修繕・改築を行っていく。		
愛知県	名古屋市	2,295,638	処理施設、ポンプ施設	60	99.4	1	1	1	1	56	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設（ポンプ本体）：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。（汚水ポンプ）概ね目標耐用年数（30年）で改築を検討。（雨水ポンプ）概ね目標耐用年数（38年）で改築を検討。水処理施設（送風機本体）：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。概ね目標耐用年数（40年）で改築を検討。汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。概ね目標耐用年数（20年）で改築を検討。		
愛知県	豊橋市	374,765	処理施設、ポンプ施設	25	75.1	1	1	1	1	21	0	-	-	-	-	-																
愛知県	豊橋市 （豊橋市公共下水道、特定環境保全公共下水道）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。		
愛知県	豊橋市 （豊川流域関連豊橋市公共下水道）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H27	3	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。水処理施設：該当なし。汚泥処理施設：該当なし。		
愛知県	岡崎市	381,051	処理施設、ポンプ施設	12	89.1	2	1	2	1	6	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/gis/">https://portal.g-nb.jp/portal/gis/</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針					
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方		
愛知県	一宮市	380.868	処理施設、ポンプ施設	10	68.7	0	0	0	1	9	0	-	-	-	-	-															
愛知県	一宮市（東部処理区・西部処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan">https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	点検調査により健全度が2以下となる設備を改築の検討対象とする。
愛知県	一宮市（日光川上流処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan">https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	点検調査により健全度が2以下となる設備を改築の検討対象とする。
愛知県	瀬戸市	129.046	処理施設、ポンプ施設	2	67.7	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan">https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan</a>	R2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施する。 水処理施設：健全度2以下で改築を実施する。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施する。
愛知県	半田市	116.908	処理施設、ポンプ施設	8	79.1	0	0	0	1	7	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan">https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan</a>	H31	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下で改築を実施する。 汚泥処理施設：該当なし
愛知県	春日井市	306.508	処理施設、ポンプ施設	8	69.10	0	0	0	0	8	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan">https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan</a>	H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施する。 水処理施設：健全度2以下で改築を実施する。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施する。
愛知県	豊川市	182.436	処理施設、ポンプ施設	1	86.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan">https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	雨水ポンプ：健全度2で改築を実施。
愛知県	津島市	63.431	処理施設、ポンプ施設	1	42.8	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan">https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan</a>	H30	3	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。
愛知県	碧南市	71.346	処理施設、ポンプ施設	6	86.0	1	0	0	0	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan">https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
愛知県	刈谷市	149.765	処理施設、ポンプ施設	3	93.3	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan">https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度が2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
愛知県	豊田市	422.542	処理施設、ポンプ施設	11	76.0	0	1	2	3	5	0	-	-	-	-	-															
愛知県	豊田市 (矢作川・境川)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	R1	○	<a href="https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan">https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan</a>	H28	4	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：調査の結果、健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。
愛知県	豊田市 (鞍ヶ池処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan">https://portal.g-ndb.jp/portal/p/plan</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3から2のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。	



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
愛知県	東海市	111.944	処理施設、ポンプ施設	8	86.6	0	0	0	0	8	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/010">https://portal.e-hb.jp/portal/010</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：状態監視保全とし、調査結果が健全度3～2の場合修繕対象とし、健全度2以下の場合改築対象とする。	
愛知県	大府市	89.157	処理施設、ポンプ施設	3	84.5	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	目標耐用年数（25年）を超えているものは改築対象とし、それ以外は修繕対象とする。	
愛知県	知多市	84.617	処理施設、ポンプ施設	10	96.8	0	0	0	0	10	0	-	-	-	-	-															
愛知県	知多市 (南知多地区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/010">https://portal.e-hb.jp/portal/010</a>	H28	8	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設（ポンプ本体）：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設（送風機本体）：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
愛知県	知多市 (東知多地区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/010">https://portal.e-hb.jp/portal/010</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設（ポンプ本体）：健全度2以下のものを修繕又は改築の対象とする。	
愛知県	知立市	70.501	処理施設、ポンプ施設	1	69.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/010">https://portal.e-hb.jp/portal/010</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
愛知県	尾張旭市	80.787	処理施設、ポンプ施設	2	84.6	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/010">https://portal.e-hb.jp/portal/010</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。	
愛知県	高浜市	46.236	処理施設、ポンプ施設	0	67.4	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/010">https://portal.e-hb.jp/portal/010</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	計画修繕（オーバーホール）：各機器の運転時間や損傷程度の確認により各種消耗部品の取替を行う。 また、健全度から2のものも修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする。	
愛知県	岩倉市	47.562	処理施設、ポンプ施設	0	74.4																										
愛知県	豊明市	68.337	処理施設、ポンプ施設	0	81.8																										
愛知県	日進市	87.977	処理施設、ポンプ施設	2	78.2	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/010">https://portal.e-hb.jp/portal/010</a>	R2	4	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕、2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕、2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕、2以下のものを改築対象とする。	
愛知県	田原市	62.364	処理施設、ポンプ施設	7	55.2	0	0	0	2	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.e-hb.jp/portal/010">https://portal.e-hb.jp/portal/010</a>	H27	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。	





個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																													
分野		下水道（施設）																													
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考					
						供用年数										健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針				
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換		未定	対策費用 （億円）	措置の進め方		
三重県	中勢沿岸流域（松阪処理区）		処理施設、ポンプ施設	7	62.1	0	1	3	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。	
三重県	中勢沿岸流域（志登茂川処理区）		処理施設、ポンプ施設	1	32.2	1	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。	
三重県	中勢沿岸流域（雲出川左岸処理区）		処理施設、ポンプ施設	2	88.4	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。	
三重県	宮川流域（宮川処理区）		処理施設、ポンプ施設	1	51.0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。	
三重県	津市	279.886	処理施設、ポンプ施設	25	53.1	0	0	1	4	20	0	-	-	-	-	-															
三重県	津市 （志登茂川処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	2	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
三重県	津市（雲出川左岸処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
三重県	津市 （松阪処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	該当施設なし	
三重県	津市 （根本処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
三重県	津市 （中央処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
三重県	津市 （雲林院処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
三重県	津市 （浜田処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	-	-	-	-	-	-	-	-	フレックスプランによる暫定処理場のため、更新は行わない。	
三重県	津市 （高宮処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方				
三重県	四日市市	311.031	処理施設、ポンプ施設	39	81	3	0	1	3	32	0	-	-	-	-	-																
三重県	四日市市 （白永処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.yokkaichi.lg.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。
三重県	四日市市 （北部処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.yokkaichi.lg.jp/</a>	H29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。
三重県	四日市市 （南部処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.yokkaichi.lg.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。
三重県	伊勢市	127.817	処理施設、ポンプ施設	13	58.2	0	2	3	2	6	0	-	-	-	-	-																
三重県	伊勢市 （宮川処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.ise.lg.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
三重県	伊勢市 （五十鈴川処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.ise.lg.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
三重県	松阪市	163.863	処理施設、ポンプ施設	5	60.4	0	0	0	0	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.matsuyama.lg.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	該当施設なし
三重県	桑名市	140.303	処理施設、ポンプ施設	17	78.0	0	4	1	2	10	0	-	-	-	-	-																
三重県	桑名市		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.kanami.lg.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度判定から改築更新が必要となった場合に適切に対応することとなるが、今後、策定予定のストックマネジメント計画により、修繕及び改築の判断基準を決定する。当時は状態監視保全として、健全度2以下のものを改築、3～2のものを修繕による対象とする。
三重県	桑名市		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.kanami.lg.jp/</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度判定から改築更新が必要となった場合に適切に対応することとなるが、今後、策定予定のストックマネジメント計画により、修繕及び改築の判断基準を決定する。当時は状態監視保全として、健全度2以下のものを改築、3～2のものを修繕による対象とする。	
三重県	鈴鹿市	196.403	処理施設、ポンプ施設	4	61.1	1	1	1	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.ryugasaki.lg.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：該当なし 汚泥処理施設：該当なし



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針					
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方		
三重県	伊賀市 （新都市処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 機械電気、水処理、汚泥処理設備：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
三重県	伊賀市 （鳥ヶ原処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 機械電気、水処理、汚泥処理設備：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
三重県	伊賀市 （柘植処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 機械電気、水処理、汚泥処理設備：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
三重県	伊賀市 （西部処理区・河合処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 機械電気、水処理、汚泥処理設備：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
三重県	伊賀市 （希望ヶ丘）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 機械電気、水処理、汚泥処理設備：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
三重県	木曾岬町	6,357	処理施設、ポンプ施設	1	65.1	0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕、健全度2以下のものを改築の検討対象とする。
三重県	東員町	25,344	処理施設、ポンプ施設	0	99.2	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30										該当施設なし
三重県	菟野町	40,210	処理施設、ポンプ施設	0	71.9	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
三重県	朝日町	10,560	処理施設、ポンプ施設	0	99.2	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	4	-	-	-	-	-	-	-	-	該当施設なし
三重県	川越町	14,752	処理施設、ポンプ施設	1	99.6	0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
三重県	多気町	14,878	処理施設、ポンプ施設	0	44.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27										該当施設なし
三重県	明和町	22,586	処理施設、ポンプ施設	1	20.9	0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
三重県	大台町	9,557	処理施設、ポンプ施設	1	19.2					1			-	-	-	-	策定済み	H29	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																																
分野		下水道（施設）		施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】													個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考							
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 活用状況 普及率（%）	供用年数										健全性			策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定		対策費用 （億円）	措置の進め方					
三重県	玉城町	15.431	処理施設、ポンプ施設	0	86.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	4	-	-	-	-	-	-	-	該当施設なし	
三重県	度会町	8.309	処理施設、ポンプ施設	0																														
三重県	大紀町	8.939	処理施設、ポンプ施設	0																														
三重県	南伊勢町	12.788	処理施設、ポンプ施設	2	20.7	0	0	1	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-															
三重県	南伊勢町 （五ヶ所・切原・飯満処理区）		処理施設、ポンプ施設	0																策定済み	H30	○		H30	10	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。	
三重県	南伊勢町 （船越・中津浜浦処理区）		処理施設、ポンプ施設	0																策定済み	H30	○		H30	10	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。	
三重県	紀北町	16.338	処理施設、ポンプ施設	0																														
三重県	御浜町	8.741	処理施設、ポンプ施設	1	26.8	0	0	0	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
三重県	紀宝町	11.207	処理施設、ポンプ施設	0																														
福井県	九頭竜川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	7	98.1				0	7										策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：水処理施設・汚泥処理施設、九頭竜川流域下水道ストラックメンテナンス計画に基づき、健全度2以下のものを改築対象とする。	
福井県	福井臨海特定公共下水道		処理施設、ポンプ施設	2	100	0	0	0	0	2	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3のものを修繕の対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする。	
福井県	五領川公共下水道事務組合		処理施設、ポンプ施設	1	100	0	0	0	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）												備考				
						供用年数					健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針										
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
福井県	福井市	265.904	処理施設、ポンプ施設	24	88.4	0	1	1	0	22	0	-	-	-	-	-																
福井県	福井市 (境・日野川処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H27	○	<a href="https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide">https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide</a>	H27	78	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ設備、送風機設備、汚泥脱水機設備はいずれも健全度2以下を修繕改築の対象とする。	
福井県	福井市 (清水東部処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide">https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide</a>	H30	54	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ設備、送風機設備、汚泥脱水機設備はいずれも、標準耐用年数×1.6を超える設備かつ健全度2以下の設備及び設備管理を行うものからの意見を考慮した上で、修繕改築の対象とする。		
福井県	福井市 (美山処理区、笹葉・国見処理区、清水西部処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide">https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide</a>	H30	38	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ設備、送風機設備、汚泥脱水機設備はいずれも健全度2以下を修繕改築の対象とする。		
福井県	福井市 (福井第1、第2・第3処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H27	○	<a href="https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide">https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide</a>	H27	38	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ設備、送風機設備、汚泥脱水機設備はいずれも、標準耐用年数×1.6を超える設備かつ健全度2以下の設備及び設備管理を行うものからの意見を考慮した上で、修繕改築の対象とする。		
福井県	敦賀市	66.165	処理施設、ポンプ施設	3	87.3	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide">https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	調査の結果に基づいて診断した健全度が3～2の場合、改築（長寿命化対策・更新）の対象とする。		
福井県	小浜市	29.670	処理施設、ポンプ施設	3	69.2	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide">https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福井県	大野市	33.109	処理施設、ポンプ施設	1	87.2	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide">https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。		
福井県	勝山市	24.125	処理施設、ポンプ施設	1	86	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide">https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。		
福井県	鯖江市	68.284	処理施設、ポンプ施設	6	73.2	0	0	1	1	4	0	-	-	-	-	-																
福井県	鯖江市 鯖江市公共下水道事業計画（鯖江処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.pmb.jp/portal/guide">https://portal.pmb.jp/portal/guide</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築・更新対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築・更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築・更新対象とする。	
福井県	鯖江市 鯖江市東部工業団地特定公共下水道事業計画（東江処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.pmb.jp/portal/guide">https://portal.pmb.jp/portal/guide</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを改築・更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築・更新対象とする。	
福井県	あわら市	28.729	処理施設、ポンプ施設	4	96.4	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide">https://portal.city.fukui.lg.jp/portal/guide</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																													
分野		下水道（施設）																													
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考					
						供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針										
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止		機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方	
福井県	越前市	81.524	処理施設、ポンプ施設	4	79.7			1	1	2		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.yokohama.lg.jp/">https://portal.city.yokohama.lg.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。	
福井県	坂南市	90.280	処理施設、ポンプ施設	8	99	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	トンブ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改修の対象とする。	
福井県	永平寺町	19.883	処理施設、ポンプ施設	2	99.400	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-															
福井県	永平寺町 特理(中央処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30(特理)	○	<a href="https://portal.city.yokohama.lg.jp/">https://portal.city.yokohama.lg.jp/</a>	H30(特理)	5(特理)	-	-	-	-	-	-	-		
福井県	永平寺町 公共(松岡処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29(公共)	○	<a href="https://portal.city.yokohama.lg.jp/">https://portal.city.yokohama.lg.jp/</a>	H29(公共)	5(公共)	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下の設備を状態監視保全とする。	
福井県	池田町	2.638	処理施設、ポンプ施設	1	85.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.city.yokohama.lg.jp/">https://portal.city.yokohama.lg.jp/</a>	H28	10	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを更新対象とする。	
福井県	南越前町	10.799	処理施設、ポンプ施設	2	40				1	1		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.yokohama.lg.jp/">https://portal.city.yokohama.lg.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理設備：健全度2以下を修繕改修実施 汚水ポンプ設備：健全度2以下を修繕改修実施 汚泥処理施設：健全度2以下を修繕改修実施	
福井県	越前町	21.538	処理施設、ポンプ施設	3	64.5	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.city.yokohama.lg.jp/">https://portal.city.yokohama.lg.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。	
福井県	美浜町	9.914	処理施設、ポンプ施設	1	75					1		-	-	-	-	-	策定済み	R3	○		R4	7	-	-	-	-	-	-	健全度2～3に該当する設備を修繕の対象。健全度2以下に該当する設備を改修対象とする。		
福井県	高浜町	10.596	処理施設、ポンプ施設	3	79.9				1	2		-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	-		
福井県	おおい町	8.325	処理施設、ポンプ施設	1	15.5					1		-	-	-	-	-	策定済み	R3	○		R4	5	-	-	-	-	-	-	-	概ね30年（目標前用年数）で改修を検討する。	
福井県	若狭町	15.257	処理施設、ポンプ施設	4	94			1	2	1		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.yokohama.lg.jp/">https://portal.city.yokohama.lg.jp/</a>	H30	22	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。	





個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)					
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考				
						供用年数											健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方							
滋賀県	愛荘町	20.778	処理施設、ポンプ施設	-	99.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
滋賀県	豊郷町	7.422	処理施設、ポンプ施設	-	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
滋賀県	甲良町	7.039	処理施設、ポンプ施設	-	99.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
滋賀県	多賀町	7.355	処理施設、ポンプ施設	-	90.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
京都府	桂川右岸流域下水道		処理施設、ポンプ施設	4	99.6	1	0	1	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb">https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3から2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。			
京都府	木津川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	2	98.5	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb">https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築対象とする。健全度2を上回る場合でも部品単位で健全度2.0を下回るものがあれば改築が必要としてLCC比較を行い決定する。			
京都府	宮津湾流域下水道		処理施設、ポンプ施設	6	99.1	0	0	0	0	6	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb">https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb</a>	H27	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。			
京都府	木津川上流流域下水道		処理施設、ポンプ施設	2	97.8	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb">https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築対象とする。健全度2を上回る場合でも部品単位で健全度2.0を下回るものがあれば改築が必要としてLCC比較を行い決定する。			
京都府	京都市	1,475.183	処理施設、ポンプ施設	29	99.5	0	0	3	2	24	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
京都府	京都市（単独公共）		処理施設、ポンプ施設	24				1	3	20		-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb">https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb</a>	H27	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：定期点検の結果、健全度2以下であるなど劣化が著しいものを対象とする。 水処理施設（送風機本体）：定期点検の結果、健全度2以下であるなど劣化が著しいものを対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：定期点検の結果、健全度2以下であるなど劣化が著しいものを対象とする。		
京都府	京都市（桂川右岸処理区）		処理施設、ポンプ施設	3					1	2		-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb">https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：定期点検の結果、劣化が著しいものを改築の対象とする。 水処理施設（送風機本体）：該当無し 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：該当無し			
京都府	京都市（洛南処理区）		処理施設、ポンプ施設	1						1		-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb">https://portal.g-hb.jp/portal/g-hb</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：定期点検の結果、劣化が著しいものを改築の対象とする。雨水ポンプ施設については該当無し。 水処理施設（送風機本体）：該当無し 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：該当無し				

個別施設ごとの長寿化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																																		
分野		下水道（施設）																																		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】													個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考						
						供用年数							健全性						策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針												
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方							
京都府	京都市（京北特環）		処理施設、ポンプ施設	1							1	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30												水処理施設：定期点検の結果、健全度2以下であるなど劣化が著しいものを対象とする。 汚泥処理施設：定期点検の結果、健全度2以下であるなど劣化が著しいものを対象とする。			
京都府	福知山市	789	処理施設、ポンプ施設	19	84.2	0	0	0	0	19	0	-	-	-	-																					
京都府	福知山市 (福知山処理区)		処理施設、ポンプ施設	14	92.6						14	-	-	-	-	策定済み	H29	○	https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度が2.0以下となる設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度が2.0以下となる設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2.0以下となる設備を改築対象とする。			
京都府	福知山市 (三和処理区)		処理施設、ポンプ施設	2	32.5						2	-	-	-	-	策定済み	H30	○	https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下の設備を改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下の設備を改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の設備を改築の対象とする。		
京都府	福知山市 (大江中部処理区)		処理施設、ポンプ施設	3	52.7						3	-	-	-	-	策定済み	H30	○	https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下の設備を改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下の設備を改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の設備を改築の対象とする。		
京都府	舞鶴市	840	処理施設、ポンプ施設	8	92.1	0	0	1	2	5	0	-	-	-	-																					
京都府	舞鶴市 (東、西処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H27	○	https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上		
京都府	舞鶴市 (野原、三浜・小根、神崎処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○	https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：同上 汚泥処理施設：同上		
京都府	綾部市	338	処理施設、ポンプ施設	2	51.5	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。		
京都府	宇治市	1,847	処理施設、ポンプ施設	3	96.7	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-																					
京都府	宇治市 (洛南処理区)		処理施設、ポンプ施設	1							1	-	-	-	-	策定済み	H30	○	https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	雨水ポンプ施設 点検調査の結果、健全度2以下のものを改築対象とする。	
京都府	宇治市 (東宇治処理区)		処理施設、ポンプ施設	2						1	1	-	-	-	-	策定済み	H30	○	https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設 点検調査の結果、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設 点検調査の結果、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設 点検調査の結果、健全度2以下のものを改築対象とする。		



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)													(27)															
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）													個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考					
						供用年数						健全性							策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方						
京都府	京丹後市 （峰山・大宮処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。	
京都府	京丹後市 （網野処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。	
京都府	京丹後市 （橋処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：ストックマネジメント計画策定の検討の中で調査を実施し、修繕・改築のための判断基準を検討する。 水処理施設：ストックマネジメント計画策定の検討の中で調査を実施し、修繕・改築のための判断基準を検討する。 汚泥処理施設：ストックマネジメント計画策定の検討の中で調査を実施し、修繕・改築のための判断基準を検討する。	
京都府	京丹後市 （丹後処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。	
京都府	京丹後市 （久美浜処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。	
京都府	南丹市	331	処理施設、ポンプ施設	10	73.8	0	0	0	1	9	0	-	-	-	-																			
京都府	南丹市（南丹処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
京都府	南丹市（西部処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
京都府	南丹市（西本梅処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
京都府	南丹市（胡麻処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
京都府	南丹市（殿田処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
京都府	南丹市（八木北処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb">https://portal.g-nb.jp/portal/g/nb</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)				
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考				
						供用年数										健全性				策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方						
京都府	木津川市	728	処理施設、ポンプ施設	1	93.7	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-																		
京都府	木津川市 (木津川上流処理区)		処理施設、ポンプ施設	0																														
京都府	木津川市 (洛南処理区)		処理施設、ポンプ施設	0																														
京都府	木津川市 (加茂処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/plan">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。		
京都府	大山崎町	152	処理施設、ポンプ施設	3	99.9	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/plan">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。			
京都府	久御山町	158	処理施設、ポンプ施設	0	99.8	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-																		
京都府	久御山町 (洛南処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	99.9	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-																		
京都府	久御山町 (伏見処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	99	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-																		
京都府	井手町	79	処理施設、ポンプ施設	1	99.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/plan">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	R1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。			
京都府	宇治田原町	93	処理施設、ポンプ施設	2	88.2	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/plan">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。			
京都府	笠置町	14	処理施設、ポンプ施設	0																														
京都府	和東町	40	処理施設、ポンプ施設	1	60.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/plan">https://portal.g-nb.jp/portal/plan</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	診断結果が健全度2以下の設備を改築		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)										(27)																		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 (%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考										
						供用年数										健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換		未定	対策費用 (億円)	措置の進め方							
京都府	精華町	364	処理施設、ポンプ施設	2	99.2	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。	
京都府	南山城村	27	処理施設、ポンプ施設	0																																
京都府	京丹波町	145	処理施設、ポンプ施設	4	31.6	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
京都府	京丹波町 (上豊田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する施設を修繕・改築の対象とする。	
京都府	京丹波町 (瑞穂処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する施設を修繕・改築の対象とする。	
京都府	京丹波町 (下山処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する施設を修繕・改築の対象とする。	
京都府	京丹波町 (水戸処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する施設を修繕・改築の対象とする。	
京都府	伊根町	21	処理施設、ポンプ施設	0																																
京都府	与謝野町	218	処理施設、ポンプ施設	0	77.9	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-																				
大阪府	猪名川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	99.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2を超え3以下のものは長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。ポンプ駆動用エンジンは設置後35年を目途に更新を行う。 水処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。 汚泥処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。
大阪府	安威川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	5	99.7	0	0	0	0	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2を超え3以下のものは長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。ポンプ駆動用エンジンは設置後35年を目途に更新を行う。 水処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。 汚泥処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。
大阪府	淀川右岸流域下水道		処理施設、ポンプ施設	3	99.6	0	0	1	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/">https://portal.g-nhb.jp/portal/gnab/</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2を超え3以下のものは長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。ポンプ駆動用エンジンは設置後35年を目途に更新を行う。 水処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。 汚泥処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																																
分野		下水道（施設）		施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】																個別施設計画（＝事業計画の内容）				備考										
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	供用年数										健全性						策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針				備考			
						0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方						
大阪府	淀川左岸流域下水道		処理施設、ポンプ施設	2	96.9	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">https://www.city.yodogawa.lg.jp/suisei/01_02_03.html</a>	H29	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2を超え3以下のものは長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。ポンプ駆動用エンジンは設置後5年を目途に更新を行う。 水処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。 汚泥処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。	
大阪府	寝屋川北部流域下水道		処理施設、ポンプ施設	11	99.3	0	0	1	0	10	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">https://www.city.neyagawa.lg.jp/suisei/01_02_03.html</a>	H29	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2を超え3以下のものは長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。ポンプ駆動用エンジンは設置後5年を目途に更新を行う。 水処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。 汚泥処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。	
大阪府	寝屋川南部流域下水道		処理施設、ポンプ施設	11	95.8	0	0	1	0	10	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">https://www.city.neyagawa.lg.jp/suisei/01_02_03.html</a>	H29	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2を超え3以下のものは長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。ポンプ駆動用エンジンは設置後5年を目途に更新を行う。 水処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。 汚泥処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。	
大阪府	大和川下流域下水道		処理施設、ポンプ施設	10	94.2	0	0	2	1	7	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">https://www.city.daiwa.lg.jp/suisei/01_02_03.html</a>	H29	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2を超え3以下のものは長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。ポンプ駆動用エンジンは設置後5年を目途に更新を行う。 水処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。 汚泥処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。	
大阪府	南大阪湾岸流域下水道		処理施設、ポンプ施設	6	79.7	0	0	1	1	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">https://www.city.naniwa.lg.jp/suisei/01_02_03.html</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2を超え3以下のものは長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。ポンプ駆動用エンジンは設置後5年を目途に更新を行う。 水処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。 汚泥処理施設：健全度が2を超え3以下の者は長寿命化を基本とし、健全度2以下で更新を行う。	
大阪府	大阪市	2,691,185	処理施設、ポンプ施設	71	100	0	0	1	1	69	-	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">https://www.city.osaka.lg.jp/suisei/01_02_03.html</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設： ・定期点検で異常があったものに対して修繕を実施。 ・定期調査により健全度を判定。 ・健全度と設備故障時に施設機能に与える影響で評価した重要度を踏まえて優先度を判定。 ・優先度の高い健全度3以下の機器を中心に改築を実施。 水処理施設： ・定期点検で異常があったものに対して修繕を実施。 ・定期調査により健全度を判定。 ・健全度と設備故障時に施設機能に与える影響で評価した重要度を踏まえて優先度を判定。 ・優先度の高い健全度3以下の機器を中心に改築を実施。 汚泥処理施設： ・定期点検で異常があったものに対して修繕を実施。 ・定期調査により健全度を判定。 ・健全度と設備故障時に施設機能に与える影響で評価した重要度を踏まえて優先度を判定。 ・優先度の高い健全度3以下の機器を中心に改築を実施。	
大阪府	堺市	839,310	処理施設、ポンプ施設	9	98.5	0	0	0	0	9	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">https://www.city.sakai.lg.jp/suisei/01_02_03.html</a>	H28	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下で改築、健全度2～3を修繕の対象とする。	
大阪府	岸和田市	194,911	処理施設、ポンプ施設	7	96.2	0	1	0	0	6	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">https://www.city.kanewada.lg.jp/suisei/01_02_03.html</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で修繕・改築を実施 水処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施 汚泥処理施設：該当なし		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考			
						供用年数						健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)		措置の進め方		
大阪府	岸和田市 (磯ノ上処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で修繕・改築を実施 水処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施 汚泥処理施設：該当なし
大阪府	岸和田市 (中部処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	-	-	-	-	-	-	-	-	
大阪府	岸和田市 (半境処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で修繕・改築を実施 水処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施 汚泥処理施設：該当なし
大阪府	豊中市	395.479	処理施設、ポンプ施設	9	99.9	0	0	0	1	8	0	-	-	-	-	-															
大阪府	豊中市 (庄内処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。 水処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。 汚泥処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。
大阪府	豊中市 (大野処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。 水処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。 汚泥処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。
大阪府	豊中市 (南吹田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。 水処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。 汚泥処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。
大阪府	豊中市 (尼崎北部処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。 水処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。 汚泥処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。
大阪府	豊中市 (猪名川流域関連)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。 水処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。 汚泥処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。
大阪府	豊中市 (安威川流域関連)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。 水処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。 汚泥処理施設：健全度2以下で修繕・改築を実施。
大阪府	池田市	103.069	処理施設、ポンプ施設	1	99.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-															
大阪府	池田市 (池田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下の設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築対象とする。
大阪府	池田市 (原田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下の設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の設備を修繕・改築対象とする。





個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）												備考					
						供用年数										健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定		対策費用 (億円)	措置の進め方			
大阪府	箕面市 (池田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	6	-	-	-	-	-	-	-		
大阪府	箕面市 (原田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	6	-	-	-	-	-	-	-	汚水中継ポンプ場は、廃止について検討中であるため、可能な限り修繕での対応を図る。	
大阪府	箕面市 (中央処理区)		処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	6	-	-	-	-	-	-	-		
大阪府	柏原市	71.112	処理施設、ポンプ施設	4	87.1	0	0	1	0	3	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○													
大阪府	柏原市 (川俣処理区)		処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	6	-	-	-	-	-	-	-	健全度が2を超え3以下のものは長寿命化を基本とし、健全度2以下のものは改築の対象とする。	
大阪府	柏原市 (大井処理区)		処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-	策定済み	H29	○			H29	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度が2を超え3以下のものは長寿命化を基本とし、健全度2以下のものは改築の対象とする。	
大阪府	羽曳野市	112.683	処理施設、ポンプ施設	2	85.5	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	7	-	-	-	-	-	-	-	毎月、月間点検を実施し、電流値や圧力等の確認を行う。 毎年、定期点検を実施し、振動測定や消耗性部品の状況確認を行う。 定期点検で異常が発見されるもしくは、概ね25年に1回、分解調査を行う。	
大阪府	門真市	123.576	処理施設、ポンプ施設	0	95.8	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	7	-	-	-	-	-	-	-		
大阪府	摂津市	85.007	処理施設、ポンプ施設	0	99.3	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	7	-	-	-	-	-	-	-		
大阪府	高石市	57.121	処理施設、ポンプ施設	3	91.7	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	8	-	-	-	-	-	-	-	健全度2を超え、3以下のものについては長寿命化の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
大阪府	藤井寺市	65.438	処理施設、ポンプ施設	2	82.7	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	-																
大阪府	藤井寺市 (川俣処理区)		処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	4	-	-	-	-	-	-	-		
大阪府	藤井寺市 (今池・大井処理区)		処理施設、ポンプ施設	2						2		-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）											個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数						健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針										
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方					
大阪府	東大阪市	502.784	処理施設、ポンプ施設	2	99.0	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-																	
大阪府	東大阪市（放出・平野処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H27	○													健全度2以下のものを改築の対象とする。	
大阪府	東大阪市（川俣処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28	○													健全度2以下のものを改築の対象とする。	
大阪府	泉南市	62.438	処理施設、ポンプ施設	2	58.4	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○													ポンプ施設：健全度2を上回るものを長寿命化の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
大阪府	四條畷市	56.075	処理施設、ポンプ施設	3	99.7	1	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-																	
大阪府	四條畷市 (湖池処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○													ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
大阪府	交野市	76.435	処理施設、ポンプ施設	0	95.9	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-																	
大阪府	交野市 (渚処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H27	○														
大阪府	交野市 (湖池処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	96.2												策定済み	H27	○														
大阪府	大阪狭山市	57.792	処理施設、ポンプ施設	1	99.9	1	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○														健全度2を超え3以下のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
大阪府	阪南市	54.276	処理施設、ポンプ施設	0	53.8	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○														
大阪府	島本町	29.983	処理施設、ポンプ施設	1	96.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○														診断結果が健全度3の設備は長寿命化や修繕による機能回復を実施し、健全度2以下の設備は機能回復が困難なため、更新を実施する。
大阪府	豊能町	19.934	処理施設、ポンプ施設	1	99.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○														健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)											(27)													
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考		
						供用年数						健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定		対策費用 (億円)	措置の進め方
大阪府	能勢町	10,256	処理施設、ポンプ施設	1	27.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものは長寿命化、健全度2以下のものは改築を基本とする。
大阪府	忠岡町	17,298	処理施設、ポンプ施設	1	97.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○		R2	7	-	-	-	-	-	-	健全度が2を越え3以下のものは長寿命化を基本とし、健全度2以下のものを改築を行う。	
大阪府	熊取町	44,435	処理施設、ポンプ施設	0	83.2	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	
大阪府	田尻町	8,417	処理施設、ポンプ施設	1	97.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを基本的に長寿命化の対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする。	
大阪府	岬町	15,938	処理施設、ポンプ施設	0	79.2	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	
大阪府	太子町	13,748	処理施設、ポンプ施設	0	93.5	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	
大阪府	河南町	16,126	処理施設、ポンプ施設	0	93.9	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	
大阪府	千早赤阪村	5,378	処理施設、ポンプ施設	0	78.9	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	
兵庫県	猪名川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	99.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
兵庫県	武庫川上流流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	99.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	6	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
兵庫県	武庫川下流流域下水道		処理施設、ポンプ施設	4	100.0	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
兵庫県	加古川上流流域下水道		処理施設、ポンプ施設	3	94.3	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
兵庫県	加古川下流流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	97.7	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	





個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）																												
(0)		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 活用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考
						供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方		
兵庫県	三木市 (吉川処理区)		処理施設、ポンプ施設	1	93.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	処理場等施設の改築更新を優先的に実施し、総投資額0.7億円/年以内となるように、緊急度Ⅰのものから改築・更新を実施する。	
兵庫県	高砂市	91.030	処理施設、ポンプ施設	2	96.7	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-														
兵庫県	高砂市（高砂市流域関連公共下水道事業計画）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
兵庫県	高砂市（高砂市公共下水道事業計画）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
兵庫県	川西市	156.375	処理施設、ポンプ施設	4	99.8	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H27	6	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下のものを対象とするが、ストックマネジメント計画の改築シナリオに基づき、機器特性を把握した上でリスクの高い設備を優先的に対象とする。	
兵庫県	小野市	48.580	処理施設、ポンプ施設	0																										
兵庫県	三田市	112.691	処理施設、ポンプ施設	1	88.1	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H28	6	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
兵庫県	加西市	44.313	処理施設、ポンプ施設	0																										
兵庫県	丹波篠山市	41.490	処理施設、ポンプ施設	10	95.7	0	0	0	3	7	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	全施設：健全度2以下を改築対象。ただし設備単位で健全度2を上回る場合でも、各部品単位で健全度2以下のものは対象とする。	
兵庫県	養父市	24.288	処理施設、ポンプ施設	10	96				1	9		-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
兵庫県	丹波市	64.660	処理施設、ポンプ施設	14	57.4	0	0	0	1	13	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：能力等に異常が確認された場合は、改築対象とする。 雨水ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
兵庫県	南あわじ市	46.912	処理施設、ポンプ施設	9	75.0	0	0	1	6	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H29	7							水処理施設は投資額、リスク、健全度の3つの視点を考慮し修繕、改築対象を選定する。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 活用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考			
						供用年数						健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)		措置の進め方		
兵庫県	朝来市	29.525	処理施設、ポンプ施設	6	95					6		-	-	-	-	策定済み	R1	○			R1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
兵庫県	淡路市	43.977	処理施設、ポンプ施設	4	60.3			0	3	1		-	-	-	-	策定済み	H30				H30	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度2～1の範囲で投資額3億円/年とする。	
兵庫県	宍粟市	37.773	処理施設、ポンプ施設	9	99.7					9		-	-	-	-	策定済み	H27	○				5	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ・水処理・汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
兵庫県	加東市	40.310	処理施設、ポンプ施設	3	94.6					3		-	-	-	-	策定済み	H27	○				H27	5	-	-	-	-	-	-	各部品のうち、どれか一つが健全度2以下になった時点で部品交換を行い健全度を回復させ、設備単位で健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
兵庫県	たつの市	77.419	処理施設、ポンプ施設	9	94.9	0	0	0	0	9	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○				H27	7	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
兵庫県	猪名川町	30.838	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																
兵庫県	多可町	21.200	処理施設、ポンプ施設	3	94	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○				H28	6	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
兵庫県	福美町	31.020	処理施設、ポンプ施設	0	82.0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-																
兵庫県	播磨町	33.739	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																
兵庫県	市川町	12.300	処理施設、ポンプ施設	1	27.8	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○				H29	7	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
兵庫県	福崎町	19.738	処理施設、ポンプ施設	2	82.0	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○				H27	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下の場合で、費用比較を行い部品交換のほうが費用が安い場合は一部改築、高い場合は全部改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下の場合で、費用比較を行い部品交換のほうが費用が安い場合は一部改築、高い場合は全部改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の場合で、費用比較を行い部品交換のほうが費用が安い場合は一部改築、高い場合は全部改築の対象とする。	
兵庫県	神河町	11.452	処理施設、ポンプ施設	3	98	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gpb.jp/portal/plan">https://portal.gpb.jp/portal/plan</a>			H29	5	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																											
分野		下水道（施設）																				備考							
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】													個別施設計画（＝事業計画の内容）				備考						
						供用年数							健全性						策定状況					内容			維持管理・更新の基本方針		
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新		修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方
兵庫県	太子町	33.690	処理施設、ポンプ施設	1	100						1	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	12							処理場：健全度2～3のものを、修繕・長寿命化対策の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。
兵庫県	上郡町	15.224	処理施設、ポンプ施設	3	99	0	0	1	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：今後施設の調査を行い、修繕・改築のための点検調査計画・維持管理計画について段階的に内容の充実を図る。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
兵庫県	佐用町	17.510	処理施設、ポンプ施設	7	99.2	0	0	0	3	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ・水処理・汚泥処理施設：健全度3のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
兵庫県	香美町	18.070	処理施設、ポンプ施設	9	81.2				5	4		-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。
兵庫県	新温泉町	14.819	処理施設、ポンプ施設	4	63				2	2		-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	https://portal.g-nb.jp/portal/	H29	7	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下のものを改築・更新の対象とすることを基本とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築・更新の対象とすることを基本とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築・更新の対象とすることを基本とする。
奈良県	大和川上流・宇陀川流域（宇陀川処理区）		処理施設、ポンプ施設	3	71.6	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下で修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下で修繕・改築の対象とする。
奈良県	大和川上流・宇陀川流域（第一・第二処理区）		処理施設、ポンプ施設	5	85.7	0	0	1	1	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下で修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下で修繕・改築の対象とする。
奈良県	吉野川流域		処理施設、ポンプ施設	3	63.8	0	0	1	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下で修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下で修繕・改築の対象とする。
奈良県	奈良市	360.310	処理施設、ポンプ施設	7	91.5	0	0	0	0	7	0	-	-	-	-	-													
奈良県	奈良市（大和川第一処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	健全度3～2の設備を修繕、健全度2以下の設備を改築の対象とする。
奈良県	奈良市（青山処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	健全度3～2の設備を修繕、健全度2以下の設備を改築の対象とする。
奈良県	奈良市（平城処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	健全度3～2の設備を修繕、健全度2以下の設備を改築の対象とする。
奈良県	奈良市（佐保台処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	健全度3～2の設備を修繕、健全度2以下の設備を改築の対象とする。



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5) (6) (7) (8)					(9) (10) (11) (12) (13)					(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】													個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考			
						供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針											
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
奈良県	平群町	18.883	処理施設、ポンプ施設	0																												
奈良県	三郷町	23.571	処理施設、ポンプ施設	1	94.5	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	目標耐用年数を目標に改築を検討。	
奈良県	斑鳩町	27.303	処理施設、ポンプ施設	0																												
奈良県	安堵町	7.443	処理施設、ポンプ施設	0																												
奈良県	川西町	8.485	処理施設、ポンプ施設	0																												
奈良県	三宅町	6.836	処理施設、ポンプ施設	0																												
奈良県	田原本町	31.790	処理施設、ポンプ施設	0	91.1																											
奈良県	曾爾村	1.549	処理施設、ポンプ施設	0																												
奈良県	御杖村	1.759	処理施設、ポンプ施設	0																												
奈良県	高取町	7.195	処理施設、ポンプ施設	0																												
奈良県	明日香村	5.523	処理施設、ポンプ施設	0																												
奈良県	上牧町	22.054	処理施設、ポンプ施設	0																												
奈良県	玉寺町	23.025	処理施設、ポンプ施設	2	97.3	0	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象、健全度Ⅱ以下のものを改築の対象とする。	





個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考			
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針								
						0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方					
和歌山県	かつらぎ町	16.992	処理施設、ポンプ施設	0	40.1								-	-	-	-																	
和歌山県	九度山町	4.377	処理施設、ポンプ施設	0	70.0								-	-	-	-																	
和歌山県	高野町	3.352	処理施設、ポンプ施設	4	77.6	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	https://www.town.takano.lg.jp/	H27	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚泥処理施設：健全度3~2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
和歌山県	湯浅町	12.200	処理施設、ポンプ施設	1	0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	https://www.town.tanashi.lg.jp/	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	状態監視保全の機器は、長寿命化計画期間又は将来のストックマネジメント修繕・改築計画期間（5年間）の内に健全度が2.0以下になる機器、又は、健全度が2.0以下になる主要部品を含む機器を対象に、改築を検討。時間計画保全の機器は、目標耐用年数を経過した機器を更新対象とする。
和歌山県	広川町	7.224	処理施設、ポンプ施設	1	1.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	https://www.city.hirokawa.lg.jp/	H29	完了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。
和歌山県	有田川町	26.361	処理施設、ポンプ施設	1	54.0	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	https://www.town.uta-gawa.lg.jp/	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3~2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
和歌山県	美浜町	7.480	処理施設、ポンプ施設	1	44.4	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	https://www.town.mihami.lg.jp/	H27	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。
和歌山県	日高町	7.641	処理施設、ポンプ施設	0	0								-	-	-	-																	
和歌山県	由良町	5.837	処理施設、ポンプ施設	1	68.6	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	https://www.town.yura.lg.jp/	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	由良クリーンセンター内汚水ポンプ施設：概ね25年（目標耐用年数）で改築を検討。
和歌山県	印南町	8.068	処理施設、ポンプ施設	0	0								-	-	-	-																	
和歌山県	みなべ町	12.742	処理施設、ポンプ施設	1	81.6	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	https://www.town.minabe.lg.jp/	H27	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ、水処理、汚泥処理ともに健全度3~2のものを修繕対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする
和歌山県	日高川町	9.776	処理施設、ポンプ施設	0	0								-	-	-	-																	
和歌山県	白浜町	21.533	処理施設、ポンプ施設	1	17.1	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	https://www.town.shirahama.lg.jp/	H27	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	概ね25年（目標対応年数）で改築

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
和歌山県	上富田町	14,989	処理施設、ポンプ施設	2	28.1	0	0	2	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：概ね22年を目処に改築を検討 水処理施設：概ね30年を目処に改築を検討 汚泥処理施設：概ね22年を目処に改築を検討	
和歌山県	すさみ町	4,127	処理施設、ポンプ施設	0	0								-	-	-	-																
和歌山県	那智勝浦町	15,682	処理施設、ポンプ施設	1	0.7	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	完了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。	
和歌山県	太地町	3,087	処理施設、ポンプ施設	7	53.3	0	0	0	1	6	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	完了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。	
和歌山県	古座川町	2,826	処理施設、ポンプ施設	0	0							-	-	-	-																	
和歌山県	北山村	446	処理施設、ポンプ施設	0	0							-	-	-	-																	
和歌山県	串本町	16,558	処理施設、ポンプ施設	1	3.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。	
鳥取県	天神川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	2		0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。	
鳥取県	鳥取市	193,717	処理施設、ポンプ施設	30	81.0	1	1	0	3	25	0	-	-	-	-																	
鳥取県	鳥取市 (秋里処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。
鳥取県	鳥取市 (千代水処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。
鳥取県	鳥取市 (吉岡処理区)		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)											(27)											
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考	
						供用年数						健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針					
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方
鳥取県	鳥取市 （用瀬処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.tsuru.lg.jp/...</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
鳥取県	鳥取市 （河原処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.tsuru.lg.jp/...</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
鳥取県	鳥取市 （浜村処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.tsuru.lg.jp/...</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
鳥取県	鳥取市 （龍野処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.tsuru.lg.jp/...</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
鳥取県	鳥取市 （今市処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.tsuru.lg.jp/...</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
鳥取県	鳥取市 （青谷処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.tsuru.lg.jp/...</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
鳥取県	米子市	149.313	処理施設、ポンプ施設	11	72.6	0	0	0	2	9	0	-	-	-	-													
鳥取県	米子市 （内浜処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.tsuru.lg.jp/...</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3のものを修繕の対象。2以下のものを改築の対象とすることを想定。 水処理施設：健全度3のものを修繕の対象。2以下のものを改築の対象とすることを想定。 汚泥処理施設：健全度3のものを修繕の対象。2以下のものを改築の対象とすることを想定。
鳥取県	米子市 （外浜処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.tsuru.lg.jp/...</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3のものを修繕の対象。2以下のものを改築の対象とすることを想定。 水処理施設：健全度3のものを修繕の対象。2以下のものを改築の対象とすることを想定。 汚泥処理施設：健全度3のものを修繕の対象。2以下のものを改築の対象とすることを想定。
鳥取県	米子市 （淀江処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.tsuru.lg.jp/...</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3のものを修繕の対象。2以下のものを改築の対象とすることを想定。 水処理施設：健全度3のものを修繕の対象。2以下のものを改築の対象とすることを想定。 汚泥処理施設：健全度3のものを修繕の対象。2以下のものを改築の対象とすることを想定。



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)										(27)												
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考		
						供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方
鳥取県	八頭町 （郡家処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.yatsugata.lg.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
鳥取県	八頭町 （丹比処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.yatsugata.lg.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
鳥取県	三朝町	6,490	処理施設、ポンプ施設	2	69.5	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.sanaka.lg.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
鳥取県	湯梨浜町	16,550	処理施設、ポンプ施設	3	87.2	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-													
鳥取県	湯梨浜町 （流域関連）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.yatsugata.lg.jp/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2に該当する設備を修繕対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。
鳥取県	湯梨浜町 （治処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.yatsugata.lg.jp/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2に該当する設備を修繕対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕対象とし、健全度2以下の設備を改築対象とする。
鳥取県	琴浦町	17,416	処理施設、ポンプ施設	3	76.9	0	0	0	3	0	0	-	-	-	-													
鳥取県	琴浦町 （東伯処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	R2	○	<a href="#">http://www.city.ikoma.lg.jp/</a>	R2	4	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の検討対象、健全度2以下のものを改築の検討対象とする。
鳥取県	琴浦町 （赤碓処理区）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	R2	○	<a href="#">http://www.city.ikoma.lg.jp/</a>	R2	4	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の検討対象、健全度2以下のものを改築の検討対象とする。
鳥取県	北栄町	14,820	処理施設、ポンプ施設	3	96.7	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-													
鳥取県	北栄町 （江北処理分區）		処理施設、ポンプ施設	0												策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.hokuriku.lg.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設・汚泥処理施設 健全度が2以上のものを修繕（含む維持）の 対象とし、健全度2以下のものを改築の対 象とする。





個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)										(27)																			
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考									
						供用年数										健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止		機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方					
島根県	浜田市	58.105	処理施設、ポンプ施設	3	14.2					3						-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	8	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2以下のものを改修対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改修対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改修対象とする。		
島根県	出雲市	171.938	処理施設、ポンプ施設	6	50.4	0	0	1	0	5	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み														
島根県	出雲市(公共下水道)		処理施設、ポンプ施設	0																	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	健全度2以下の施設について改修対象とする		
島根県	出雲市(特理)		処理施設、ポンプ施設	0																	策定済み	H30	○		H30		-	-	-	-	-	-	健全度2以下の施設について改修対象とする		
島根県	益田市	47.718	処理施設、ポンプ施設	1	8.6	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	雨水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改修の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改修の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改修の対象とする		
島根県	大田市	35.166	処理施設、ポンプ施設	3	28.7	0	0	3	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み														
島根県	大田市 (大田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0																	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	水処理施設：概ね10年（目標耐用年数）で改修することとし、分解・調査は実施しない。 汚泥処理施設：概ね10年（目標耐用年数）で改修することとし、分解・調査は実施しない。		
島根県	大田市 (仁摩処理区)		処理施設、ポンプ施設	0																	策定済み	H30	○		H30	概成済み	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改修の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改修の対象とする		
島根県	大田市 (温泉津処理区)		処理施設、ポンプ施設	0																	策定済み	H27	○		H27	概成済み	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改修の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改修の対象とする		
島根県	安来市	39.528	処理施設、ポンプ施設	3	55.6	1	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	2	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改修の対象とする。 水処理施設・汚泥処理施設：該当なし		
島根県	江津市 (江津西処理区・波子処理区)	24.468	処理施設、ポンプ施設	2	27.7				0	2		-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2～3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改修対象とする。 水処理施設：健全度2～3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改修対象とする。 汚泥処理施設：健全度2～3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改修対象とする。		
島根県	雲南市	39.032	処理施設、ポンプ施設	4	38.5					1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕・改修対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設：該当なし		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用率 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考							
						供用年数										健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換		未定	対策費用 （億円）	措置の進め方				
島根県	奥出雲町	13.063	処理施設、ポンプ施設	2	25.7						2	-	-	-	-	-																	
島根県	奥出雲町（三成処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.okuyama.lg.jp/</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2～3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度2～3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2～3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
島根県	奥出雲町（横田処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.okuyama.lg.jp/</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2～3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度2～3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2～3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
島根県	飯南町	5.031	処理施設、ポンプ施設	2	48.8					2		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.ihara.lg.jp/</a>	H30	概成済み	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3以下のものを修繕・長寿命化対策の対象とし、そのうち計画期間内に健全度2以下のものを更新・長寿命化対策の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下のものを修繕・長寿命化対策の対象とし、そのうち計画期間内に健全度2以下のものを更新・長寿命化対策の対象とする。	
島根県	川本町	3.442	処理施設、ポンプ施設	0																													
島根県	美郷町	4.900	処理施設、ポンプ施設	1	20.4	0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.mihoko.lg.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	雨水・汚水ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築対象とする。	
島根県	邑南町	11.101	処理施設、ポンプ施設	1	26.4	0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.inami.lg.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度2～3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度2～3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2～3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。	
島根県	津和野町	7.653	処理施設、ポンプ施設	2	45.7	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○	<a href="#">http://www.city.tsuwano.lg.jp/</a>	R1	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を対象とする。	
島根県	津和野町 （津和野処理区）		処理施設、ポンプ施設														策定済み	R1	○	<a href="#">http://www.city.tsuwano.lg.jp/</a>	R1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を対象とする。	
島根県	津和野町 （日原処理区）		処理施設、ポンプ施設														策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.tsuwano.lg.jp/</a>	H30	概成済み	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を対象とする。		
島根県	吉賀町	6.374	処理施設、ポンプ施設	1	42.6	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.yukihaga.lg.jp/</a>	H30	概成済み	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成31年度以降に実施するストックマネジメント計画策定後に定める予定である。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																												
分野		下水道（施設）		施設の種類	施設の 施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】													個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	供用年数						健全性							策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針									
			0～5				6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方		
島根県	海士町 (海士処理区)	2,353	処理施設、ポンプ施設	1	64.8	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30		-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下を更新・長寿命化対策の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下を更新・長寿命化対策の対象とする。
島根県	西ノ島町 (東部処理区)	3,027	処理施設、ポンプ施設	1	23.0	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30		-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下を更新・長寿命化対策の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下を更新・長寿命化対策の対象とする。
島根県	知夫村	615	処理施設、ポンプ施設	0																										
島根県	隠岐の島町	14,608	処理施設、ポンプ施設	12	44.4	4	1	2	0	5	0	-	-	-	-	-														
島根県	隠岐の島町 (西部処理区)		処理施設、ポンプ施設	7		3	1	1		2							策定済み	H29	○		H29	4	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下を改築対象、それ以外を修繕対象とする。 水処理施設：健全度2以下を改築対象、それ以外を修繕対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下を改築対象、それ以外を修繕対象とする。
島根県	隠岐の島町 (即敷処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○		H29		-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2を修繕対象、2以下を改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2を修繕対象、2以下を改築対象とする。
島根県	隠岐の島町 (飯美処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○		H29		-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下を改築対象、それ以外を修繕対象とする。 水処理施設：健全度2以下を改築対象、それ以外を修繕対象とする。
島根県	隠岐の島町 (福浦処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○		H29		-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下を改築対象、それ以外を修繕対象とする。 水処理施設：健全度2以下を改築対象、それ以外を修繕対象とする。
島根県	隠岐の島町 (五箇処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○		H29	8	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下を改築対象、それ以外を修繕対象とする。 水処理施設：健全度2以下を改築対象、それ以外を修繕対象とする。
岡山県	児島湖流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	83	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
岡山県	岡山市	719,474	処理施設、ポンプ施設	33	68.4	1	2	1	5	24	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	自動除塵機、ダンプ本体、機械式曝気装置、脱臭装置、脱臭機、汚泥脱水機、内部防食：すべて【健全度2以下で改築を実施】
岡山県	倉敷市	481,542	処理施設、ポンプ施設	28	81.8	0	2	1	7	18	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
岡山県	津山市	103,746	処理施設、ポンプ施設	5	37.5	0	0	0	4	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設及び汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)												(27)																				
分野		下水道（施設）		施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】												個別施設計画（＝事業計画の内容）												備考								
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用率 普及率（%）	供用年数						健全性						策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針												
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）		措置の進め方							
岡山県	玉野市	60.736	処理施設、ポンプ施設	16	97.1	2	1	2	0	11	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。	
岡山県	笠岡市	50.568	処理施設、ポンプ施設	6	58.9	0	0	1	0	5	0	-	-	-	-	-																				
岡山県	笠岡市 （笠岡処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度3以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
岡山県	笠岡市 （北部処理区）		処理施設、ポンプ施設	0																																
岡山県	井原市	41.390	処理施設、ポンプ施設	5	56.3	0	0	0	0	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
岡山県	総社市	66.855	処理施設、ポンプ施設	11	63.2	0	0	0	1	10	0	-	-	-	-	-																				
岡山県	総社市（総社処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。
岡山県	総社市（山手処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○		H29	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。
岡山県	総社市（清音処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。
岡山県	総社市（美袋処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。
岡山県	高梁市	32.075	処理施設、ポンプ施設	3	43.9	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・概ね25年（目標耐用年数）を目標に調査を実施し、修繕・改築の必要性を検討。 ・健全度3から2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
岡山県	新見市	30.658	処理施設、ポンプ施設	3	63.0	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。
岡山県	備前市	35.179	処理施設、ポンプ施設	10	78.7	0	0	1	1	8	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	定期的な日常点検及び月例点検等を行い、処理施設の機能維持が図れるよう予防保全的な維持管理を継続的に実施する。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】													個別施設計画（＝事業計画の内容）												備考	
						供用年数								健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
岡山県	瀬戸内市	36.975	処理施設、ポンプ施設	3	35.5	0	0	3	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。
岡山県	赤松市	43.214	処理施設、ポンプ施設	9	79.3	0	0	1	2	6	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・汚泥処理施設ともに年次、月次点検が必要となった箇所について、修繕・改修・更新を検討する。（現在ストックマネジメント計画策定中）	
岡山県	真庭市	46.124	処理施設、ポンプ施設	9	42.0	0	2	1	3	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	真庭市 (久世勝山処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ（ポンプ本体）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 水処理施設（機械式フルフロー装置）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。
岡山県	真庭市 (落合処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ（ポンプ本体）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 水処理施設（機械式フルフロー装置）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。
岡山県	真庭市 (美甘処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ（ポンプ本体）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 水処理施設（機械式フルフロー装置）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。
岡山県	真庭市 (旧川上村蒜山処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ（ポンプ本体）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 水処理施設（機械式フルフロー装置）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする（移動脱水車の脱水設備が該当）
岡山県	真庭市 (旧八木村蒜山処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ（ポンプ本体）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 水処理施設（機械式フルフロー装置）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする（移動脱水車の脱水設備が該当）
岡山県	真庭市 (蒜山第2処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ（ポンプ本体）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 水処理施設（機械式フルフロー装置）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：該当設備なし（移動脱水車にて露山浄化センターへ汚泥搬出）
岡山県	真庭市 (津黒処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ（ポンプ本体）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 水処理施設（機械式フルフロー装置）：点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：該当設備なし（移動脱水車にて露山浄化センターへ汚泥搬出）
岡山県	赤作市	27.977	処理施設、ポンプ施設	11	85.9	0	0	0	2	9	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改修対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)				
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用率 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考				
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方						
岡山県	浅口市	34,235	処理施設、ポンプ施設	4	77.6	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-																		
岡山県	浅口市 （金光処理区・ 鴨方処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.asahi-kohjin.com/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。	
岡山県	浅口市 （常島処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.asahi-kohjin.com/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。	
岡山県	和氣町	14,412	処理施設、ポンプ施設	3	94.1	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.waki-shi.jp/</a>	H30	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：調査の結果、劣化が判明したもののうち、健全度が3～2のものを修繕対象。健全度が2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：調査の結果、劣化が判明したもののうち、健全度が3～2のものを修繕対象。健全度が2以下のものを改築対象とする。 汚水処理施設：調査の結果、劣化が判明したもののうち、健全度が3～2のものを修繕対象。健全度が2以下のものを改築対象とする。		
岡山県	早島町	12,154	処理施設、ポンプ施設	1	98.8	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.hayashimachi-shi.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ設備：健全度2以下で改築を実施する。 躯体・構：健全度2以下で改築を実施する。		
岡山県	里庄町	10,929	処理施設、ポンプ施設	0																														
岡山県	矢掛町	14,201	処理施設、ポンプ施設	3	86.0	1	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.yakagi-shi.jp/</a>	H29	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ストックマネジメント計画策定後の点検調査による健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
岡山県	新庄村	866	処理施設、ポンプ施設	0																														
岡山県	鏡野町	12,847	処理施設、ポンプ施設	1	61.3	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.kamino-shi.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：異常が確認された場合、修繕・改築の必要性を検討し、異常が確認されない場合でも概ね25年を目標に改築を検討。 汚水処理施設：異常が確認された場合、修繕・改築の必要性を検討し、異常が確認されない場合でも概ね25年を目標に改築を検討。		
岡山県	勝央町	11,125	処理施設、ポンプ施設	3	91.0	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.katsuyama-shi.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚水処理施設：健全度3～2のものを修繕。健全度2以下のものを改築対象とする。		
岡山県	奈義町	5,906	処理施設、ポンプ施設	1	75.3	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.nanai-shi.jp/</a>	H30	5										健全度2以下の設備		



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)				
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考						
						供用年数						健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針											
						普及率(%)	0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定		対策費用 (億円)	措置の進め方				
広島県	呉市 (川尻処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.kure.lg.jp/</a>	H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：・修繕：健全度3~2のものを修繕の対象・改築：健全度2以下のものを改築の対象 水処理施設：・修繕：健全度3~2のものを修繕の対象・改築：健全度2以下のものを改築の対象 汚泥処理施設：・修繕：健全度3~2のものを修繕の対象・改築：健全度2以下のものを改築の対象		
広島県	呉市 (安浦処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.kure.lg.jp/</a>	H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：・修繕：健全度3~2のものを修繕の対象・改築：健全度2以下のものを改築の対象 水処理施設：・修繕：健全度3~2のものを修繕の対象・改築：健全度2以下のものを改築の対象 汚泥処理施設：・修繕：健全度3~2のものを修繕の対象・改築：健全度2以下のものを改築の対象		
広島県	呉市 (蒲刈処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.kure.lg.jp/</a>	H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
広島県	呉市（倉橋中央・本浦処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.kure.lg.jp/</a>	H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：該当なし。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
広島県	呉市 (菅戸北部処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.kure.lg.jp/</a>	H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
広島県	竹原市	24,378	処理施設、ポンプ施設	2	19.1					2								策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.takuhara.lg.jp/</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
広島県	三原市	96,194	処理施設、ポンプ施設	13	49.4	1	2	2	2	6	0	-	-	-	-	-																		
広島県	三原市 (沼田川処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.miyaama.lg.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度1~2のものを修繕・改築対象とする。	
広島県	三原市 (和木処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.miyaama.lg.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3~2のものを修繕対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする。ただし、設備単位（全体）で健全度2を上回る場合でも、各都島単位で健全度2以下のものがあれば、改築対象とする。		
広島県	尾道市	138,626	処理施設、ポンプ施設	9	17	1	0	1	0	7	0	-	-	-	-	-																		
広島県	尾道市 (尾道処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	R2	○	<a href="#">http://www.city.onomichi.lg.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度3のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
広島県	尾道市 (市・上川辺処理区)		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	R2	○	<a href="#">http://www.city.onomichi.lg.jp/</a>	H30	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度3のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
広島県	福山市	464.811	処理施設、ポンプ施設	27	76.1	0	1	2	3	21	0	-	-	-	-	-															
広島県	福山市（芦田川処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○			H29	5	-	-	-	-	-	-		健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
広島県	福山市（松永処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○			H29	5	-	-	-	-	-	-		健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
広島県	府中市	40.069	処理施設、ポンプ施設	3		0	0	1	0	2	0	-	-	-	-	-															
広島県	府中市 (府中処理分區)		処理施設、ポンプ施設														策定済み	H29	○			H29	5	-	-	-	-	-	-		健全度2以下で改築を実施する。
広島県	府中市 (上下処理区)		処理施設、ポンプ施設														策定済み	H30	○			H29	5	-	-	-	-	-	-		健全度2以下で改築を実施する。
広島県	三次市	53.615	処理施設、ポンプ施設	11	40.4	0	0	0	0	11	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○			H28	5	-	-	-	-	-	-		ポンプ施設・水処理施設・汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施
広島県	庄原市	37.000	処理施設、ポンプ施設	4	39.4					2	2	-	-	-	-	-															
広島県	庄原市（東城処理区）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H27	○			H27	5	-	-	-	-	-	-		健全度が2以下のものを修繕・改築対象とする。
広島県	庄原市（庄原・比和・総領）		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	R 1	○			R 1	7	-	-	-	-	-	-		健全度が2以下のものを修繕・改築対象とする。
広島県	大竹市	27.865	処理施設、ポンプ施設	9	95.6					9		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	5	-	-	-	-	-	-		健全度2以下のものを改築更新の対象とする。
広島県	東広島市	192.907	処理施設、ポンプ施設	10	46.5	0	0	1	1	8	0	-	-	-	-	-															
広島県	東広島市 (東広島処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○			H29	4	-	-	-	-	-	-		健全度3・2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考			
						供用年数						健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）		措置の進め方		
広島県	東広島市 （黒瀬処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	健全度3*2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
広島県	東広島市 （安芸津処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	健全度3*2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
広島県	東広島市 （福重処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	健全度3*2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
広島県	東広島市 （豊栄処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	健全度3*2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
広島県	東広島市 （沼田川処理区）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度3*2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
広島県	廿日市市	116,866	処理施設、ポンプ施設	26	63.9	0	0	0	1	25	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://www.city.ninomiya.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf">https://www.city.ninomiya.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設（ポンプ本体）：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 水処理施設（送風機本体）：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設（脱水機本体）：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。	
広島県	安芸高田市	29,488	処理施設、ポンプ施設	4	34.8	0	0	1	1	2	0	-	-	-	-	-	-														
広島県	安芸高田市（吉田）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H27	○	<a href="https://www.city.akitaohshima.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf">https://www.city.akitaohshima.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf</a>	H29	-	-	-	-	-	-	-	健全度が2以下に該当する設備を修繕または改築対象とする。	
広島県	安芸高田市（甲田）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H27	○	<a href="https://www.city.akitaohshima.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf">https://www.city.akitaohshima.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf</a>	H29	-	-	-	-	-	-	-	健全度が2以下に該当する設備を修繕または改築対象とする。	
広島県	安芸高田市（向原）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H27	○	<a href="https://www.city.akitaohshima.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf">https://www.city.akitaohshima.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf</a>	H29	-	-	-	-	-	-	-	健全度が2以下に該当する設備を修繕または改築対象とする。	
広島県	安芸高田市（八千代）		処理施設、ポンプ施設	0														策定済み	H27	○	<a href="https://www.city.akitaohshima.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf">https://www.city.akitaohshima.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf</a>	H29	-	-	-	-	-	-	-	健全度が2以下に該当する設備を修繕または改築対象とする。	
広島県	江田島市	24,339	処理施設、ポンプ施設	7	61.0	0	0	0	5	2	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○	<a href="https://www.city.egata.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf">https://www.city.egata.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf</a>	R2	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
広島県	府中町	51,053	処理施設、ポンプ施設	3	98.8	0	0	1	0	2	0	-	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://www.town.fuchuu.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf">https://www.town.fuchuu.lg.jp/plan/20230327/2023032701.pdf</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針					
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
広島県	海田町	28.667	処理施設、ポンプ施設	1	99.2	1	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	R2	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下で改築を実施する。	
広島県	熊野町	23.755	処理施設、ポンプ施設	0	90.7												策定済み		○		H30	5									
広島県	坂町	12.747	処理施設、ポンプ施設	5	98.8		1	1	1	2			-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	3	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を対象とする。 水処理施設、汚泥処理施設：該当なし	
広島県	安芸太田町	6.472	処理施設、ポンプ施設	5	41.3	0	0	3	2	0	0		-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
広島県	北広島町	18.918	処理施設、ポンプ施設	3	45.9					3			-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
広島県	大崎上島町	7.992	処理施設、ポンプ施設	1	33.7				1				-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	・健全度3以下のものを修繕・長寿命化対策の対象とし、そのうち健全度2以下のものを更新対象とする。	
広島県	世羅町	16.337	処理施設、ポンプ施設	1	9.8	0	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	
広島県	神石高原町	9.217	処理施設、ポンプ施設	0																											
山口県	周南流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	77.0	0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	-	汚泥・雨水ポンプ施設：該当なし 水処理施設：健全度3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3・2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。	
山口県	田布施川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	54.5	0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	-	汚泥・雨水ポンプ施設：該当なし 水処理施設：健全度3のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3・2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。	
山口県	宇部・阿知須公共下水道組合		処理施設、ポンプ施設	5	51.9	1	0	0	2	2	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	3	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
山口県	下関市	268.517	処理施設、ポンプ施設	31	79.0	2	1	1	0	27	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	現在、ストックマネジメント計画を策定中であり、それらの検討の中で調査を実施し、修繕・改築のための判断基準を検討する。	
山口県	宇部市	169.429	処理施設、ポンプ施設	21	78.6	1	0	0	0	20	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針					
						0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
山口県	山口市	197.422	処理施設、ポンプ施設	11	68.1	1	0	2	2	6	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.yamaguchi.lg.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3~2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3~2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3~2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
山口県	萩市	49.560	処理施設、ポンプ施設	6	45.3	1	0	0	2	3	0	-	-	-	-	-															
山口県	萩市 (萩処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.hagi.lg.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	調査の結果、劣化が判明したもののうち、健全度3~2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
山口県	萩市 (須佐処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.hagi.lg.jp/</a>	H29	8	-	-	-	-	-	-	-	調査の結果、劣化が判明したもののうち、健全度3~2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	
山口県	防府市	115.942	処理施設、ポンプ施設	15	70.7	1	1	1	0	12	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.bonno.lg.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2~3に該当する設備を修繕対象。健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度2~3に該当する設備を修繕対象。健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2~3に該当する設備を修繕対象。健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。	
山口県	下松市	55.812	処理施設、ポンプ施設	4	90.0	1	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.yoshino.lg.jp/</a>	H28	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
山口県	岩国市	136.757	処理施設、ポンプ施設	9	36.3	0	0	2	1	6	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.iwanohe.lg.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3~2に該当する設備を修繕、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3~2に該当する設備を修繕、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3~2に該当する設備を修繕、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。	
山口県	光市	51.369	処理施設、ポンプ施設	3	81.5	0	0	0	2	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.mitsugi.lg.jp/</a>	H27	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。電気設備は、標準耐用年数の1.5~2.0倍で修繕・改築対象とする。	
山口県	長門市	35.439	処理施設、ポンプ施設	9	50.4	0	0	0	0	9	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.nagamatsu.lg.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：調査後5年以内に健全度が2以下のものを修繕・改築対象とする。 水処理施設：調査後5年以内に健全度が2以下のものを修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：調査後5年以内に健全度が2以下のものを修繕・改築対象とする。	
山口県	柳井市	32.945	処理施設、ポンプ施設	5	32.3	2	1	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.yanai.lg.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：機器設置後概ね15年で調査を行い、各機器の劣化状況に応じてオーバーホール等を実施する。 水処理施設：機器設置後概ね15年で調査を行い、各機器の劣化状況に応じてオーバーホール等を実施する。 汚泥処理施設：機器設置後概ね15年で調査を行い、各機器の劣化状況に応じてオーバーホール等を実施する。		
山口県	美祿市	26.159	処理施設、ポンプ施設	3	37.0	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.mitsugi.lg.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2~3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度2~3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2~3に該当する設備を修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)										(27)														
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考						
						供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針											
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換		未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
山口県	周南市	144.842	処理施設、ポンプ施設	11	87.3	0	0	1	0	10	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
山口県	山陽小野田市	62.671	処理施設、ポンプ施設	6	58.0	0	0	0	0	6	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
山口県	周防大島町	17.199	処理施設、ポンプ施設	3	22.5	1	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下で改築を実施	
山口県	和木町	6.285	処理施設、ポンプ施設	4	99.5	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0146/">https://portal.g-nb.jp/portal/0146/</a>	R1	5	-	-	-	-	-	-	-	-		
山口県	上関町	2.803	処理施設、ポンプ施設	0																												
山口県	田布施町	15.317	処理施設、ポンプ施設	0	49.0												策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0146/">https://portal.g-nb.jp/portal/0146/</a>												
山口県	平生町	12.798	処理施設、ポンプ施設	0	61.7												策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0146/">https://portal.g-nb.jp/portal/0146/</a>												
徳島県	旧吉野川流域下水道		処理施設、ポンプ施設	1	17.0	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0146/">https://portal.g-nb.jp/portal/0146/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする	
徳島県	徳島市	258.554	処理施設、ポンプ施設	17	30.7	0	0	0	0	17	0	-	-	-	-	-																
徳島県	徳島市 (徳島市公共下水道事業計画)	258.554	処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0146/">https://portal.g-nb.jp/portal/0146/</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度が2.0以下となる設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度が2.0以下となる設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2.0以下となる設備を改築対象とする。	
徳島県	徳島市 (徳島市特定環境保全公共下水道事業計画)	258.554	処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0146/">https://portal.g-nb.jp/portal/0146/</a>	H29	9	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度が2.0以下となる設備を改築必要として評価する。 水処理施設：健全度が2.0以下となる設備を改築対象として評価する。	
徳島県	鳴門市	59.101	処理施設、ポンプ施設	2	11.0	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0146/">https://portal.g-nb.jp/portal/0146/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2～3に該当する設備を修繕の対象とし、健全度2以下に該当するものを改築の対象とする。また、目標耐用年数を超える設備は改築を検討する。	



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用率 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針										
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方			
徳島県	幸峯町	4.259	処理施設、ポンプ施設	0																											
徳島県	美波町	7.092	処理施設、ポンプ施設	2	15.0	0	0	0	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：概ね22年（標準耐用年数の1.5倍程度）を目標に改築を検討する。 水処理施設：概ね22年（標準耐用年数の1.5倍程度）を目標に改築を検討する。
徳島県	海陽町	9.283	処理施設、ポンプ施設	3	31.0	0	0	2	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚水ポンプ施設：該当施設なし
徳島県	松茂町	15.204	処理施設、ポンプ施設	4	32.6	0	1	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2～3に該当する設備を修繕の対象とし、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。また、目標耐用年数を迎える設備は改築を検討する。
徳島県	北島町	22.446	処理施設、ポンプ施設	1	17.2	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
徳島県	藍住町	34.626	処理施設、ポンプ施設	0	12.0																										
徳島県	板野町	13.358	処理施設、ポンプ施設	0	37.1																										
徳島県	上板町	12.039	処理施設、ポンプ施設	0																											
徳島県	つるぎ町	8.927	処理施設、ポンプ施設	1	24.9	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	9	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以下のものを修繕の対象とし、そのうち健全度2以下のものを改築の対象とする。標準耐用年数を目標に改築を検討する。 水処理施設：健全度3以下のものを修繕の対象とし、そのうち健全度2以下のものを改築の対象とする。標準耐用年数を目標に改築を検討する。
徳島県	東みよし町	14.638	処理施設、ポンプ施設	1	20.7	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。
香川県	中讃流域下水道（大東川）		処理施設、ポンプ施設	3	39.6	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	3	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。 水処理施設：〃 汚泥処理施設：〃
香川県	中讃流域下水道（金倉川）		処理施設、ポンプ施設	1	48.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	3	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。 水処理施設：〃 汚泥処理施設：〃

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		(0)																											(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)		(8)		(9)		(10)		(11)		(12)		(13)		(14)		(15)		(16)		(17)		(18)		(19)		(20)		(21)		(22)		(23)		(24)		(25)		(26)		(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】																個別施設計画（＝事業計画の内容）																備考																																												
						供用年数																健全性																	策定状況				内容				維持管理・更新の基本方針																																			
						0~5	6~10	11~15	16~20	20~	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方																																																						
香川県	高松市	420.748	処理施設、ポンプ施設	39	64.2	0	2	2	5	30	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：〃 汚泥処理施設：〃																																							
香川県	高松市（高松市公共下水道事業計画）		処理施設、ポンプ施設	0																	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：〃 汚泥処理施設：〃																																							
香川県	高松市（高松市特定環境保全公共下水道事業計画）		処理施設、ポンプ施設	0																	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：〃 汚泥処理施設：〃																																							
香川県	丸亀市	110.010	処理施設、ポンプ施設	7	43.6	0	0	0	0	7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：〃 汚泥処理施設：〃																																							
香川県	丸亀市（丸亀市公共下水道事業計画）		処理施設、ポンプ施設	0																	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：ストックマネジメント計画策定時に、策定した計画に位置付けた修繕・改築のための判断基準を適用する。 水処理施設：〃 汚泥処理施設：〃																																							
香川県	丸亀市（丸亀市流域関連公共下水道事業計画）		処理施設、ポンプ施設	0																	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：〃 汚泥処理施設：〃																																							
香川県	丸亀市（丸亀市流域関連特定環境保全公共下水道事業計画）		処理施設、ポンプ施設	0																	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：〃 汚泥処理施設：〃																																							
香川県	坂出市	53.164	処理施設、ポンプ施設	2	27.5	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ストックマネジメント計画策定時に、策定した計画に位置付けた修繕・改築のための判断基準を適用する																																							
香川県	善通寺市	32.927	処理施設、ポンプ施設	0	59.4	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：〃 汚泥処理施設：〃																																							
香川県	観音寺市	59.409	処理施設、ポンプ施設	4	19.6	0	0	0	0	4	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施 水処理施設：〃																																							
香川県	さぬき市	50.272	処理施設、ポンプ施設	22	47.1	0	0	1	6	15	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度Ⅱ以下に該当する設備を修繕・改築の対象とする。 水処理施設：〃 汚泥処理施設：〃																																							
香川県	さぬき市（さぬき市公共下水道事業計画（東部処理区・中央処理区・西部処理区））		処理施設、ポンプ施設	0																	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度Ⅱ以下に該当する設備を修繕・改築の対象とする。 水処理施設：〃 汚泥処理施設：〃																																							
香川県	さぬき市（さぬき市特定環境保全公共下水道事業計画（田面処理区・富田処理区））		処理施設、ポンプ施設	0																	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度Ⅱ以下に該当する設備を修繕・改築の対象とする。 水処理施設：〃 汚泥処理施設：〃																																							



個別施設ごとの長寿化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考			
						供用年数										健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
香川県	まんのう町	18,377	処理施設、ポンプ施設	0	15.1	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-				
愛媛県		1,458,916	処理施設、ポンプ施設	0																													
愛媛県	松山市	514,865	処理施設、ポンプ施設	29	65.2	2	2	4	3	18	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.gob.jp/portal/2018">https://portal.gob.jp/portal/2018</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-			ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。 水処理施設：健全度2以下で改築を実施。 汚泥処理設備：健全度2以下で改築を実施。		
愛媛県	今治市	158,114	処理施設、ポンプ施設	30	65.3	1	1	6	1	21	0	-	-	-	-																		
愛媛県	今治市 (今治処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gob.jp/portal/2018">https://portal.gob.jp/portal/2018</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-			ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理設備：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
愛媛県	今治市塔ヶ谷処理区		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gob.jp/portal/2018">https://portal.gob.jp/portal/2018</a>	H29	7	-	-	-	-	-			ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理設備：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。			
愛媛県	今治市北部処理区		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gob.jp/portal/2018">https://portal.gob.jp/portal/2018</a>	H29	7	-	-	-	-	-			ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理設備：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。			
愛媛県	今治市 (大西処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gob.jp/portal/2018">https://portal.gob.jp/portal/2018</a>	H29	7	-	-	-	-	-			ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理設備：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。			
愛媛県	今治市 (吉海処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gob.jp/portal/2018">https://portal.gob.jp/portal/2018</a>	H29	7	-	-	-	-	-			ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理設備：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。			
愛媛県	今治市 (木浦・有津処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gob.jp/portal/2018">https://portal.gob.jp/portal/2018</a>	H29	7	-	-	-	-	-			ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理設備：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。			
愛媛県	今治市 (井口処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gob.jp/portal/2018">https://portal.gob.jp/portal/2018</a>	H29	7	-	-	-	-	-			ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理設備：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。			
愛媛県	今治市 (宮浦処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="https://portal.gob.jp/portal/2018">https://portal.gob.jp/portal/2018</a>	H29	7	-	-	-	-	-			ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理設備：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。			
愛媛県	宇和島市	77,465	処理施設、ポンプ施設	5	22.6	0	1	0	1	3	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.gob.jp/portal/2018">https://portal.gob.jp/portal/2018</a>	H27	5	-	-	-	-	-			健全度2以下のものについて修繕・長寿化対策及び更新の対象とする。				

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数・箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考			
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方					
愛媛県	八幡浜市	34.951	処理施設、ポンプ施設	4	75.5			1	1	2		-	-	-	-																		
愛媛県	八幡浜市 (八幡浜処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.yokkaichi.eh.jp/</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
愛媛県	八幡浜処理区 (区内処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.yokkaichi.eh.jp/</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
愛媛県	八幡浜市 (真穴処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.yokkaichi.eh.jp/</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
愛媛県	新居浜市	119.903	処理施設、ポンプ施設	13	64.3	0	0	0	1	12	0	-	-	-	-		策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.niikawa.eh.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設（ポンプ本体）：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。水処理施設（送風機本体）：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
愛媛県	西条市	108.174	処理施設、ポンプ施設	9	60.1			1		8		-	-	-	-																		
愛媛県	西条市 (西条処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.saiji.eh.jp/</a>	H29	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
愛媛県	西条市 (東予・丹原処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.saiji.eh.jp/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	
愛媛県	大洲市	44.086	処理施設、ポンプ施設	4	20.2			1		3		-	-	-	-		策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.ohsuji.eh.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とすることを想定。 水処理施設：健全度3のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とすることを想定。 汚泥処理施設：健全度3のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とすることを想定。	
愛媛県	伊予市	36.827	処理施設、ポンプ施設	5	51.9	0	0	0	0	5	0	-	-	-	-																		
愛媛県	伊予市 (伊予処理区)	36.827	処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.iyo.eh.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	雨水ポンプ施設：健全度3のものを修繕の検討対象、健全度2以下のものを改築の検討対象とする。 水処理施設：健全度3のものを修繕の検討対象、健全度2以下のものを改築の検討対象とする。 汚泥処理施設：健全度3のものを修繕の検討対象、健全度2以下のものを改築の検討対象とする。	







個別施設ごとの長寿化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針										
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
高知県	北川村	1,294	処理施設、ポンプ施設	0																											
高知県	馬路村	823	処理施設、ポンプ施設	0																											
高知県	芸西村	3,858	処理施設、ポンプ施設	4	93.2	0	0	0	4	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2以下のものを修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度が2以下のものを修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2以下のものを修繕・改築の対象とする。
高知県	本山町	3,573	処理施設、ポンプ施設	0																											
高知県	大豊町	3,962	処理施設、ポンプ施設	0																											
高知県	土佐町	3,997	処理施設、ポンプ施設	1	60.8	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。 水処理施設：健全度が2以下のものを修繕・改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを修繕・改築の対象とする。
高知県	大川村	396	処理施設、ポンプ施設	0																											
高知県	いの町	22,767	処理施設、ポンプ施設	5	18.1	2	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が3以下のものを修繕・改築の検討対象とする。 水処理施設：健全度が3以下のものを修繕・改築の検討対象とする。 汚泥処理施設：健全度が3以下のものを修繕・改築の検討対象とする。
高知県	仁淀川町	5,551	処理施設、ポンプ施設	0																											
高知県	中土佐町	6,840	処理施設、ポンプ施設	1	0.0	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H30	2	-	-	-	-	-	-	-	-	概ね30年(目標耐用年数)を目途に改築を検討する。
高知県	佐川町	13,114	処理施設、ポンプ施設	0																											
高知県	越知町	5,795	処理施設、ポンプ施設	1	62.0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2以下で改築を実施する。 水処理施設：健全度が2以下で改築を実施する。 汚泥処理施設：健全度が2以下で改築を実施する。
高知県	梶原町	3,608	処理施設、ポンプ施設	1	32.6	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/31st/">https://portal.g-nb.jp/portal/31st/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度が2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度が2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数							健全性			策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針										
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
高知県	日高村	5.030	処理施設、ポンプ施設	0																											
高知県	津野町	5.794	処理施設、ポンプ施設	0																											
高知県	四万十町	17.325	処理施設、ポンプ施設	1	5.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：点検結果をもとに、健全度3～2に該当する施設を修繕、健全度2以下のものを改築対象とする。
高知県	大月町	5.095	処理施設、ポンプ施設	0																											
高知県	三原村	1.574	処理施設、ポンプ施設	0																											
高知県	黒潮町	11.217	処理施設、ポンプ施設	0																											
福岡県	御笠川那珂川流域		処理施設、ポンプ施設	1	99.9					1		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。
福岡県	多々良川流域		処理施設、ポンプ施設	4	95.4			1	2	1		-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以下のものを修繕・長寿命化対策の対象とし、そのうち健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3以下のものを修繕・長寿命化対策の対象とし、そのうち健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下のものを修繕・長寿命化対策の対象とし、そのうち健全度2以下のものを更新対象とする。
福岡県	宝満川流域		処理施設、ポンプ施設	3	85.1					3		-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下で改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築対象とする。
福岡県	宝満川上流流域		処理施設、ポンプ施設	2	92.3					2		-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施。 水処理施設：- 汚泥処理施設：-
福岡県	筑後川中流右岸流域		処理施設、ポンプ施設	1	93.4				1			-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下で改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築対象とする。
福岡県	遠賀川下流流域		処理施設、ポンプ施設	3	83.8			1	1	1		-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/0104/">https://portal.g-nb.jp/portal/0104/</a>	H29	4	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下で改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築の対象とする。



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
福岡県	柳川市	67.777	処理施設、ポンプ施設	2	18.89	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	R1	○	<a href="https://portal.city.nagasaki.lg.jp/">https://portal.city.nagasaki.lg.jp/</a>	R1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。	
福岡県	八女市	64.408	処理施設、ポンプ施設	0	23.8							-	-	-	-	-																
福岡県	筑後市	48.339	処理施設、ポンプ施設	0	36.5							-	-	-	-	-																
福岡県	大川市	34.838	処理施設、ポンプ施設	2	27.3	1	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.city.nagasaki.lg.jp/">https://portal.city.nagasaki.lg.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
福岡県	行橋市	70.586	処理施設、ポンプ施設	6	22.7	0	0	0	2	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.nagasaki.lg.jp/">https://portal.city.nagasaki.lg.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ：健全度3以下と判断された際にLLO比較やリスク評価を行い、修繕・改築を実施する。 雨水ポンプ：健全度3以下と判断された際にLLO比較やリスク評価を行い、修繕・改築を実施する。 水処理施設：健全度3以下と判断された際にLLO比較やリスク評価を行い、修繕・改築を実施する。 汚泥処理施設：健全度3以下と判断された際にLLO比較やリスク評価を行い、修繕・改築を実施する。	
福岡県	豊前市	25.940	処理施設、ポンプ施設	1	40.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.city.nagasaki.lg.jp/">https://portal.city.nagasaki.lg.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
福岡県	中間市	41.796	処理施設、ポンプ施設	0	77.1	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-																
福岡県	小郡市	57.983	処理施設、ポンプ施設	0	94.92	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み		○	<a href="https://portal.city.nagasaki.lg.jp/">https://portal.city.nagasaki.lg.jp/</a>	H29	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
福岡県	筑紫野市	101.081	処理施設、ポンプ施設	1	95.2					1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.city.nagasaki.lg.jp/">https://portal.city.nagasaki.lg.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度が2以下のものを修繕・改築対象とする。	
福岡県	春日市	110.743	処理施設、ポンプ施設	0	100							-	-	-	-	-																
福岡県	大野城市	99.525	処理施設、ポンプ施設	0	99.9							-	-	-	-	-																
福岡県	宗像市	96.516	処理施設、ポンプ施設	7	98.4	0	0	0	2	5	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.city.nagasaki.lg.jp/">https://portal.city.nagasaki.lg.jp/</a>	H28	4	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方			
福岡県	糸島市	96.475	処理施設、ポンプ施設	2	68.7	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
福岡県	那珂川市	50.004	処理施設、ポンプ施設	36	98.5	2	13	9	8	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2の施設を修繕対象、健全度2以下の施設を改築対象とする。 本市において中継ポンプ場はなく、マンホールポンプのみを対象とする。	
福岡県	宇美町	37.927	処理施設、ポンプ施設	0	91.5							-	-	-	-	-																
福岡県	糟屋町	31.210	処理施設、ポンプ施設	0	96.4							-	-	-	-	-																
福岡県	志免町	45.256	処理施設、ポンプ施設	0	99.9	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.s-nb.jp/portal/plan">https://portal.s-nb.jp/portal/plan</a>	H28	3	-	-	-	-	-	-	-	-	対象施設がありません。	
福岡県	須惠町	27.263	処理施設、ポンプ施設	0	87.5							-	-	-	-	-																
福岡県	新宮町	30.344	処理施設、ポンプ施設	3	86	0	0	2	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29			H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とするが、多額の事業量となるため、町の財政事情を考慮し事業量の半減化を踏まえながら、修繕及び改築を実施する。	
福岡県	久山町	8.225	処理施設、ポンプ施設	0	97.0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.s-nb.jp/portal/plan">https://portal.s-nb.jp/portal/plan</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
福岡県	粕屋町	45.360	処理施設、ポンプ施設	0	98.3	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.s-nb.jp/portal/plan">https://portal.s-nb.jp/portal/plan</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	対象となる施設なし
福岡県	芦屋町	14.208	処理施設、ポンプ施設	8	99.9					8		-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築の対象とする。	
福岡県	水巻町	28.997	処理施設、ポンプ施設	1	94.9	0	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="https://portal.s-nb.jp/portal/plan">https://portal.s-nb.jp/portal/plan</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。
福岡県	岡穂町	31.580	処理施設、ポンプ施設	2	95.56				1	1		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.s-nb.jp/portal/plan">https://portal.s-nb.jp/portal/plan</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が3のものを修繕の対象、健全度が2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度が3のものを修繕の対象、健全度が2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度が3のものを修繕の対象、健全度が2以下のものを改築の対象とする。	



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率 (%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針							
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
福岡県	大任町	5.176	処理施設、ポンプ施設	0																												
福岡県	赤村	3.022	処理施設、ポンプ施設	0																												
福岡県	福智町	22.871	処理施設、ポンプ施設	0																												
福岡県	苅田町	34.963	処理施設、ポンプ施設	3	53.1	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/gwb/">https://portal.gwb.jp/portal/gwb/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設 【汚水ポンプ】 設備調査の診断結果が健全度2以下に該当する。または異常が確認された場合、改修対象とする。 【雨水ポンプ】 健全度Ⅱ以下で改修・補修を実施する。水処理施設（送風機本体）設備調査の診断結果が健全度2以下に該当する。または異常が確認された場合、改修対象とする。汚泥処理施設（汚泥脱水機）：設備調査の診断結果が健全度2以下に該当する。または異常が確認された場合、改修対象とする。
福岡県	みやこ町	20.243	処理施設、ポンプ施設	1	7.7	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/gwb/">https://portal.gwb.jp/portal/gwb/</a>	H27	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度が3のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改修の対象とする。
福岡県	吉富町	6.627	処理施設、ポンプ施設	2	34.5				2			-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/gwb/">https://portal.gwb.jp/portal/gwb/</a>	H30	R7.3.31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）：健全度4～3の設備は修繕の対象とする。健全度2以下の設備は改修対象とする。水処理施設（機械式エアレーション設備）：健全度4～3の設備は修繕の対象とする。健全度2以下の設備は改修対象とする。汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度4～3の設備は修繕の対象とする。健全度2以下の設備は改修対象とする。
福岡県	上毛町	7.458	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
福岡県	葉上町	18.587	処理施設、ポンプ施設	2	30.3	0	1	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/gwb/">https://portal.gwb.jp/portal/gwb/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚泥処理施設：健全度2以下のものを改修の対象とする。
佐賀県		832.832	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
佐賀県	佐賀市	236.372	処理施設、ポンプ施設	14	83.6	2	0	1	5	6	0	-	-	-	-	-																
佐賀県	佐賀市 (佐賀東与賀処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.gwb.jp/portal/gwb/">https://portal.gwb.jp/portal/gwb/</a>	R1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	設備調査の診断結果が健全度2以下に該当する。または異常が確認された場合、改修対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考	
						供用年数										健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
佐賀県	佐賀市 (富士南部、東与義～久保田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○			R1	5	-	-	-	-	-	-	-	設備調査の診断結果が健全度2以下に該当する、または異常が確認された場合、対策対象とする。
佐賀県	唐津市	122.785	処理施設、ポンプ施設	13	73.9	0	1	2	5	5	0	-	-	-	-	-															
佐賀県	唐津市 (唐津処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28	○			H28	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを対策対象とする。汚泥処理施設：健全度2以下のものを対策対象とする。
佐賀県	唐津市 (浜玉処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H28	○			H28	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを対策対象とする。汚泥処理施設：健全度2以下のものを対策対象とする。
佐賀県	唐津市 (呼子処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H29	○			H29	3	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを対策対象とする。汚泥処理施設：健全度2以下のものを対策対象とする。
佐賀県	唐津市 (相知処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○			H30	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを対策対象とする。汚泥処理施設：健全度2以下のものを対策対象とする。
佐賀県	唐津市 (徳須恵処理区)		処理施設、ポンプ施設	0													策定済み	H30	○			H30	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを対策対象とする。汚泥処理施設：健全度2以下のものを対策対象とする。
佐賀県	鳥栖市	72.902	処理施設、ポンプ施設	2	99.7	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○			H28	3	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ：健全度3のポンプ本体を修繕の対象。健全度2以下のポンプ本体を改築及び交換の対象とする。 水処理施設：健全度3の送風機本体を修繕の対象。健全度2以下の送風機本体を改築及び交換の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3の汚泥脱水機を修繕の対象。健全度2以下の汚泥脱水機を改築及び交換の対象とする。
佐賀県	多久市	19.749	処理施設、ポンプ施設	1	60.3	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○			H27	5	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ：健全度2以下の設備を改築・修繕対象とする。 水処理施設：健全度2以下の設備を改築・修繕対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下の設備を改築・修繕対象とする。
佐賀県	伊万里市	55.238	処理施設、ポンプ施設	2	56.3	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○			R1	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：診断結果が健全度2以下の設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：診断結果が健全度2以下の設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：診断結果が健全度2以下の設備を修繕・改築対象とする。
佐賀県	武雄市	49.062	処理施設、ポンプ施設	1	8.2	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：－ 水処理施設：概ね15年を目処に改築を検討 汚泥処理施設：概ね15年を目処に改築を検討
佐賀県	鹿島市	29.684	処理施設、ポンプ施設	9	43.5	0	0	2	0	7	0	-	-	-	-	-	策定済み	H31	○			H31	7	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度が3以下と診断された際に、LCC比較やリスク評価を参考に改築を実施。 水処理施設：健全度が3以下と診断された際に、LCC比較やリスク評価を参考に改築を実施。 汚泥処理施設：健全度が3以下と診断された際に、LCC比較やリスク評価を参考に改築を実施。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)																														
分野		下水道（施設）																														
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用率 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】										個別施設計画（＝事業計画の内容）										備考						
						供用年数					健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針										
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換		未定	対策費用 （億円）	措置の進め方			
佐賀県	小城市	44,259	処理施設、ポンプ施設	5	48.8	1	0	2	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="http://www.city.komatsu.saga.lg.jp/">http://www.city.komatsu.saga.lg.jp/</a>	H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2を修繕対象、健全度2以下に改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2を修繕対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2を修繕対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。
佐賀県	嬉野市	27,336	処理施設、ポンプ施設	1	29.4	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="http://www.city.kinoshita.saga.lg.jp/">http://www.city.kinoshita.saga.lg.jp/</a>	H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。
佐賀県	神埼市	31,842	処理施設、ポンプ施設	2	82.0	0	0	0	2	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="http://www.city.kanazaki.saga.lg.jp/">http://www.city.kanazaki.saga.lg.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
佐賀県	吉野ヶ里町	16,411	処理施設、ポンプ施設	1	92.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="http://www.town.yoshiura.saga.lg.jp/">http://www.town.yoshiura.saga.lg.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3以下と診断された際に、LCC比較やリスク評価を参考に改築を実施。 水処理施設：健全度3以下と診断された際に、LCC比較やリスク評価を参考に改築を実施。 汚泥処理施設：健全度以下と診断された際に、LCC比較やリスク評価を参考に改築を実施。
佐賀県	基山町	17,501	処理施設、ポンプ施設	1	76.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="http://www.town.yamashiro.saga.lg.jp/">http://www.town.yamashiro.saga.lg.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：ストックマネジメント計画に基づいて、施設に応じて日常点検、月点検、年点検を行う。 汚泥処理施設：ストックマネジメント計画に基づいて、施設に応じて日常点検、月点検、年点検を行う。
佐賀県	上峰町	9,283	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
佐賀県	みやき町	25,278	処理施設、ポンプ施設	1	41.2	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="http://www.city.miyaki.saga.lg.jp/">http://www.city.miyaki.saga.lg.jp/</a>	H30	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。
佐賀県	玄海町	5,902	処理施設、ポンプ施設	2	76.2	0	0	1	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="http://www.town.umai.saga.lg.jp/">http://www.town.umai.saga.lg.jp/</a>	H31	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	施設及び機械施設については、時間保全及び、状態監視保全を行う。施設が新しく機器の実際の寿命が判断するため。
佐賀県	有田町 （有田処理区）	20,148	処理施設、ポンプ施設	2	47.9	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="http://www.town.uta.saga.lg.jp/">http://www.town.uta.saga.lg.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設（ポンプ本体）：概ね15年（目標耐用年数）で改築する。 水処理施設（送風機本体）：概ね20年（目標耐用年数）で改築する。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：概ね20年（目標耐用年数）で改築する。
佐賀県	大町町	6,777	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
佐賀県	江北町	9,583	処理施設、ポンプ施設	3	77.3	0	0	0	3	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="http://www.town.hokuriku.saga.lg.jp/">http://www.town.hokuriku.saga.lg.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築を実施する。 水処理施設：健全度2以下で改築を実施する。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築を実施する。
佐賀県	白石町	23,941	処理施設、ポンプ施設	1	21.9	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="http://www.town.shirahira.saga.lg.jp/">http://www.town.shirahira.saga.lg.jp/</a>	H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	診断結果が健全度2以下の設備を修繕・改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数						健全性				策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針											
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
佐賀県	太良町	8.779	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																	
長崎県	大村湾南部		処理施設、ポンプ施設	1	89.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-		策定済み	H27	○			H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下のものを改築対象とする。
長崎県	長崎市	429.508	処理施設、ポンプ施設	28	94.4	0	0	2	7	19	0	-	-	-	-		策定済み	H30	○			H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度が2を超えるものを修繕の対象とし、健全度が2以下のものを改築の対象とする。	
長崎県	佐世保市	255.439	処理施設、ポンプ施設	13	60.4	1	0	1	5	6	0	-	-	-	-		策定済み	H30	○			H30	6	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：目標耐用年数（標準耐用年数×2倍）で改築を検討。 水処理施設：目標耐用年数（標準耐用年数×2倍）で改築を検討。 汚泥処理施設：目標耐用年数（標準耐用年数×2倍）で改築を検討。	
長崎県	島原市	45.436	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																	
長崎県	諫早市	138.078	処理施設、ポンプ施設	8	66.6	0	1	2	2	3	0	-	-	-	-		策定済み	H27	○			H27	2	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下のものを改築対象とする。	
長崎県	大村市	92.757	処理施設、ポンプ施設	8	90.3	0	0	0	1	7	0	-	-	-	-		策定済み	H27	○			H27	11	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
長崎県	平戸市	31.920	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																	
長崎県	松浦市	23.309	処理施設、ポンプ施設	1	24.2	0	0	1	0	0	0	-	-	-	-		策定済み	H27	○			H27	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
長崎県	対馬市	31.457	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																	
長崎県	壱岐市	27.103	処理施設、ポンプ施設	3	13.3	0	0	1	0	2	0	-	-	-	-		策定済み	H27	○			H27	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2/3に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2/3に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2/3に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
長崎県	五島市	37.327	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-																	
長崎県	西海市	28.691	処理施設、ポンプ施設	2	12.6	0	0	2	0	0	0	-	-	-	-		策定済み	H28	○			R3	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。	

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数					健全性					策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針										
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
長崎県	雲仙市	44.115	処理施設、ポンプ施設	7	33.2	0	0	1	2	4	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ場、水処理施設、汚泥処理施設、健全度が3のものを修繕の対象、健全度が2以下のものを改築の対象とする。	
長崎県	南島原市	46.535	処理施設、ポンプ施設	6	13.2	1	0	3	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水雨水ポンプ施設：健全度3のものは修繕の対象、健全度2以下のものは改築の対象とする。 水処理施設：健全度3のものは修繕の対象、健全度2以下のものは改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3のものは修繕の対象、健全度2以下のものは改築の対象とする。	
長崎県	長与町	42.548	処理施設、ポンプ施設	1	99.4	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕対象、健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2に該当する設備を修繕対象、健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
長崎県	時津町	29.804	処理施設、ポンプ施設	2	96.9	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設・水処理施設・汚水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
長崎県	東彼杵町	8.298	処理施設、ポンプ施設	1	44.7	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2以下のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2以下のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。
長崎県	川棚町	14.067	処理施設、ポンプ施設	1	72.0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	躯体・内部防食：健全度2以下 水処理施設：健全度3以下 汚泥処理施設：健全度3以下 非常用発電機：健全度3以下 に該当する施設を修繕・改築対象とする。
長崎県	波佐見町	14.891	処理施設、ポンプ施設	2	47.4	0	0	0	2	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ・水処理、汚泥処理の各施設は健全度3～2を修繕対象、健全度2以下を改築対象とする。
長崎県	小値賀町	2.560	処理施設、ポンプ施設	1	99.1	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：該当なし
長崎県	佐々町	13.626	処理施設、ポンプ施設	2	92.8	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	躯体・内部防食：健全度2以下 水処理施設：健全度3以下 汚泥処理施設：健全度3以下 非常用発電機：健全度3以下 に該当する施設を修繕・改築対象とする。
長崎県	新上五島町	19.718	処理施設、ポンプ施設	0																												
熊本県	熊本北部流域下水道		処理施設、ポンプ施設	3	98.1	0	0	0	0	3	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度3のものを修繕対象とし、健全度2以下のものを改築対象とする。ただし、設備単位（管体）で健全度2を上回る場合でも、各部品単位で健全度2以下のものがあれば、改築（長寿命化対策含む）対象とする。
熊本県	八代北部流域下水道		処理施設、ポンプ施設	3	76.5	0	0	1	1	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度2以下に該当する施設を改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		(1)	(2)	(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26)													(27)															
都道府県名		市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】													個別施設計画（＝事業計画の内容）					備考								
						供用年数					健全性			策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針													
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
熊本県	球磨川上流流域下水道			処理施設、ポンプ施設	4	82.3	0	1	0	1	2	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度2以下に該当する施設を改築対象とする。	
熊本県	熊本市	740.822		処理施設、ポンプ施設	44	90.3	1	1	2	4	36	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3以下で改築必要性の判断を行う。 水処理施設：健全度3以下で改築必要性の判断を行う。 汚泥処理施設：健全度3以下で改築必要性の判断を行う。		
熊本県	八代市	127.472		処理施設、ポンプ施設	8	48.4			1		7		-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	点検、調査の結果、診断で対策が必要とされたものを改築の対象とする。		
熊本県	人吉市	33.880		処理施設、ポンプ施設	7	74.7					7		-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	ストックマネジメント計画策定の中で定める判定基準に基づき、対策の必要性が認められる設備について、修繕・改築対象とする。		
熊本県	荒尾市	53.407		処理施設、ポンプ施設	6	71.0					6	0	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 雨水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。		
熊本県	水俣市	25.411		処理施設、ポンプ施設	8	53.3				1	7	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	(汚水ポンプ) 健全度調査は未実施であり、今後、判断基準を定める予定。 (雨水ポンプ) 水処理（汚泥処理）健全度3を超えると修繕対象、3以下を改築対象とする。		
熊本県	玉名市	66.782		処理施設、ポンプ施設	5	53.6					5	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
熊本県	山鹿市	52.264		処理施設、ポンプ施設	5	57.1					5		-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5								ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
熊本県	菊池市	48.167		処理施設、ポンプ施設	6	60.4				2	4		-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。		
熊本県	宇土市	37.026		処理施設、ポンプ施設	2	76.5					2	0	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：土木・建築躯体は、補修が著しく困難な場合に改築の必要性を判断する。 機械設備は、健全度3以下に該当する設備について改築の必要性を判断する。 また、電気設備については、目標耐用年数を迎える設備は改築を検討する。 水処理施設：土木・建築躯体は、補修が著しく困難な場合に改築の必要性を判断する。 機械設備は、健全度3以下に該当する設備について改築の必要性を判断する。 また、電気設備については、目標耐用年数を迎える設備は改築を検討する。 汚泥処理施設：土木・建築躯体は、補修が著しく困難な場合に改築の必要性を判断する。 機械設備は、健全度3以下に該当する設備について改築の必要性を判断する。 また、電気設備については、目標耐用年数を迎える設備は改築を検討する。		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考
						供用年数					健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針									
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方		
熊本県	上天草市	27.006	処理施設、ポンプ施設	1	16.4						1	0	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	7	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
熊本県	宇城市	59.756	処理施設、ポンプ施設	1	50.8						1	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
熊本県	阿蘇市	27.018	処理施設、ポンプ施設	3	26.4	0		1			2	-	-	-	-	策定済み	R1	○		R1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ・水処理・汚泥濃縮・汚泥脱水設備とともに目標耐用年数に達したら改築対象とするが、年次計画に基づく点検・調査により、健全度2以下で修繕・改築を行う。
熊本県	天草市	82.739	処理施設、ポンプ施設	12	35.4		1				11	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
熊本県	合志市	58.370	処理施設、ポンプ施設	7	96.3	-	-	-	-	7	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。
熊本県	美里町	10.333	処理施設、ポンプ施設	0																										
熊本県	玉東町	5.265	処理施設、ポンプ施設	0																										
熊本県	南関町	9.786	処理施設、ポンプ施設	1	26.3						1	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
熊本県	長洲町	15.889	処理施設、ポンプ施設	3	96.2						3	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	○流砂施設：健全度3と判断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討。結果により設備を修繕・改築対象とする。 ○ポンプ施設（汚水）：健全度3以下で改築必要性を検討。 ○汚泥処理施設：健全度3以下で改築必要性を検討。 ○電気計装設備：時間保力で改築検討。
熊本県	和水町	10.191	処理施設、ポンプ施設	1	16.7				1							策定済み	R4	○		H29	5	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3以下のものを修繕・長寿命化対策の対象とし、そのうち健全度2以下のものを更新対象とする。標準耐用年数を目標に改築を検討する。 汚泥処理施設：健全度3以下のものを修繕・長寿命化対策の対象とし、そのうち健全度2以下のものを更新対象とする。標準耐用年数を目標に改築を検討する。
熊本県	大津町	33.452	処理施設、ポンプ施設	3	77.4						3	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築対象とする。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考
						供用年数							健全性				策定状況			内容			維持管理・更新の基本方針								
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方			
熊本県	菊陽町	40.984	処理施設、ポンプ施設	3	97.8			1		2		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.kikyo.lg.jp/</a>	H30	1	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下のものを改築対象とする。
熊本県	南小国町	4.048	処理施設、ポンプ施設	1	42.3			1				-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.nankokuni.lg.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設、水処理施設、汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。
熊本県	小国町	7.187	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
熊本県	産山村	1.510	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
熊本県	高森町	6.325	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
熊本県	西原村	6.802	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
熊本県	南阿蘇村	11.503	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
熊本県	御船町	17.237	処理施設、ポンプ施設	2	51.0					2		-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.mitsushima.lg.jp/</a>	H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。水処理施設：健全度3と診断された際に、リスク評価を参考に改築の実施を検討する。
熊本県	嘉島町	9.054	処理施設、ポンプ施設	3	74.8			1	2			-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.kajima.lg.jp/</a>	H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
熊本県	益城町	33.611	処理施設、ポンプ施設	1	92.7					1		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.tachibana.lg.jp/</a>	H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
熊本県	甲佐町	10.717	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
熊本県	山都町	15.149	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
熊本県	氷川町	11.994	処理施設、ポンプ施設	1	88.7					1		-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.hirakawa.lg.jp/</a>	H29	8	-	-	-	-	-	-	-	-	処理場を廃止し、広域の処理場へ編入を計画している。



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)			
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用率 (%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）											個別施設計画（＝事業計画の内容）														備考		
						供用年数											健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針						
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)	措置の進め方				
大分県	大分市	478.146	処理施設、ポンプ施設	18	66.2		1	4	2	11		-	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	5	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設（ポンプ本体）：健全度2以下で改築を実施。 水処理施設（送風機本体）：健全度2以下で改築を実施。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度2以下で改築を実施。		
大分県	別府市	122.138	処理施設、ポンプ施設	6	68.8					6		-	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	7	-	-	-	-	-	-	-	汚水・雨水ポンプ施設（ポンプ本体）：健全度3のものは修繕の対象、健全度2以下のものは改築の対象とする。 水処理施設（送風機本体）：健全度3のものは修繕の対象、健全度2以下のものは改築の対象とする。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度3のものは修繕の対象、健全度2以下のものは改築の対象とする。		
大分県	中津市	83.965	処理施設、ポンプ施設	4	45.1	0	0	1	1	2	0	-	-	-	-	-																	
大分県	中津市 (中津処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。		
大分県	中津市 (三光処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。		
大分県	中津市 (山面処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○			H30	5	-	-	-	-	-	-	-	健全度3～2のものを修繕対象、健全度2以下のものを改築の対象とする。		
大分県	日田市	66.523	処理施設、ポンプ施設	5	75.3	0	0	0	1	4	-	-	-	-	-	-																	
大分県	日田市 (日田処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/21st/">https://portal.g-nb.jp/portal/21st/</a>		H28	4	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：診断結果が健全度2以下、異常の確認又はその兆候が発生し保守では対応困難な設備について、修繕及び改築を実施する。水処理施設：-汚泥処理施設：-			
大分県	日田市 (大山処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.g-nb.jp/portal/21st/">https://portal.g-nb.jp/portal/21st/</a>		H30	4	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：診断結果が健全度2以下、異常の確認又はその兆候が発生し保守では対応困難な設備について、修繕及び改築を実施する。水処理施設：-汚泥処理施設：-			
大分県	佐伯市	72.211	処理施設、ポンプ施設	6	27.6	1	1	0	1	3		-	-	-	-	-	策定済み																
大分県	臼杵市	38.748	処理施設、ポンプ施設	5	48.5			1	0	4		-	-	-	-	-																	
大分県	臼杵市 (臼杵処理区)		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○			H27	7	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備は改築とする。 健全度3で健全度4.5に回復（長寿命化）させる。		

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

分野		下水道（施設）		(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考					
						供用年数						健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針											
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)		措置の進め方				
大分県	臼杵市 (野津処理区)		処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-	策定済み	R4	○	<a href="#">http://www.city.usuki.lg.jp/</a>	R4	7	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備は改築とする。健全度3で健全度4.5に回復（長寿命化）させる。		
大分県	津久見市	17,969	処理施設、ポンプ施設	1	55.4						1		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.tsukumi.lg.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設（送風機本体）：健全度2以下に該当する設備を対象とする。また、平成30年度策定に見直し予定のストックマネジメント計画にて修繕・改築の判断基準を定め、対象施設の健全度に応じた修繕及び改築を実施する。 汚泥処理施設（汚泥脱水機）：健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。		
大分県	竹田市	22,332	処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-																
大分県	豊後高田市	22,853	処理施設、ポンプ施設	3	52.6			0	2	1			-	-	-	-	-																
大分県	豊後高田市 (高田処理区)		処理施設、ポンプ施設	1	43						1		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.toyohata.lg.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
大分県	豊後高田市 (真玉処理区)		処理施設、ポンプ施設	1	6					1			-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.toyohata.lg.jp/</a>	R29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
大分県	豊後高田市 (香々地処理区)		処理施設、ポンプ施設	1	3					1	0		-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.toyohata.lg.jp/</a>	R29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
大分県	杵築市	30,185	処理施設、ポンプ施設	5	35.5	1			1	1	2		-	-	-	-	-																
大分県	杵築市 (杵築処理区)		処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.kimriki.lg.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	雨水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕・長寿命化対策の対象。健全度2位以下のものを更新対象とする。概ね15年を目標に改築を検討。 汚水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕・長寿命化対策の対象。健全度2位以下のものを更新対象とする。概ね10年を目標に改築を検討。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕・長寿命化対策の対象。健全度2位以下のものを更新対象とする。概ね15年を目標に改築を検討。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕・長寿命化対策の対象。健全度2位以下のものを更新対象とする。概ね15年を目標に改築を検討。	
大分県	杵築市 (山香処理区)		処理施設、ポンプ施設	0									-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.kimriki.lg.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2位以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度2位以下のものを改築の対象とする。		
大分県	宇佐市	56,258	処理施設、ポンプ施設	1	35.9	0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.uzo.lg.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2位以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象。健全度2位以下のものを改築の対象とする。		





個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考				
						供用年数						健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針										
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定済み	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)		措置の進め方			
宮城県	三股町	25.404	処理施設、ポンプ施設	1	46.3	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○		R2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
宮城県	高原町	9.300	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
宮城県	国富町	19.606	処理施設、ポンプ施設	5	41.2	1	0	2	2	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="https://portal.city.natori.lg.jp/">https://portal.city.natori.lg.jp/</a>	H28	5	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 前処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。	
宮城県	緑町	7.345	処理施設、ポンプ施設	1	58.4	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.nab.lg.jp/">https://portal.city.nab.lg.jp/</a>	H30		-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 前処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
宮城県	高鍋町	21.025	処理施設、ポンプ施設	1	36.0	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.tanabe.lg.jp/">https://portal.city.tanabe.lg.jp/</a>	H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 水処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度2以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。
宮城県	新富町	17.373	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
宮城県	西米良村	1.089	処理施設、ポンプ施設	1	38.9	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.village.nishimiyama.lg.jp/">https://portal.village.nishimiyama.lg.jp/</a>	H30		-	-	-	-	-	-	-	-	-	土木・建築躯体の調査は、10年に1度視覚調査、20年はつり調査等を行う事とする。また、各設備の標準耐用年数を考慮し、5～7年に1度実施することとする。また、高回転機器である機械式エアレーション設備、汚泥脱水設備は1年に1度視覚調査、振動調査を行い、劣化の兆候を把握する。
宮城県	木城町	5.231	処理施設、ポンプ施設	1	71.6	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.kiikawa.lg.jp/">https://portal.city.kiikawa.lg.jp/</a>	H30	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下で改築を実施する
宮城県	川南町	16.109	処理施設、ポンプ施設	1	22.1	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.city.kawana.lg.jp/">https://portal.city.kawana.lg.jp/</a>	H30		-	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕対象。健全度2以下のものを改築の対象とする。
宮城県	都農町	10.391	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
宮城県	門川町	18.183	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-																
宮城県	陸塚村	1.739	処理施設、ポンプ施設	1	12.8	0	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="https://portal.village.rikuzakura.lg.jp/">https://portal.village.rikuzakura.lg.jp/</a>	H30		-	-	-	-	-	-	-	-	-	管路マンホール（蓋を含む）：緊急度がⅠ、Ⅱのものを修繕・改築対象とする。 処理場施設：健全度2以下のものを更新対象とする。



個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0)		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	
都道府県名	市区町村名 （流域・組合等）	人口 （百人） H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 （箇所）	施設の 利用状況 普及率（%）	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】）										個別施設計画（＝事業計画の内容）															備考
						供用年数										健全性					策定状況			内容		維持管理・更新の基本方針					
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 （予定）	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 （億円）	措置の進め方			
鹿児島県	出水市 （高尾野処理区）		処理施設、ポンプ施設	2	17.5	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.usui.kagoshima.lg.jp/</a>	H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。
鹿児島県	指宿市	41,831	処理施設、ポンプ施設	4	28.10	1	0	1	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○	<a href="#">http://www.city.suzoku.kagoshima.lg.jp/</a>	H28	8	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕・長寿命化対策の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。概ね15年（目標耐用年数）を目処に改築を検討。 水処理施設：健全度3～2のものを修繕・長寿命化対策の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。 汚泥処理施設：健全度3～2のものを修繕・長寿命化対策の対象、健全度2以下のものを更新対象とする。
鹿児島県	西之表市	15,967	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
鹿児島県	垂水市	15,520	処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-															
鹿児島県	薩摩川内市	96,076	処理施設、ポンプ施設	3	10.9				2	1		-	-	-	-	-															
鹿児島県	薩摩川内市 （川内処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.samo-kawachi.kagoshima.lg.jp/</a>	H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度調査は未実施のため、今後「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」等を参考に判断基準を定める予定。
鹿児島県	薩摩川内市 （中郷・中野処理区）		処理施設、ポンプ施設	0								-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.samo-kawachi.kagoshima.lg.jp/</a>	H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2に該当する施設を修繕・改築対象とする。
鹿児島県	日置市	49,249	処理施設、ポンプ施設	4	41.0					4		-	-	-	-	-	策定済み	H30	○	<a href="#">http://www.city.hioki.kagoshima.lg.jp/</a>	H28	5									汚水ポンプ施設：診断結果が健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 水処理施設：診断結果が健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。 汚泥処理施設：診断結果が健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。
鹿児島県	曾於市	36,557	処理施設、ポンプ施設	1	12.5				1			-	-	-	-	-	策定済み	H29	○	<a href="#">http://www.city.souji.kagoshima.lg.jp/</a>	H29	7	-	-	-	-	-	-	-	-	汚水ポンプ施設：健全度3～2のものを修繕の対象、2以下のものを改築対象とする。 水処理施設及び汚泥処理施設も同基準。
鹿児島県	霧島市（国分準人処理区）	125,657	処理施設、ポンプ施設	3	35.8	0	0	0	1	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	R2	○	<a href="#">http://www.city.kirishima.kagoshima.lg.jp/</a>	R2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	過年度のストックマネジメント計画に基づき、健全度が劣超のものを修繕（含む維持）の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。
鹿児島県	霧島市 （高千穂処理区）		処理施設、ポンプ施設	1	21.3	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.kirishima.kagoshima.lg.jp/</a>	H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	過年度のストックマネジメント計画に基づき、健全度が劣超のものを修繕（含む維持）の対象とし、健全度2以下のものを改築の対象とする。
鹿児島県	いちき串木野市	29,282	処理施設、ポンプ施設	2	37.0				1	1		-	-	-	-	-	策定済み	H27	○	<a href="#">http://www.city.ichiki-kumiyoshi.kagoshima.lg.jp/</a>	H27	5	-	-	-	-	-	-	-	-	健全度2以下に該当する設備を改築対象とする。また、期間計画保全施設は、目標耐用年数（標準耐用年数×1.5）を越える設備は改築を検討する。











個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の一覧

(0) 分野		下水道（施設）		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)		
都道府県名	市区町村名 (流域・組合等)	人口 (百人) H27年国勢 調査より	施設種類	施設数 (箇所)	施設の 利用状況 普及率(%)	施設の老朽化状況（施設数（箇所）【令和3年度末時点】											個別施設計画（＝事業計画の内容）											備考				
						供用年数											健全性					策定状況			内容				維持管理・更新の基本方針			
						0～5	6～10	11～15	16～20	20～	不明	劣化なし	緊急度Ⅲ	緊急度Ⅱ	緊急度Ⅰ	未点検	策定年度 (予定)	公表の有無	URL	計画 初年度	計画期間	更新	修繕	廃止	機能転換	未定	対策費用 (億円)		措置の進め方			
沖縄県	本部町	13,536	処理施設、ポンプ施設	9	63.6	0	0	0	0	9	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	ポンプ施設：健全度2以下で改築、健全度3で修繕を検討する。 水処理施設：健全度2以下で改築、健全度3で修繕を検討する。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築、健全度3で修繕を検討する。	
沖縄県	読谷村	39,504	処理施設、ポンプ施設	1	24.6	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-																
沖縄県	読谷村 (伊佐浜処理区)		処理施設、ポンプ施設	0	26.2							-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-		
沖縄県	読谷村 (楚辺処理区)		処理施設、ポンプ施設	1	95.1					1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H27	○		H27	7	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：本処理区は、平成23年度に長寿命化計画を実施しているが、今後、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」等を参考に、判断基準を定める予定である。 汚泥処理施設：本処理区は、平成23年度に長寿命化計画を実施しているが、今後、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」等を参考に、判断基準を定める予定である。	
沖縄県	嘉手納町	13,685	処理施設、ポンプ施設	2	100.0	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	今後、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」等を参考に、判断基準を定める予定である。	
沖縄県	北谷町	28,308	処理施設、ポンプ施設	3	98.7	1	0	1	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-	今後、下水道施設ストックマネジメント計画（ポンプ修繕）を策定し、改築・修繕の基準を定めるが、基本的に附帯第2汚水中心ポンプ場の長寿命化計画に準じる。	
沖縄県	北中城村	16,148	処理施設、ポンプ施設	0	63.8	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	6	-	-	-	-	-	-	-	-		
沖縄県	中城村	19,454	処理施設、ポンプ施設	0	60.9	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-		
沖縄県	西原町	34,508	処理施設、ポンプ施設	0	42.4	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-		
沖縄県	与那原町	18,410	処理施設、ポンプ施設	0	34.4	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H28	○		H28	7	-	-	-	-	-	-	-	-		
沖縄県	南風原町	37,502	処理施設、ポンプ施設	0	70.3	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	策定済み	H29	○		H29	6	-	-	-	-	-	-	-	-		
沖縄県	渡嘉敷村	730	処理施設、ポンプ施設	1	32.8	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	R3	○		R3	7	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3(3.0～2.1)を修繕対象、健全度2以下を改築対象とする。	
沖縄県	産間味村	870	処理施設、ポンプ施設	1	63.5	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度2以下で改築、3以下で修繕を検討する。 汚泥処理施設：健全度2以下で改築、3以下で修繕を検討する。	
沖縄県	久米島町	7,755	処理施設、ポンプ施設	2	69.0	0	0	0	0	2	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	6	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設、汚泥処理施設、施設の長寿命化計画を平成23年度にイーフ浄化センター（イーフ処理区）、平成24年度に清浄化センター（仲自処理区）を実施し、土木建築、機械、電気などの設備ごとに評価を行っている。健全度判定の考え方を以下に示す。 ・健全度が2.0以下となる設備を「改築必要」と評価する。 ・健全度が2.0を上回る場合でも、各部品で2.0以下となる場合は「改築必要」と評価する。	
沖縄県	竹富町	3,998	処理施設、ポンプ施設	1	7.8	0	0	0	0	1	0	-	-	-	-	-	策定済み	H30	○		H30	7	-	-	-	-	-	-	-	-	水処理施設：健全度3～2のものを修繕の対象、健全度2以下のものを改築対象とする。	